

平成17年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第3号）

平成17年3月14日（月）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第1号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について
- 日程第3 議案第2号 岐阜県市町村会館組合同規約の一部を改正する規約について
- 日程第4 議案第3号 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約について
- 日程第5 議案第4号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 日程第6 議案第5号 証明書の交付等の事務委託に関する協議について
- 日程第7 議案第6号 行政組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第7号 瑞穂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第8号 瑞穂市法定外公共物管理条例の制定について
- 日程第10 議案第9号 瑞穂市土地取得事業特別会計条例の制定について
- 日程第11 議案第10号 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第11号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第12号 瑞穂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第13号 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第14号 瑞穂市文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第15号 瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第16号 瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第17号 瑞穂市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第18号 瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第19号 瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第20号 瑞穂市普通河川等取締条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第21号 瑞穂市営土地改良事業の賦課の基準等の承認を求めることについて
- 日程第23 議案第22号 平成16年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第23号 平成16年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第24号 平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第25号 平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第26号 平成16年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第28 議案第27号 平成16年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第28号 平成16年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第29号 平成17年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第31 議案第30号 平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第32 議案第31号 平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算
- 日程第33 議案第32号 平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第34 議案第33号 平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
- 日程第35 議案第34号 平成17年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第36 議案第35号 平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算
- 日程第37 議案第36号 平成17年度瑞穂市土地取得事業特別会計予算
- 日程第38 議案第37号 平成17年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第39 議案第38号 市道路線の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	12番	藤橋礼治
13番	山本訓男	14番	広瀬捨男
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	山田隆義

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
水道部長	松野光彦	教育次長	福野正
行政推進チーム 総括課長	松井善勝		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（土屋勝義君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

議長（土屋勝義君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

6 番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） おはようございます。民主党の松野でございます。

ただいまから 2 点について一般質問を行いたいと思います。よろしくをお願いします。

第 1 点につきましては国民健康保険の問題、それからもう 1 点についてはウォーキングコースについてでございます。

最初に、国民健康保険制度の将来についてということで御質問をいたします。

平成12年の国勢調査によりますと、穂積町、巢南町の人口は4万 6,289名ということでございます。そのうち14歳以下が 7,899人、それから15歳から64歳の生産人口といった方が3万 2,864名、それから65歳以上が 5,526人というふうになっておりました。当時は比較的若いまちとっております。現在は、瑞穂市人口4万 8,800人ということで、合併後、増加傾向にあるということは皆さんも御承知のとおりだと思います。それに伴い65歳以上が 6,450名ということで、人口に占める割合というのは13.3%近くになっております。この状態が続きますと、本市においても数年後には確実に高齢社会、高齢市というふうになってまいります。国連の定義によりますと、65歳以上が人口の7%以上14%未満になりますと「高齢化社会」というふうに言います。それが14%以上になりますと「化」が抜けまして「高齢社会」となります。お隣の羽島市では、15年度の資料に基づきますと65歳以上が16%となっており、したがって高齢市と言ってもいいと思います。また、岐阜県下においても、岐阜県の統計ですと岐阜県自体が17%ということであり、まさに高齢の県であるというふうに思っております。

そこで、特別会計の国民健康保険事業について質問をいたしますが、これにかかわる問題については、現在厚生委員会の中でいろいろと御検討をされていると思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、現在国民健康保険に加入されている人といいますと、世帯数で約 7,300世帯ありま

す。これは瑞穂市の全世帯数の43%近くを占めております。また、被保険者は1万5,000人ということで、これは人口の約30%ということでございます。この保険制度は、いろいろ皆さんが病気をしたり、けがをしたり、あるいは入院と、それから手術、こういったことに対して大変な医療費とか治療費が要るということで、相互の理解を得ながらこの保険制度があるわけでございますが、それに従って、費用負担については瑞穂市国民健康保険条例第6条によって、費用の一部を加入者からいただいておりますということでございます。それで、医療の高度化や高齢者の増加により、保険の給付金は毎年増加傾向にあるということでございます。

16年度の歳入歳出は36億ということで見えておるんですが、歳入については、国民健康保険税が13.4億円、それから国庫負担とか補助金等で約9.2億円、それから療養給付費の交付金が4.7億円、それから繰入金で3.3億ということで36億の収入を見ておるわけですが、一方、歳出につきましては、保険給付費が20億円、老人保健の拠出金が8億円、介護納付金が2億円、基金の積立金4億ということで、今現在、この16年度の36億を見ておるわけですが、この計画が順調にいつているか、これをまず1点質問したいと思います、よろしくお願ひします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 松野議員さんの国民健康保険制度ということでお尋ねの件についてお答えいたします。

今16年度の関係で順調にいつているかという御質問かと思いますが、現時点では当初に計画しましたとおり、国民健康保険の収入とか事業計画等は今のところ順調に進んでいるというふうに解釈しております。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） はい、ありがとうございました。

順調にいつておるといってお話でございますが、この収納の率ですね、多分90%か何かという話を聞いておるんですが、この16年度の収納率、それからそれが何世帯ぐらいになるのか、前年度と比較してどんなくらいになっておるかということをお聞きしたいと思います、よろしくお願ひします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 収納率の関係でございますが、まず平成15年度の収納率からお話ししますと、現年度の一般分ということで89.63%、それから退職分が98.69%ということで、合計しますと90.96%でございます。これを、平成16年度でございますが、現在目標としておりますのは、一般分が90%、退職分が99%ということで、91%以上の収納率を目標に、現在収納関係で努力しておるということでございます。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） やはり税の徴収といいますか、公平にさせていただかないといけないということが原則でございますけど、世帯数にしてどのくらいになるか、金額にしてどのくらいになるかということがわかれば教えてほしいと思いますが。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 世帯数では特に統計はとってございませんけど、収納関係でございますけど、滞納分ということで、滞納金額ですね、事務的に調定行為ということを行うわけでございますが、それが約4億8,000万、現時点ではこれが4億4,000万ということで、4,000万ほどの収納を見ておるということでございます。それから現年度分でございますが、調定ということで金額が14億9,700万円でございます。現時点では滞納、一般合わせまして、収納率は32.44%ということでございます。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 詳細については、多分厚生委員会の方でいろいろと御検討されておるとしますので、まずこれはこのくらいにして次へ進みます。

17年度の予算ということで提示をされておるわけですが、国民健康保険の方で31億8,400万を17年度は計上をされております。前年度と比べますと、歳入が8,000万の増を見込んでおるわけですが、そのうち国民健康保険税で6,000万の歳入増ということでございますが、これは市税である固定資産とか市民税、まだもろもろあるんですが、そういったものの収入増を見ているのか、あるいは新規加入者で、去年は240世帯ですか、200世帯近くの増を見てこの6,000万を計上をしているのか、ここについてお聞きしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 平成15年度から16年度の収入増ということでございますが、税率については改定はしておりませんので、被保険者の加入増、あるいは固定資産税の増等を見込んで計上をさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 次へ行きますが、「未納」とか「滞納」という言葉をよく聞くわけですが、国民健康保険の被保険者であった人が、何らかの理由で保険者の資格を失った者、そういった方が例えば未納と言うのか、そこら辺私の方もまだ勉強不足でございますが、この解釈ですね。未納というのはどういうことを言うのかな。保険者だった人が保険を払わなかった、それとも資格喪失者をそう言うのかということですが、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 言葉上の関係でございますけど、私どもで解釈しておりますのは、現年度分、いわゆる平成16年度分の国保税を納期限済んでまだ納めていない人を未納者、それから15年度以前の国民健康保険税を滞納しておる方を滞納者ということで、一応区分けはしております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 被保険者資格の喪失者というのは、ちょっと僕よくわかりませんが、わかれば教えてほしいんですが。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 被保険者喪失ということですが、国民健康保険から脱退された人、国保から脱退、喪失ということで、資格を失った方が喪失ということでございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） はい、わかりました。ありがとうございました。

滞納者にも一応国民健康保険証が交付されていると思いますが、滞納者については一般の人と同じような格好の保険証が行っているのか、あるいは短期の保険証、こういったものを指しているのかということです。特別な事情がないにもかかわらず、故意に長期間滞納をしている人、こういった方にも保険証というのは交付されているのか。それから長期滞納している人には保険証の返還を求めることができるわけですが、ここで言う長期というのは何年を言っているのか、1年と言うのか2年と言うのかわかりませんが、長期ということはこれは何年ということでございますか、ひとつよろしくお願いします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 被保険者証の関係でございますが、納税状況によりまして短期保険者証を発行しております。滞納のまま納税相談とか指導等を拒否された悪質な方ですね、長期滞納者、過去5年も6年もということで長い期間に滞納をされておる方につきましては、資格証明書というものに変えております。これは国保の資格があるということだけで、窓口では10割払っていただくと。それから納税相談とか、それから滞納金額によって納税をしていただいた方につきましては短期の保険者証ということで発行しております。これは窓口では3割の自己負担ということでの保険証を区分けして発行しております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） これ短期保険証というのはこの中にも書いてあったんですが、6カ月の期間ということではないんですね。

次ですが、滞納者ということでございますが、滞納している方については、やっぱりその家庭の実態をよく調査をして、本当に保険税が納入できないのか、ここら辺を詳細に分析をしているかということでございますが、被保険者間の公平性から国民健康保険税というのは納めていただくのは必要ではあります、いろんな都合によりまして、リストラや高額医療費等、こういった負担で生活が苦しくて納められないということもあると思います。また、納める能力がありながら、一部国会で問題になったような国民年金の未加入といったもの、あるいはNHKの不祥事による受信料の支払いをしないというさまざまな要因があると思いますが、そこら辺についてきめ細かく分析をされているかということですが、よろしくお願ひします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 滞納状況を詳細に調査しているかということのお尋ねかと思いますが、瑞穂市に居住事実のない方以外はほぼ把握しておりまして、個々に納税相談、あるいは指導を行っております。これには未納のお知らせとか催告状の発送、あるいは呼び出しということを行っております。個々の納税者の状況によりまして、先ほど言いましたように、短期の保険者証の発行とか資格証明書ということで、呼び出したりいろんなことをしながらやっております。そのほかに、これは平成16年度からでございますが、徴収の係員を配置しまして、税務課の徴収専門官の協力を得ながら滞納整理等を行っております。これには預貯金の差し押さえとか、それから不動産の差し押さえ、抵当権の設定、あるいはそのほかに預貯金とか資産の状況の調査と、いろんなことをできる限り調査できる方法で未納の解消に努めておるといふことでございますので、よろしくお願ひします。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） やっぱり公平性ということがございますので、本当に払っていただける方についてはしっかり払ってもらおうということで、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

国民健康保険税の納入ができない人については、瑞穂市市税条例の51条にあるんですが、生活保護の規定による保護を受けている人、それから当該年度に所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずる者、例えば学生とか生徒という人が減免の制度に入るんですが、この中に、「このほかに特別の事由がある者」という言葉があるんですが、この今言いました生活保護、所得のない人、学生・生徒以外に、このほかに特別の事由がある者というふうになってはいますが、このほかにというのはどんな方が対象になるかということですが、お尋ねしたいと思ひます。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） まず国民健康保険税でございますが、税を算出するときに、収入の少ない方につきましては7割、5割、2割の軽減を行っております。それ以外に、今のところ

賦課の段階でそれぞれ減額しておりますので、減免ということでは、特別国保単独では計画しておりませんが、特に災害とかいろんなことが起きたときには、災害をそれぞれ特定しまして減免条例が制定されるかと思っておりますが、そのほかについては特に国保上では減免はしていません。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 詳細等については、また後ほど折を見て部長さんの方へお尋ねに行きます。

次に、高度な医療、治療により高額な費用の負担というものが発生をするわけですが、この瑞穂市健康保険高額医療費資金貸付条例第84号というものがあるんですが、この貸付額ですね。高額医療療養見込み額の10分の8ということと、また1世帯につき1ヵ月100万円を超えることができないとなっておりますが、この貸付制度、これで十分機能しているかということでお尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 高額療養費の貸付制度ということでございますが、現時点で平成15年度ではたしか1件の貸し付けがあったかと思えます。これは高額療養費ですので、2ヵ月後に高額療養費は返ってきますので、ある程度の期間の資金の調達さえしていただければ、順次うまく機能していくかと思えますが、今のところはその100万前後で十分機能が達しているかと思っております。それほど多くの金額の高額療養費の貸付者について貸し付けをしたわけではございませんので、また利用者も今年度ではたしか1件ということでございますので、これについてはPRどうのこうのということもあろうかと思えますが、その辺のことも踏まえましてPR等もしていきたいというふうには思っております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 高額医療に対する貸し付けが1件あったということでございますが、私たちの職場といいますか、勤労者の例えばお子さんが心臓病等で非常に高額なお金がかかるということで、よく資金カンパが来るわけですね。そして医療を外国等でやってくるわけですが、そういった特異なといいますか、本当に難病といったものも発生すると思えますので、そこら辺は100万円という枠に絡めなくて、そこら辺は市長さんの判断のところ、それ以上のお金を出していただくような格好で配慮願えればいいかなと思えますが、市長さんどうでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 高額医療の補助というか、助成ということですがけれども、今は私ども制

度的にやっておりますのは、保険の対象になる医療というものを基準で考えておりますので、今のお話で、日本でできないからと外国へ行って何千万と使ってというような治療については、今補助の対象としては考えていないということです。ですから、大体保険で治療される場合の高額医療費だと、今の金額で大体2ヵ月ぐらいで支払いが来ますので、月50万か60万までぐらいのペースですずっといくものならそれで完全に回るだろうと、こういうふうに思っておりますけど。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） はい、ありがとうございました。次へ進みます。

1世帯当たりの保険税の負担金といいますと、大体約20万円前後だというふうに思います。したがって1人当たり10万円前後ですが、勤労者が定年後、国民健康保険等に翌年すぐ入りますと、保険税が40数万円というふうになるわけですね。大体国民健康保険の方が10数万円高いわけですね。したがって、1年後に国保に切りかえるというのが大半の勤労者というふうに思っております。税額等については均等割額とか所得割額、こういった合算によってやられているのでございます。もちろん退職金等も入っておるんですが、なぜ国民健康保険にすぐ入らないのか。やっぱり税の徴収方法が何か違うのかなというふうに思うわけですが、なぜサラリーマン等がやめた場合に、すぐ国民健康保険に加入しないかということでお尋ねしたいと思っております。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） サラリーマンが退職後すぐ国保になぜ入らないかということですが、政府管掌健康保険には継続療養ということで、2年間そういう制度がございます。大半の方は、その継続療養制度の2年間を政府管掌の社会保険の方をお使いになられて、それから国民健康保険に加入されるケースが多いかと思っております。それですと年金だけと。前年度の所得が国保の所得割に算定されるのではなしに、年金か、あるいはほかの事業所へ行かれて、現職でおられたときよりも収入がはるかに少なくなった時点で国民健康保険税が算出されるということがございますので、継続療養制度をフルに御活用になっているのではないのかなと推察します。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 2年目から切りかえるというのが大半でございます。わかります。

市民が健康であればこの国民健康保険の制度も継続するわけですが、現在の国民健康保険制度が継続されれば、財政面から見て非常に危険な状態になっていくということがわかるわけです。というのは、今現在が一般会計から繰入金というものをに入れて何とかこの運営をしている

ということですが、この国民健康保険制度の今後の見通しについてお考えをお聞きしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 今後の国民健康保険ということですが、平成17年度の国保の会計予算につきましては、三位一体改革ということで、都道府県の財政調整交付金が5%導入されます。また、保険税の軽減分の保険基盤安定制度においても、国の2分の1の負担を県に移譲し、県の事業負担は4分の1から4分の3に変更というようなこととか、あるいは医療費制度の改正で保険者を市町村から県への移管ということで、今国の方ではいろいろ議論されておりますが、そんなようなことから市の関係でどうかということですが、私どもの現時点では、先ほど松野議員さんが言われましたように、健康であれば医療費が少ないというようなことから、健康づくり諸施策ということで、保健事業費ということで、平成17年度につきましては国民健康保険税の約1%相当を保健事業に充てております。これは疾病予防ということで、保健センターと密に連絡、協調をしながらそれぞれ健診体制を強化していきたい。例えば30歳とか35歳の節目健診等をやりながら、健康予防に十分配慮しながら努力していきたいというふうに思っております。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） やっぱり自分の健康というのはみずから守っていくのが大切であるということがわかるわけですが、行政として現在健康診断とか人間ドック、または健康教室といういろいろ開催をさせていただいておりますが、行政として十分これでサービスをしているというふうにお考えでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） その辺につきましてはそれぞれのお考えがあらうかと思えます。私の方も疾病予防ということで、国民健康保険の加入者以外にも、全市民を対象にいろんな事業を計画しております。それぞれの立場でいろんな価値の判断があらうかと思えますが、十分であるかどうかということですので、これにつきましては財政との絡みがございますので、できる限り努力していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） この問題についての最後でございますが、現在、小泉総理が郵政民営化等といろいろ言っておるんですが、国民の願ひというのは年金・医療・福祉、それから景気対策、これを強く望んでおります。もちろん市民も同じだと思いますので、市長さんも市民の目線に立った行政サービスを積極的に行っていただくことを強く要望いたしまして、この質問

を終わります。

第2点目のウォーキングコースということでございますが、これは健康につながる問題でございます。みずからの健康はみずからが守るというのが大切ではございますが、この市民の健康づくりの場として公共施設の整備や設備の充実、これが大事ではないかということでございます。施設としてはいろいろございます。市民センター、野球場とかサッカー場、テニスコート、弓道場、ゲートボール場等、立派なものがございます。それぞれの施設に対する費用といいますが、土地の購入、それから建物、こういったものについては多額の費用を投入してきているということでございます。そのような施設を利用する人というのはある程度限定された方だというふうに思うわけです。よく言われます費用対効果ということでございますが、それだけで評価するというのは私は無理な点もあるというふうに思いますが、何よりも市民がスポーツを行うことによって健康であればよいというふうに私は思うわけでございます。そこで、歩道や堤防敷を利用してだれでも気軽にできまして、健康の保持とか体力の向上に適するのがウォーキングやランニングではないかというふうに思うわけでございます。そのコースをつくっていただくにしても、ほとんどお金はかからんというふうに思います。本当にお金のかからない第一の健康法ではないかというふうに思うわけでございますが、瑞穂市のいろいろ資料を見ましたが、ウォーキングコースについてはどこにも載っていないような気がしております。現在、瑞穂市にはそういったコースが、いつごろからだれが設定されたのか、今日までだれが維持管理をしてきたかということの説明をしていただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 松野議員さんのウォーキングについてのお尋ねにお答えします。

議員の言われるとおり、ウォーキングは健康保持に大切なことだと私どもも理解しております。

まずコースの関係でございますが、平成8年度に県の健康増進課、現時点では健康政策課の関係でございますが、この事業で旧穂積町では2カ所、旧巢南町では2カ所の計4カ所が健康ふれあいリゾート街道として推薦をし、一応ウォーキングコースとなっております。このコースにつきましては、旧穂積町の中川堤防を歩く中川リバーサイドウォーキング街道コース、それから長良川堤防に向かって歩き、別府観音を過ぎるきらめく穂積コースがございます。そして旧巢南町でございますが、長護寺川のどかコース、それから旧中山道を歩きます中山道桜コースがあります。当市にはこの4コースが推薦されて県の事業ということとなっております。ウォーキングは、いつでも、どこでも、だれでも、手軽で安全な運動ということであると私どもも理解しておりますが、これは自分の健康は自分で守ることからも、自分に合ったそれぞれの地域で、自分のコースを決めていただいて、ウォーキングをしていただければなおいいのかなということを思っております。ただ、こういうコースがあるのでここを歩きなさいよ

というのも一つの方法かとは思いますが、各自で適宜にコース設定をされて実施されるのも一つの方法かということで理解をしております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 瑞穂市には4コースあるということでございます。平成8年に県の方で指定をし、設定されたということでございますが、これの維持管理といいますが、現在本当に県でやっているのか、瑞穂市は全く知らなかったなということですが、これは県の方で維持管理はやっているんでしょうかね。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） このコースにつきましては、市町村から推薦して県が指定したということでございますので、維持管理については県は特にやっておられないかなと思っています。ただ、これは当時、99市町村でそれぞれコースが設定をされております。それで、この全コースを歩かれた方については、県から表彰ということがありまして、表彰関係は今も続いておりますが、これは県に照会しますと年に数件ほどしかないそうです、現実的には。合併で町村数も減っておりますが、当時では99市町村の各市町村にコースがあって、全コースを回ったとか、あるいはブロックですね、岐阜地域とか東濃という地域のコースも歩かれた方については、スタンプをそれぞれ押していただいて、それなりの表彰があったということですが、現時点では本当に数件ということで、この事業そのものも当時冊子に紹介されて、それ以後新しく改定等も出されておられませんので、なかなか皆さんに認知されるころまでは行ってないやに聞いております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） ということだと、最初につくってそのままほうってあるという解釈でいいんですね、何も維持管理していないと。市町村からこのコースについては推薦をして、県でコースを、健康リゾートといったことで指定をされておるんですが、そのままになってほったらかしてあるというような感じといいますが、何も維持管理をしないと。全く有名無実で名前だけあるというような格好の解釈でいいんでしょうか。といいますと、あとこれ質問が続きますので、このコースについて今後市側で何とかしていきますよという答弁をいただければ質問に入りたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 全然ほったらかしかということの御質問ですが、例えば旧巢南の長護寺川のコースなんかですと、雑草が生えてくるということで、川ののりなどを地元の老人クラブの御協力を願って草刈りとか、例えば中川の堤防関係でも堤防の草刈り等は実施されてい

るかと思えます。コースの設定ですので、例えば道路が悪くなっておれば、多少その辺の舗装ということも予算の範囲内で実施はされていたかと思えます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 大なり小なり市の方で何らかの形でやっているということで解釈をしていきます。

次に進みますが、この中川堤のコースですね。これリバーサイドウオーキング街道コースと言います。リバーですので川ですからこんな名前はぴったりですが、これ周回 4.5キロメートルあるというふうに案内板に書いてあるわけですが、ちょうど 1 時間強ということで最適なコースであると思われます。そこに書いてある文面は、春は桜の花のトンネルをくぐり抜け、テンピオウの黄色の花咲くフラワーロードを歩くコースであるというふうに書いてあるわけですが、私もこの中川堤は、以前、毎年 1 回、これ穂積小校区のウオーキングコースということで設定して取り入れてきましたが、参加者も非常に多く 600 から 700 名近くの方々に毎年歩いてもらっておるわけですが、このコースが昨年の夏ごろから、家族や友達等で全く歩く姿を見かけなくなったということでございます。これは何らかの要因だと思えますが、そこら辺は御承知でしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） その辺のコースの関係でございますが、私ども現実にそのコースを歩いたわけではございませんので、どのように市民の方が利用されているのか、ちょっと私は把握はしておりません。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 全く残念ですが、この原因は、現在、県道北方・多度線ということで工事をされておるわけです。したがって、工事中の通行どめの看板があるということでわかるんですが、このリバーサイドウオーキングコース、県道がことしの夏近くに完成をするわけですが、このコースを通っていかうと思いと、この道路を横断していかなければならないということでございます。この県道は重要な路線ということで、非常に車両台数も多くなってきます。ましてや、スーパー等も春に完成をするということでございます。朝日大学から 21 号線の間は多分渋滞するのではないかというふうに思うわけでございます。開通しますと、このコースを横断するには、この道路というのは橋のすぐそばと、それから穂積寄りのすぐカーブということで、非常に危険であると。横断歩道等をつくっていただいても大変危険だということに思います。健康のためウオーキングをしていて事故に遭遇しては、何のための健康づくりかということがよくわかりません。したがって、そのコースを現在どおりに使わせていただくに

は、堤防ののり面といいますか、両側に階段をつけていただくとか、それから用水路、あそこは都市下水になるんですか、広いんですが、そこら辺にもちょっと下は歩道橋をつけていただくと安心してウォーキングができるかと思いますが、建設部長の方からひとつお願いしたいんですが。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） コース見直し等も考えて、あるいは多度線が走りますと堤防の上での交差は多分無理だと思うんですね。そういう関係で見直しをかけたか、あるいは河川堤防、今言ったように階段が、これも県ですけれども、そういう問題も含めて、やっぱり安全であって有効であるということを考えながら検討をする必要があると思います。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 市民、本当に気軽に健康づくりができるのがウォーキングということだと思いますので、県とのかかわりもあると思いますが、ぜひとも実現できるようにお願いしたいと思います。

この中川堤は柳一色とか稲里の近くはある程度整備をされておるんですが、この朝日大学のところの橋からずうっと南、下穂積の方ですね、あそこら辺については砂利道といいますか、でこぼこでございます。草も非常に生い茂っておるということで、非常に危険だと。もちろん下穂積の辺に行きますと田んぼにもマムシが出るということでございますが、中川堤はよくマムシがおるんですが、そういった危険性もあります。このコースを一度行政にも見ていただいて、何らかの対策をしてほしいなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） コースはほとんど市道になっております関係で、悪い部分については市道管理として舗装の穴埋めというものはやります。堤防につきまして、除草につきましても、花木等が生えておるところは花木の管理ということで除草もやっておりますし、路肩で危ないところについては逐次草も刈っておる状態で、もしそういうところがあればまたお知らせ願いたいと思います。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 多分コース上を行政側は見えていないなと思います。本当に砂利道ででこぼこですよ。歩けないですよ、本当に。柳一色の辺はいいんですよ。朝日大学のところに橋、西にありますね。あそこから南、あそこは本当に砂利道ですよ、何も舗装してありません。そんなところを歩けというのは大変ですので、早急に見直し等を含めた中で実施していただきたいと思います。

最後になります、私はもう一つ新しいコースをつくってほしいという提案をするわけですが、これは、長良川堤の右岸、これをウォーキングコースにしてほしい。といいますのは、夏でも冬でもですが、本当に朝早く5時ごろから歩いている方、それから薄暮にかけてこの堤をよく歩いている。これ100人ばかりじゃないというふうに思うわけですが、このコースをつくっていただきますと、本当に東には長良川があって岐阜を一望できるとか、西は瑞穂市とかずっと西の方が見える、本当に景観のいいところですね。これを一夜城まで行っていただくと大体2.5か3キロメートルぐらいありますが、これをつくっていただきますと、私がさっき言いました中川堤の方へずっと続くということで、これは本当に瑞穂市の中を一周できるようなコースになるわけです。ぜひとも長良川堤の右岸について、国道21号線の南から一夜城の間ですね。これをぜひとも設定をしていただければいいかというふうに思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） ウォーキングコースを長良川の右岸等ではどうかという御意見かと思えます。

先ほども述べましたように、自分の健康は自分で守るということからも、ウォーキングというのは各自が自分に決めたコースを身近なところで手軽に歩いていただければいいのかなということをおもっております。長良川右岸には、今サイクリングコースが設定されておりますけど、議員御提案の長良川堤防の右岸コースのところにウォーキングコースということについては今のところは考えておりませんので、よろしくをお願いします。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 好きなところを選んで自分たちでウォーキングせよという御答弁だと思いますが、やっぱり指定をしていただいてやっていただくと、安心して皆さんがウォーキングできるというふうに思うわけですが、そこら辺はいかがでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） この点につきましては、松野議員さんの御意見ということで、私の方にお聞きをしておくということでとどめたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 全く残念な回答で本当にあれですが、お金のかからない第一の健康法ですよ。これが本当に市民の目線に立ったサービスではないかというふうに思いますので、この件については強く要望をして私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） 7番 浅野楔雄君の発言を許します。

浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 議席番号7番 翔の会、浅野楔雄でございます。

本日、4点をお聞きしたいと思います。市長個人所有の土地の売却について、二つ目、防災について、三つ目、牛牧小学校の増築について、4番目農道整備について、この4点についてお伺いいたします。

まず最初に、平成16年12月28日付で市長個人の土地の売却がなされたわけでございますが、このことによりまして、市民より多くの市政に対する不信感が出ておるのでございますが、市長はいかがお考えですか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 私個人といたしましては、市に土地を譲るということの大前提でいろんなことを考えているわけじゃないんです。自分の土地は、むしろ民にお譲りするということを進めてまいりました。ですけれども、いろいろと議論をされておりますように、穂積駅周辺の開発の問題、そういうところの用地確保の問題を、いろいろと議論していく中で、今当面確保できる土地ということで私の土地が候補になったということで、私自身としても、駅の周辺の整備をしていくために必要ならば市へお譲りしようということにしたわけございまして、そのあたりは何か知らんけども非常に誤解があるというか、ためにする議論がされているような感じがしてなりません。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 今、市長の方から誤解がいろいろとあるというような御返答ございましたけど、12月24日に議会の最終日がありましたので、前もってこのときに言っておいていただくと非常によかったのではないかなと思います。でないと、12月28日、これ日付にこだわるわけではございませんが、1941年12月8日、皆さん御存じの事件があったわけですけど、このときにアメリカの全権大使ハルと日本の全権大使栗栖との間で交渉している間にやってしまったという事件がありまして、そのときに、「眠れる獅子を起こした」とある元帥が言いまして、今この12月28日付でなされた行為は、結局大きなアリ塚、いわゆる市民にいろいろと市政に対して目覚めさせたという大きな事件になる可能性があるんですが、この点について市長はどう思われますか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 日にちの問題というものに、事前にもいろんな機会をとらえて、要するに駅前のバスの問題とか、そういうことにどう対応していくかということはいいろいろお話を申し上げてきておると思います。そして、ただスケジュール上28日になっただけで、意図的に28日に照準を合わせてやったということではございません。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7 番（浅野楔雄君） 意図的になされたのではないということですが、市民の目には、やはり12月28日、仕事納めの日にこの行為がなされると、必要以上に疑惑を持たれるという点はお考えにならなかったでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 別にそういう意識はしておりません。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7 番（浅野楔雄君） ということであります、何か我々議員、市民を全然無視とは言いませんが、その眼中になかったというふうに解釈するんですが、それでもよろしいのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） ですから、一番初めに申し上げましたように、物のポイントがずれているという形で議論されておるということをお知らせしておるんです。といいますのはなぜかといいますと、駅前の開発にこの土地を使うのか使わないのかという問題で議論されるのならいいんですけども、私の土地を28日に契約したかどうかという時点で議論されていますね。むしろ私は、あの土地が駅前の開発の中で不必要な土地であったかどうかということの議論であったら、むしろ素直にお受けして自分なりの考え方申し上げますけれども、そういう時点での議論になりますと、それぞれの物の見方がございますので、一概には言えないというふうに思います。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7 番（浅野楔雄君） はい、わかりました。

それでは次に、この土地を市が購入したことにつきまして、行政の方から平成16年度ないし、それ以前の固定資産税とか、不動産売買に対する諸税の指導とか請求はされたのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの質問でございますけれども、私の方から御説明申し上げたいと思います。

まず、不動産の固定資産税が支払われたかということですが、市からは課税をいたしておりません。この事案につきましては、以前にも申し上げておりますように、申請者に対しまして詳細な説明をしていなかったとか、そしてまた条例に定められている事務の適切な運用を怠ってきたと、租税を減免をしてきました課税庁側の瑕疵を一方的に納税者の責に帰して賦課するということは、納税者の信頼を裏切ることになります。また、本件につい

て偽りとか故意に行われたことではございません。行政もそれを容認してきたということにも要因があるということで、遡及課税はできないものと判断をいたしております。

そしてもう1件の質問の、行政指導はあったのかということでございますけれども、今申し上げましたように、遡及課税はできないという判断で別途指導はいたしておりません。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 課税しないという判断はどなたがされたんですか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） これは私の方で相談をして、課税をしないという判断をいたしました。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） その相談をされた相手の方はわかりになりますか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 市長、助役、そして公室長も私も含め、そしてうちの税務課長やら、そして総務課長を含めて相談をいたしております。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 市の幹部ばかりが寄って相談されれば、おのずとその方向性見えてしまうと私は思いまして、この質問はこれで終わります。

続きまして、防災の件についてお尋ねいたします。

9月の議会にも防災無線とかいろいろと防災についてお聞きしたんですが、その後、その整備計画というのはどの程度進んでおるのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、防災無線の整備計画ということでございますが、昨年9月議会でも御指摘をいただいておりますとおり、現在の防災行政無線が十分機能をしていないということは認識をいたしております。この原因につきましては、施設を設置をいたしました当時と比べまして中高層ビルが林立をいたしております。環境が変わってきたということでございます。このことを考えますと、安易に今の方式を踏襲するのがよいのかどうか。何分にも施設整備には膨大な費用を要するというところでございます。選択をするには慎重でなければならないというふうに考えております。市におきましても、ほかの方法で伝達手段はないかということでいろいろ検討を加えまして、現在の防災行政無線を

補完するということで、新年度にFM放送を使いましたシステムを考えております。こうしたことも検討に加えながら、一方では巢南庁舎の防災行政無線を、この穂積本庁舎でも遠隔操作が運用できるよう工事を行う予定をいたしております。また、御指摘をいただいておりますスピーカーの不備につきましては、修繕を予定しております。この件について御理解をいただきますようお願いいたします。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 前にもこの議場でFM放送を使って伝達をするということで説明があったんですけど、実際FM放送をその場になって聞くかどうかという問題と、今市内全部見ますと、緊急避難場所になるところに非常電源がないので、この今の時代ですと、携帯電話の充電とか、無線機の充電とかラジオの充電、またはラジオを聞くための電源、これを切られたらFM放送も聞けないという状況が起こる可能性の方がパーセントとしては大きいと思うんですが、市の指定している緊急避難場所の非常電源のシステムを考えるというようなお考えはありますか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 避難場所の電源ということでございますけれども、現在、御承知だと思っておりますけれども、あるところとないところ、学校等の関係にはございませんけれども、必要に応じて考えていきたいというふうに考えております。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 今非常電源のあるところも9・12程度の水害が起きると、全部水につくという位置についておるように思うんですが、その辺は考慮されてつけられておりますか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 当初設置されたときは、そういったところも十分考慮して設置されておるというふうに思いますが、災害の状態によって異なってまいりますので、改めて今後計画する場合は、そういったことを十分考慮して設置してまいりたいというふうに考えております。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 引き続き同じなんですが、今現在の緊急避難場所のところに水がついた場合に、相当漏電で死ぬ人が出てくるのではないかなと。ウナギをバッテリーで取るような状態に人間が置かれる可能性が非常にありますので、この辺も十分精査してつけていただきませんか、避難したは、漏電して死んだということが起きる可能性は大です。ですから、ぜひとも

今後やっていただく場合には、水のついたときの漏電、それから震災が起きたときの線の垂れ下がりとか、電柱の倒れたときにどう避難するかという緻密な避難マニュアルをつくっていただきますと、相当の犠牲者が出るということになると思いますが、いかがですか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの緊急避難場所の計画ということでございますけれども、去る3月2日に防災会議を開催いたしております。この中で瑞穂市の地域防災計画の策定を御協議いただいております。この地域防災計画の内容に沿って、瑞穂市内の市民の皆さんの防災事業を推進するということになりますが、御指摘の避難場所につきましてもこの計画の中にきちんと明記されております。既にインターネット等で、また市のホームページにおいても避難場所について公表をさせていただいておりますが、この地域防災計画できちんと法的な位置づけがなされたというふうに解釈をいたしております。

今後の整備計画でございますけれども、巢南地区の避難場所の表示がないということで、新年度予算の中で看板の表示ということで設置工事を計画させていただいております。そして、御指摘をいただいておりますように、市民への周知の関係につきましては防災マニュアルの中で、この4月号の広報と同時に市内の各世帯の方へ配付をさせていただく予定をいたしております。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 今総務部長おっしゃったように、インターネットとかいろいろとおっしゃいましたが、インターネットを見るにも非常電源がないと宝の持ちぐされということでございますので、ぜひとも早急に緊急避難場所には非常電源システムをやっていただかないと、いつ起こるかわからない災害でございますので、よろしく願いしたいと思います。

また、それに伴いまして、豪雨、地震など、いわゆる激甚災害が起きたときに、どの川は毎秒どれだけ降ったらどれだけ水位になるかという流量計算とか、各避難場所の耐震精度、そういうものの表はつくってあるんですか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 集中豪雨時の避難場所ということでございますけれども、現時点におきましては、そうした誘導マニュアルというものは作成いたしておりません。ただし、昨年7月に大災害が発生いたしました新潟の豪雨で中小河川等の洪水が相次いだということで、その背景を受けまして、国土交通省が水害対策事業といたしまして、県の管理をいたしております中小河川の流域でも、2010年の3月までに洪水被害のおそれのある浸水想定区域を知事が指定するということになっております。この指定されたものに基づきまして、市町村長が洪水時の避難場所、避難方法の計画を作成せよということになりまして、それを公表するという義務

づけを規定するという水防法の改正が今計画をされております。今後そうした県の指導を受けながら、市といたしましてもそうした集中豪雨時の対策を考えてまいりたいというふうに考えております。以上です。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7 番（浅野楔雄君） 県の指導を受けていただくということはまことに結構なんですが、今までの上から下への話ではなくて、自分たちは自分たちでシステムをつくっていただいてやっていくのが、地方分権制度が目の前に来る時代で、県がこうだから、国がこうだからじゃなくて、瑞穂市はこれで市民を守るんだというシステムを独自につくっていただいた方がいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘の件十分理解できるわけでございますけども、緊急避難場所のほかに、改めて集中豪雨時の避難誘導マニュアルということでございますけども、御指摘の件十分わかりますので、改めて一つの検討課題としておさめてまいりたいというふうに思います。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7 番（浅野楔雄君） ありがとうございます。防災についてはここで終わります。

引き続きまして、牛牧小学校の生徒の増員が見込まれる、17年度以降にふえるんですが、これの調査研究費というような予算というのは盛り込まれているのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） お答えします。

盛り込まれておりません。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7 番（浅野楔雄君） ということは、牛牧小学校の校区には不幸にも生津地区の広大な土地とかバス回避場所のような土地、それから給食センターを移転してこよつという大きな企業倒産の大規模な土地がないんですよ。ですから、今この時期からやっていただかないと、そうそうすぐ大きなお金が動く小学校の増築というのは今から研究していただかないとだめではないかと思うんですが、いかがですか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） おっしゃるように、研究は必要だというふうに思っております。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 研究は必要だといって、それは当たり前のことで、今後どういう段階で、例えばことしの何月ごろからこういう段取りとか、そういう段取りはあるんですか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） この御質問の中身は、16年の6月議会でも質問があった中身だというふうに承知をしております。その折に答弁いたしましたように、牛牧小学校につきましては児童数の増が予想され、4年後、すなわち平成20年度中、早ければ3年後、すなわち19年度中に増築工事が必要になるという見込みで答弁をいたしました。そのとき以後の状況の変化につきましては先般の議会でも話題になりました、平成17年度から35人学級が小学校1年生について実施されるということでございます。その結果、先々を見ますと、前の予想よりも1学級ほど学級増の予想が早まるという予想が立ちます。そういった立場から言いますと、4年後、20年度、早ければ19年度と申しましたが、19年度中の増築工事ということも視野に入れていかなければならないということを思っています。そういった点では、諸般の状況を見きわめながら17年度これについてのしっかりとした考え方を確立していかなければならないというふうに承知をいたしております。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 前御質問しました答え等、いろいろといただいたんですが、これからの小学校というのは広大な土地のあるところで伸び伸びと土に親しませるというような視点で考えていただかないと、ただ上へ積んで今までの運動場を広くすればいいというばかりでは対応ができないのではないかなあという心配できょう質問させていただいたわけで、やはり土地の確保、またそれに伴う絵を今からやっていたらいいかと、1億、2億で済む話ではございませんので、そう悠長に構えておっていただいていた方がいいものかどうかというふうに思いますが、いかがですか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） おっしゃるとおりでございます。まさに、今からやっていたらいいということでございますので、まさに今からそのことを検討していきたいというふうに考えております。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） なかなかユーモアに富んだ御返答をいただきまして、質問する方もちょっと拍子抜けと、もうちょっと確かに今年度はこうしていこうというプランとかあるかと思いましたが、まことに市民が納得しかねる御返答をいただきましてありがとうございました。

それでは次に、小学校にいつまででも落第していると申しわけございませんので、次の4番目の農道整備についてお伺いしたいと思います。

今の農道の整備というのはどういう段階でどういうふうになされているのか、御説明いただきたいと思います。

議長（土屋勝義君） 都市整備部長 水野君。

都市整備部長（水野年彦君） 農道整備でございますが、具体的な計画は持ってございません。そういう中で、農道整備事業は基本的には農振地域内で地域の状況を考慮し、農道事業として整備可能なものは県単の補助事業で進めていく考えでございます。なお、今年度、古橋北側地区で延長約550メートル、幅員5メートルの事業を実施しており、来年度におきましても同路線の舗装等の要望をしていく予定でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 部長がおっしゃいました古橋地区の農道ですが、今工事されていますけど、あれは指定された期間以内に完成していませんね。ああいう工事の場合、いわゆる期間延長した場合は工事費を減額されているんですか。減額されていないと、何か不思議な気がしますね。いわゆる普通の契約は何日から何日までとって契約した以上、その期限内に完成・引き渡しというのが原則ですが、役所の事業に対しては、その期間を延長しても100%工事費が支払われるんですか。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 地域の中に1件、所有権の問題で多分相続ですが、たまたま工事を発注後、手続が完了しまして、継続的にやった方がいいということで判断しまして、ふえた分に対しての工期延長を行っております。それに対しては適正だと考えております。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 引き続いて同じところなんですけど、いわゆる古橋の今工事をやられているところ、今部長の方から道幅5メートルとおっしゃいましたが、5メートルの農道をつくって、その一番東の端は行き詰まりですね。こういうところにあれだけのお金をかけていいものかどうか。それと、どうしてあそこのところにそれほど幅の広い行き詰まりの道路をつけられた理由などについてお伺いしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 瑞穂市内は約16本の1級河川がございまして、残念ながら、東西方向は非常に皆様方が土地を出しやすいということで話はつきます。しかしながら、南北ですね、田んぼ30件とか堤防沿いの道路は本来は我々も欲しいわけですが、なかなか用地が難し

くて、瑞穂市内すべてとは言いませんが、非常にああいう路線がございます。今後市街化につきましては、やはり東西方向を結ぶ道路も考慮した計画でなるべく迂回できるような道路を考えておりますが、地域の状況から言いましても、土地の利用につきましても、なかなかそこら辺のところ難しい点がございますので、今後はそういう検討もしながらと言いますけれども、やはり土地の御理解をいただけないと行きどまりの道になるということはやむを得ないこともあるかと思えます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7 番（浅野楔雄君） いろいろな道路とか農道をつくっていただくのはありがたいんですが、いわゆる我々市民の代表がきちんと説明できるように、いわゆるあの道は行き詰まりじゃないかと。あそこで何でそんなに広い道路が必要なんだと。あそこはいまだに1週間、10日といって工事完了期間が下がっていきんだと。そういう電話がかかってこないように、やはりそれなりの対応をして仕事をしていただかないと、先ほど申し上げましたように、普通一般会社で契約以内にできなかつたらお金をもらえないところも非常に今多いんですね。そういう状況の中で無理な工期でないかどうかもありますので、その点を十分考慮して発注していただきたいと思えます。以上で終わります。

議長（土屋勝義君） ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時44分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番 熊谷祐子君の発言を許します。

熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 議席番号5番 熊谷祐子です。

私は、三つの質問をさせていただきます。一つ目は、社会福祉協議会の歳末助け合い募金の配分方法について、二つ目は、瑞穂市次世代育成支援計画の中の、主に学童保育に関して質問いたします。最後に情報の公開について、市の基本的な考え方、姿勢について質問いたします。

まず初めに、社会福祉協議会の歳末助け合いの募金の配分方法について質問いたします。

募金というのは、共同募金として赤い羽根と歳末助け合い募金の2通りがあります。このうち歳末助け合い募金については、1回県に上げたものがその年度内に市町村に配分されます。この市町村内での配分方法について変更がありました。平成14年、15年、16年と変更しておりますので、変更とその理由。昨年末、つまり平成16年度分の配分先と金額、それからそれが公表されておられませんので公表の是非について、また今後、平成17年度以降の配分先をどのように考えられるか、簡潔にお答え願います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 熊谷議員さんの歳末助け合い募金の関係で、3点のお尋ねについてお答えいたします。

まず歳末助け合い募金につきましては、民間の自主的取り組みが発展したもので、今日ではNHK歳末助け合い募金を初めとするさまざまなマスコミ機関等が行う募金と相まって、社会福祉協議会、共同募金会、民生委員・児童委員会協議会などが中心となって呼びかけ、地域歳末募金として国民に定着し、発展してきて現在に至っております。

1番目のいわゆる変更の関係でございますが、平成14年度までと平成15年度、16年度の配分先の変更についての御質問でございますが、まず、ひとり暮らしの高齢世帯・生活保護世帯・重度障害児世帯・母子家庭などに、平成14年度には穂積・巢南地区合計で対象者1,471名、配分金で約406万5,000円、15年度は551件に実施しております。配分内容につきましては、対象世帯の希望をお伺いし、15年度につきましては各種の商品券・サービス券などで実施しました。金額ベースでお答えしますと、約153万円程度になるかと思います。なお16年度につきましては、福祉グループ、住民活動グループなどの4団体に37万4,000円を配分されたと聞いております。

2番目の配分先の公表の関係でございますが、16年度の配分先と金額等の公表につきましては、市内で支え合いのまちづくり・住民支援活動を行っている福祉グループ・住民活動グループの事業のうちから応募のあった4団体に助成されております。金額は37万4,000円であります。助成につきましては7名の歳末助け合い配分委員会を設置され、審査の上、配分されたと聞いております。

なお、3番目の、17年度からの配分予定方針につきましては、社会福祉協議会において評議委員会・理事会において協議され、決定されることとなりますので、私どもではお答えできませんので、よろしく申し上げます。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） ということでまとめますと、平成14年と15年までは、いわゆる弱者というか生活困窮者というか、そういう人たちに2,000円、または3,000円相当の商品券、つまり個人に行っていたのが、平成16年度からは福祉団体に行くようになったという経過があります。つまり個人に歳末助け合い募金から配分されていたということは、福祉を受ける側に直接配分していたということですね。しかし、平成16年度からは社協に登録した福祉ボランティア団体、つまり福祉を提供する側に歳末助け合いのお金が行くことになったと、この変更はどのような理由でしょうか。お答え願います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 私どもでお聞きしておりますのは、それぞれ個々の配分から、先ほども言いましたように、市内で支え合いのまちづくりや住民の支援活動を行っている福祉団体に配付すると。個からそういう団体にシフトするよということで、国、あるいは県からの運動方針の変更があったと聞いております。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 国、県からの方針と言われますが、これは市町村ごとで決められる話ですね。それから、変更したのが現在まだ 2 割ということですよ。私が担当の窓口で細かい理由をいろいろ聞きましたが、問題がまず 1 点。個人から団体に変更する際、いわゆる毎年今までずっと行っていた社会的弱者である個人に対して希望とか変更についてどう思うかと、一方的な通知ではなくて、御意見というか、そういうものは事前に聞いたのでしょうか。当事者の実態に即して意見を聞いたのでしょうか。これが第 1 点です。

それから第 2 点、募金を募ったわけですが、募金を募る際に、個人からそのように福祉をする側の福祉ボランティア団体に今度は配分されるということをごきちんとして説明してあったのでしょうか。まず、2 点をお答え願います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） その点につきましては、質問の要旨等ちょっと通告していただいておりますので、社協の中で事務をやっておられますので、ちょっと私の方では把握しておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 多分、当事者の意見は聞いていないと思います。また、募金を募る際、このように変更するというのを募金を募る人たちにも知らされていないと思います。この点は、もし今後もこのような方法でやるのであれば、ちゃんと個人の意見を聞き、それから募金をする人たちにも知らせるべきではないでしょうか。社協団体の責任者の方たちが見えないので大変質問にもお困りになるかと思いますが、どうしてこのように決まったのか、どこで決まったのかとお尋ねしましたら、社会福祉協議会の評議委員会と理事会だというふうに聞きましたが、名簿をくださいと再三申し上げましたが渡していただけていませんでしたが、どういう方たちで評議委員会と理事会を構成しているのか、これは市から 5,000 万円補助が出ていますね。きちんとして指導の責任があると思いますが、メンバーをお知らせください。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） その点につきましては社協と十分協議しまして、後から提示させていただきます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 社会福祉協議会の会長さんの名前だけは窓口で教えていただきまして、助役だということでしたね。お答えいただけるのではないのでしょうか。よろしく願いいたします。助役をお願いいたします。

議長（土屋勝義君） 本日、説明のために本会議の出席を要求しておりますが、助役として出席をしております。そのため、理解をしていただきますようお願いいたします。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） はい、熊谷君。

5 番（熊谷祐子君） どうも調べますと大変不思議なんです、この構成員を教えていただきたいと 2 回社会福祉協議会で申し上げましても、一番上が助役であるという以外はメンバー表もいただけない。今も一番上の方がお見えになるのに御答弁いただけないということは、私には大変不思議です。そうしますと、以下の質問にも答えていただけないのではないかと思います。質問させていただきますが、この話を市民の方としますときに、自治会長の方が評議委員会に入っているというふうにおっしゃいました。この変更の説明があって少し疑問点が出たけれどそのまま流れたと、この変更のように決定されたというふうに聞きましたが、そもそもその評議委員会とか理事会にこのような変更を提案したのはだれなのでしょう。提案して了承を得て決定したと思えますが。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 私どもで社協での評議委員会とか理事会で審議された内容等については把握してございませんので、よろしく願いしたいと思います。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） となりますと、もう以後の質問はしてもむだのように思いますが、市として 5,000 万円の補助金を出して、社会福祉協議会という福祉団体になるわけですが、この責任というのはどのようにお考えになられますか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 当然、社会福祉協議会にはそれぞれの市の委託の業務等、あるいは社会福祉協議会の運営費、補助金等出しております。それにつきましては補助金の実績報告を提出していただいております。十分事業の内容等が適正に実施されているかどうかということは審査しております。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） しかし今の質問にほとんど答えられないわけですので、これはどういうふうにかのあと一般質問すればいいのか、時間もこのようで大変たっしてまいりますので、一回ストップして、当事者が見えるわけですので休憩を請求したいと思います。

議長（土屋勝義君） 議員の都合により、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時29分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

熊谷祐子君の発言を許します。

5番（熊谷祐子君） この件に関しまして、一般質問の通告で社会福祉協議会担当者と通告しまして、この質問内容が通っていただきましたので会長である助役に答弁いただけるのかと思いましたが、自治法の121条でその義務がないということだそうですので、社会福祉協議会の中の私が質問を考えていた項目は削りますが、そのほかを質問させていただきます。

つまり今の経過でわかりましたことは、5,000万円補助金を出しているにもかかわらず、その補助を受けた団体は全く行政ではない扱いであって、議会に対して説明の必要はないという形になっているわけですね。窓口へ行って聞いても、それはちょっとというふうに教えていただけない。となりますと、これは補助金を出した市の責任というのは非常におかしいということだけ指摘しておきます。

それからもう一つです。市としての責任ですが、この件に関しまして、個人からボランティア団体に変更になった経緯というのはここでは明らかにできないわけですが、そもそも市民団体・ボランティア福祉団体への助成金というのは市がやるべきではないでしょうか。

議員になりまして大変うれしいことは幾つもありましたが、議員研修に行けることです。7月20日に可児市へ議員研修に行きました。このまちでは市民のまちづくり活動助成事業というのをやっています、上限30万円まで、平成16年度の予算は215万円出しています。これは、どういう事業かは全く問わないそうです。またことしに入りまして1月18日の議員研修では草津市へ行きまして、ここには草津市まちづくりセンターという建物もありまして、ここに登録した団体は会場費が半額になる、あと助成金、ルールのつくり方、NPO化のこと、さまざまな助成があります。

ということで、二つ質問をさせていただきます。一つは、補助金を出した団体に対して、あと議会・議員としてもうそのやり方が今回のように納得できないという場合に、どのように市として責任はとるのでしょうか。それからもう1点、市民団体・ボランティア団体も含めて市民団体への助成を市がやるべきではないでしょうか。歳末助け合いからお金を社協へ回すというのは大変おかしいと思いますが、この2点についてお答え願います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 補助金につきましては、それぞれの補助団体に、それぞれ規則とか要綱ですね、補助金の手続関係に規則等がありますが、あくまでも助成を逸脱したときには指導をします。いわゆる事業の内容等、補助目的に適正に処理されておるかどうかの審査はしますが、適正に対応されておれば私の方で認めていくということでございます。

市民団体への市の補助金をどうするかということですが、それにつきましてもケース・バイ・ケースではないかということをおもっております。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 市長に対して質問をお願いいたします。市長は、市民みずからが自主的に地域で活動することが大変大事である、コミュニティーづくり、コミュニティーづくりと言われます。今の質問に対して、今後の姿勢をお聞かせください。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） いろんな方々にまちづくりについて御尽力いただいておりますけれども、要するにそれぞれの活動の内容、あるいはスタイルによって助成するかしらないかということは検討していくべきだと思っております。ですから、ただやっているから出せということだけではちょっと問題があると、こんなふうに思います。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） もちろん、ただやっているだけというあれではありません。今の話の趣旨は繰り返しますが、歳末助け合い募金から社協からその団体へ行くことがおかしいのであって、団体は補助金が欲しいという話が社協にあるそうですから、それでそういう流れになったのも一つだというふうに聞きましたので、それは市からやるべきではないかと、基本的な姿勢を言ったのであって、一つ一つの団体について言ったわけではありません。もう一度御答弁をお願いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 歳末助け合いのお金というのは市へは来ないんです。社協へ直接来るお金ですので、その配分につきましては、要するに市はタッチをするという立場にはないと、こういうことです。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） ちょっと違って受け取られたと思いますが、歳末助け合い募金をどうするかという話ではありません。市が団体に対して、草津市のように、可児市のように、特典ですね、会場費を無料にするとか個々の活動について助成金を出す方向で、今後どの団体に出す

とかということではなく、基本的に歳末助け合い募金に団体の人が要求しないでもいいようにという意味です。そういうのを考えられますかということです。お願いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 現在でもそういうシステムというものはあるわけでございますので、その中でいろいろと活動していただければと、このように思います。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） この問題だけにかかわるわけにいかないの、最後に二つ指摘して終わります。

繰り返しますが、まず補助金を出した団体に対して明らかな逸脱行為があったときだけ指導するというのは納得できません。市としての責任があると思います。いま一つは、現在でも補助金・助成金を出している団体があることは承知していますが、草津市や可児市のように政策の一つとして大いに市民団体を応援するという政策をとってほしいということです。

では、2 番目の質問に移ります。

瑞穂市次世代育成支援対策行動計画という大変長い名前の行動計画の策定会議が終わりました。略しますが、この次世代法は平成17年、この4月から10年間の法律です。17年から5年間、次世代の育成を支援するために市町村が何をするか、具体的な行動計画をつくることになっていました。この中で瑞穂市というのは、新聞にも出ましたが、現在岐阜県で一番出生率が高いまちと報道されました。大変今どき珍しく発展し続けるまちなんです、このまちで公設・公営の学童保育をやっていないというのは大変特異です。学童保育をやるべきだというのはお母さんたちの切なる願いです。

この件に関しまして、3階の政策推進調査研究チームへ行かまして、現在の学童保育の登録数・在籍人数・保護者負担額・指導員給与・実際の県への登録数を尋ねましたところ、情報公開請求をしなければ答えるわけにはいきませんという返事でした。これが2月12日のことです。納得できませんでしたが、情報公開請求をいたしましたところ、担当者が大変困られました。情報公開請求というのは公文書として残っているものに対して請求するものであって、現在の登録数が何人とかいうようなことはわざわざ情報公開請求をするような情報ではないということでしたが、中に一部情報公開条例で請求するものもありましたので、その書類を渡していただくときに今の内容を全部説明いただきました。本当はお答えいただきたいところですが、時間がありませんので、もうこのことに関しては通告が、つまり情報公開請求をせよと言われたので、間に合わないといけないと思って一般質問の通告にこの項目を載せましたが、現在ではわかっておりますので、そのことに基づいて質問させていただきます。

まず、次世代策定会議の案が2月8日をもってほぼ決まっています。この中で、学童の今後

の目標として、まず現在平成16年度の段階で 120人と書いてあります。それから17年度に30人ふえ、18年度に30人ふえ、3年後には 210人にすると。つまり3年後、4年後、5年後で合計210人にする。(各校下に1ヵ所程度の目標をつくっています)。繰り返しますと、現在120人を 210人にするという目標が書かれておりますが、現在のこの 120人の根拠をお答え願います。議長(土屋勝義君) 松尾市民部長。

市民部長(松尾治幸君) 熊谷議員さんの御質問にお答えします。

放課後児童クラブの定員数ということでございます。現在、でき得る限りの場所で行える定員の数 を 120ということ で定めております。例えば穂積小学校区は30名程度とか、南小学校区は20名程度とか、それから誠心児童館ですね、そちらの方にも学童保育を委託しておりますので、市の方で実施できる定員数が 120ということ で定めておりますので、よろしく願います。

[5 番議員挙手]

議長(土屋勝義君) 熊谷祐子君。

5番(熊谷祐子君) この次世代計画には現在の状況とありまして、定員とは書いてありません。それから、駅西会館は穂小校下30人の定員では多過ぎます、場所を見ていただければわかります。南小は民家でやっております。30人はとても無理です。それから本田小校下の誠心児童館も、ことしでも20人で打ち切っています。現在、県に登録されている平日の学童保育はこの3ヵ所だけです。そうしますと、100歩譲って30人定員で数えても90人です。実際に今何人いるかといいますと、34人です。これを、行動計画の中では現在 120人というふうに書いてあります。非常に水増ししているのではないかと思います。

質問を続けますが、3年後から5年後には 210人にするという行動計画ですが、210人にする具体的な根拠をお答えください。

議長(土屋勝義君) 松尾市民部長。

市民部長(松尾治幸君) この特定14事業の数値目標の関係でございますが、具体的に 210となった根拠は、今資料を持ち合わせておりませんので、また調査して御報告させていただきます。

[5 番議員挙手]

議長(土屋勝義君) 熊谷祐子君。

5番(熊谷祐子君) 先ほど申しましたように、各校下に1ヵ所程度で 210人と書いてありますので、1校下定員が30人として三七、二百十人という計算だろうと思いますが、どのような場所で各校下30人の定員に3年後に持っていく計画でしょうか。まず場所に困っているわけですね。願います。

議長(土屋勝義君) 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 今現在、御承知かと思いますが、駅西会館とか、巢南の方ですと民家を借り上げたとか、それから就業改善センター等で今実施しておるわけですが、極力この目標数値に近づけるように、会場等をどこでやるかというようなことにつきましては、今後煮詰めて実施していきたいというふうに思っております。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷君。

5 番（熊谷祐子君） 具体的な場所の計画がないにもかかわらず、210人というふうに県の報告に書いたということでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 今後、この目標数値に達成できるように極力努力するというところでございます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 県へ提出する策定計画というのは努力目標ではないはずですが、具体的な目標を書くことになっていたはずですよということを指摘しておきます。

実際には放課後児童クラブと言いますが、学童保育という言葉を使わせていただきます。学童保育の人数が非常に具体性がない、数字に水増しがあると言ってもいいような数値になっているという指摘をしましたが、今人数のことを申しましたが、ほかに場所について申し上げます。

次世代チームの監査資料を取り寄せました。ここに懸案事項というのがありまして、懸案事項として、学童保育というのは98年、これは福祉法の改正だと思っておりますが、法律上、学童保育が位置づけられたのが98年の福祉法です。98年から法律上努力義務になったが、現在適した場所の選定が非常に困難であるということが懸案事項として調査研究チームの監査資料に書いてあります。解決策を簡潔・明瞭に記述することというただし書きもついていますが、解決策はこの策定資料の中でもありませんし、今の答弁でも解決策というのは簡潔・明瞭に示されないわけです。ということを指摘しておきます。

それから現在の学童保育について、指導員の問題も非常に不公平です。これは、身分と給与の違いがあります。現在1カ所につき、何とかやっているところで2名の指導員がいますが、1名は市の臨採で大体1時間800円もらっていますが、南小の保護者が雇った指導員については、1時間何と550円でやってくれています。

また、この間広報に載りましたが、勤務時間も契約が場所によっては6時半までやってほしいという募集がかかりました。普通、市でやっている学童保育は5時までとなっています。この6時半までというのはどういうことかと聞きましたら、親が雇っているの自由で勤務時間

が設定できると。親の勤務時間に合わせて6時半まで4月からはやってほしいと言われているそうです。このように指導員の勤務実態というのも、民営ですから親の都合次第という大変気の毒な不都合な状態にあります。なお、その上に市長のお考えで、地域開放の子も見なければならぬ現状です。このような現状で、最近指導員を2名市で雇ってほしいと関係者が市に要請したそうですが、断られたそうです。このように、現在学童保育は校区によって非常にアンバランス・不公平な状態です。何とか運営できているのは、穂小校下の駅西会館ただ1カ所です。

私が議員になってうれしいことは幾つもありましたが、私がおかしいと思っていることは既に自治法できちんと書かれております。これを発見したときは大変にうれしく思いましたが、自治法の10条の2項で、御存じと思いますが、簡潔に言いますが、住民は自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有するというのがあります。校下によってこれほどのばらつき、生津校下では立ち上げることもできません。本田小校下では無料で20人、誠心寮で見てもらっています。これほどの不公平が校区によってお母さん方は受けているわけです。この自治法10条の2項、明らかに違反している学童保育の実態だと思いますが、どのようにお考えになりますか、松野市長にお答え願います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 学童保育のあり方につきましてはいろいろな考え方があると思いますけれども、私は基本的に一般の子供たちと区別した形での放課後の時間の使い方というのはよくないという認識を持っております。それで、そういうサークルに対してのいろいろな場所に対しての場所づくりというのは、それなりに努力していかなければいけないと、こう考えています。その中で、要するに今一般に言われる学童保育という子たちを対象にした別のメニューというのがそれに加わってきまして、そのあたりにつきましてはやはり御負担というのは保護者の方をお願いしていかなければいけないと、これは基本的な考え方で持っています。今いろいろな形で試行的にいろいろと各地域でやってみていただいておりますが、その中をトータル的にとらえた段階である程度一つの考え方を統一していきたい、こんなことも考えております。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷君。

5番（熊谷祐子君） 松野市長のお考えは、2年前の学童保育を立ち上げるときから何度もお聞きしています。私が今質問いたしましたのは、現状が余りに立ちおけている、不公平であるということを申し上げ、それについての答弁を願いました。親が負担するのは当然であると言われますが、繰り返しますが、本田地区は親の負担はゼロです。それから、非常に安い賃金で地域の子も見なければならぬという現状ですね。つまり、松野市長は理念はすばらしいと思います。そのとおり、賛成と私は申し上げます。地域の子と区別しないで地域で見ると。理

念はどのように政策化するかということではないでしょうか。政策化できないような理念だけ繰り返されるとするのは納得できません。お母さんたちも納得しておりません。これをどのように説得するか。現在、もうこのことについて質問を20分ぐらいしていますでしょうか。場所についても人数についても明確でないわけですね、政策が。その理念を具体化する政策をどのようにお考えですか、重ねて答弁願います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 本田の誠心館のことについていろいろとおっしゃいますけれども、あそこの場合には、ちょっと一般の言われるこの児童クラブとは性格が違います。ですから逆に言いますと、あそこは福祉施設の一環の中での事業でございますので、ほかの児童クラブと同じに扱うということは非常に難しいということが言えます。

それから今のお話の、要するに立ち上げが難しいとかいろんなことというのは、これは参加してくれる子供たちの数の問題もあって、結局立ち上げることができなかったという一つの経緯もあります。それで私が今一番考えておりますことは、要するに、子供の数が大勢集まる場所、今の駅西会館のようなところは、お母様方がそれなりに拠出してくれるお金で一人の指導員をお願いすることができるということですけど、人数の少ないところではできないんですね。だから、そのあたりをある程度までならしていくという表現は悪いんですけども、要するに人数に関係なしに御負担をいただくウエートというのは同じにしていくような配慮が必要じゃないだろうかということを思います。

それから、今まで立ち上げていないところが多々あるじゃないかというお話ですけども、これは児童クラブというものをどういうふうに運営したらいいだろうかということを試行的にやれるところでやってみるということで、いろいろとテストさせてきておりますので、今やっている姿が一つの形だというふうには思わないでいただきたい。要するに、いろんなことをこれから進めていくための素材を集めておるといのが現在の段階だというふうで御理解いただきたいと、このように思います。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷君。

5 番（熊谷祐子君） 誠心寮はほかと違うと言われますが、繰り返しますが、全部7校下、非常にばらばらなやり方だということを最初に申し上げています。だから、誠心寮はほかとまた違うわけなんです。それから参加の数が違う。つまりいろいろ条件がそういうふうで違うので不公平感があるということを申し上げているので、そのことを繰り返し御答弁いただきましても答弁にはなりません。

それから最後に、現在は試行であってとおっしゃいますが、いつまで試行しているのでしょうか。もうこの策定会議は策定計画の県への報告も試行が含まれているわけでしょうか。では、

いつから本格的になさるおつもりでしょうか。御答弁願います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） これにつきましても、要するに方向づけをしていかなければならない時期に来ていると思っております。基本的に私が思っていますのは、17年度中には一つの形というものを、こういうふうに持っていこうというものを描いていきたいと、このように思っています。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷君。

5番（熊谷祐子君） 17年度中といたら、もう来月が17年度に入りますね。予算案も出ております。具体的に頭の中にはおありだと思います。お答えください。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 計画が固まって初めて予算化できると、こういうふうを考えております。ですから、そのあたりを固めた段階で、予算に対しての対応になるというふうに思います。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 具体策はまだないということを確認させていただきました。現在まで、学童保育の現状について質問いたしました。

次に、経過について質問いたします。

2年前、学童保育を立ち上げるときに、みずほ放課後児童クラブというのをお母さんたちが立ち上げました。お母さんたちがつくった規約の中に、このように立ち上げるときの状況が報告されています。松野町長さんの方針としては、行政としては新市誕生とともに、市の運営としての放課後児童クラブのためのプロジェクトチームを発足させる。市としては、早くとも2学期から運営となる。ただ、現在空き教室はないので、学校以外の実施となる。これが2年前の4月7日でした。1ヵ月後の5月1日に新市合併になりました。さらに1ヵ月後の市長選挙で松野市長になりましたが、この初めの立ち上げのお母さんたちへ対しての質問が二つあると思いますが、市としてやるためにプロジェクトチームを発足させると言われたこと。それから現在空き教室はないと2年前から言っていらっしゃいますが、穂小には4教室ありましたし、今度の予算案では、おじいちゃん、おばあちゃんも学校へ行こうというのは空き教室でやると新聞で報道されております。2点ですね。市としてやるプロジェクトチームを発足させると言われた点と、空き教室はないという点について、経過上、整合性がありませんので答弁願います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） まず時期の問題で、その後結局駅西会館で立ち上げていってあるわけで

して、それで要するにプロジェクトチームをつくりまして、その駅西会館でのいろんな子供たちの動きとか、そういうものからいろいろと調査をしております。ですから、これは私は時間的に多少のずれはあったかもしれませんが、基本的にお話を申し上げた方向で動いておるといふふうに認識しております。

それから空き教室の問題につきましては、ないということを申し上げておるのは、要するにそれ専門にあけておくスペースはないということでございます。おじいちゃん、おばあちゃんの問題は、要するに1週間のうちに1日、結局午前中ぐらいの時間帯ですから、その時間で1週間のうちの何曜日にするか、それからどの教室があいているか、特殊授業の教室なんかあいていると思います。その辺の時間帯を利用しますから、御指摘の全く空き教室はないというのはうそじゃないかというお話とはちょっと食い違いがあるじゃないかなと、こういうふうに認識しております。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷君。

5番（熊谷祐子君） 駅西会館にその後のなったと言われますが、駅西会館も民営です。親の運営です。市の運営とはならなかったということを指摘しておきます。

次に、保育園や幼稚園との整合性について質問いたします。

現在、瑞穂市は3歳以上の待機児童はありません。私立へ通っている人もいますが、市の保育園で面倒を見ています。しかも、延長保育は7時までやっております。現在、就学未満児で保育園で面倒を見てほしいと言われるのは、未満児保育で60人待機児童がいますが、御承知のとおり、この60人について2億2,000万円を出して、清流みずほで面倒を見てもらうという予算が出ています。ここまでお金をかけて未就学児については面倒を見ますとやっておいて、なぜ小学校1年生から学童保育については、これほどおろそかな政策なのでしょう。全く整合性がないと思います。親は子供が学校へ入った途端に仕事に困る状態です。お答えください。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今の御指摘の問題は、ちょっと問題点のとらえ方が私とは大分違うのかなと、こんなふうに思います。

やはり未満児というのは、それなりにしっかりとした見守りの体制というものが必要だと思いますし、もう小学校へ行きました子供たちは、それなりに自立していくための条件というものも必要だろうと思いますので、全く同じレベルでの見守りということはないと、こういうふうに思います。

それからいつも申し上げておりますように、子供たちの小学校の児童の放課後の子供の居場所づくりという問題ということでとらえていった場合に、どう考えるかということもあるわけですので、これをイコールでとらえるというのもどうかと、こんなふうに思います。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 未満児は保護が必要で、小学生は自立が必要と言われましたが、これは法律的にも四つの法律が関連していますね。児童福祉法、児童憲章、男女共同参画法、もう一つ、子供の権利条約も批准しておりますので、この四つで家庭的に面倒を見られない児童については地域がそれなりに措置をすることという法律がもうできて、市としては努力義務があるということをご指摘しておきます。

次に、次世代育成支援法を策定した政策推進調査研究チームですが、これは平成15年度、16年度ともに約1億9,000万円お金を使っております。調べましたら、このうち人件費が1億2,400万円使われています。実際に政策を推進するために調査・研究したのは、残りの7,000万円足らずということになります。16年度は、ほとんど耐震の検査に防災チームが使っています。この中にチームが防災とか子育てチームとか四つあるわけですが、子育てチームが使ったお金は、監査請求の資料によりますと指導員の支払いの67万円を含めて87万円しか使っていません。子供にいかにお金を使わないか、保育園関係ではありません。学童にいかにお金を使わないか、けちっているかという明らかな証拠があります。

また、12月28日にこの政策推進調査研究チームの発表がありましたが、この子育てチームの発表の冒頭で、「学童保育については瑞穂方式ですので」というお断りが入りました。つまりこれだけ学童保育の問題が瑞穂市では懸案事項になっているのに、政策を推進するために調査・研究をしたという形跡が見当たらないのはどうしてでしょうか。お答え願います、市長さんに。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 私は、担当のチームはそれなりに努力しながらいろいろとデータを集めてきておるとしております。その辺が熊谷議員のおっしゃる方向と食い違う点があるかもしれませんが、それなりに努力しているというふうに認識しております。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） おっしゃるとおりです。担当の方は涙ぐましい努力をなさっていらっしゃいます。つまり市長が政策として市ではやらない、学校ではやらないという方針を頑として出されているわけですから、やろうと思っても、それ以上政策を推進することができないわけですね。担当者の方と話し合うときには、本当にお気の毒だと思っておりますということをご指摘しておきます。

あと、政策を推進するための調査・研究をしていないというのは、あと1点だけ指摘しておきます。

次世代育成策定会議を毎回傍聴させていただきましたが、9月2日のときに、これは前回の議場でも申し上げましたが、出席の各委員さんから学童保育を各学校でやるべきだという意見が相次ぎましたが、チームの代表がこのまちはそれはできないと。この場は学童保育だけを話し合う場ではないのと言って、各委員さんから相次いだ声をストップしていらっしやいました。担当の方の苦しさがよくわかって、お気の毒でした。担当の方たちは、私も議員になって窓口で話をさせていただきますが、苦しい中で本当によくやっけていらっしやると思います。

ということで、つまり私が申し上げたいことは、さっきの歳末助け合いに関してのこともそうですし、この学童保育に象徴されることもそうですが、社会的弱者に大変冷たい市政だと思います。社会的弱者に対する政策をどのようにお考えか、市長にお聞きしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 社会的弱者に対して冷たいというお話ですけれども、それはどのレベルで考えるかという基本的な問題があると、私ははっきりと申し上げておきたいと思います。

それからもう一つ、要するに福祉施策でいろんな形で議論がされますけれども、その中でも、その施策に対してそれなりにきちんと整理をしていただきたいと思います。それはどういうことかと言いますと、やはりニーズとして必要だということでやらなければならない施策と、それからもう一つは受けようとしている方々のデザイン、欲望という形で展開されていく施策とがあると思うんです。そのあたりのことをどういうふうに整理し、その段階においてどのように支援体制を構築していくかということをしっかりとりとらえておかないとだめだと、私はそう思っております。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 「ニーズ」という言葉で言うならば、この策定会議の中にはまさにニーズという言葉が使われています。アンケートをとってニーズの調査をしたわけです。学童保育、現在ニーズとして要望しているのは337人である。実際私は始めた場合にはこれよりも多くなると思いますが、調査の段階でもニーズは337人でした。これをデザイン、欲望だというふうに受け取られますか。お答え願います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今のお話で337人がどうだということじゃなくて、私は337人の中で、この問題についてのお考え方にいろいろあると思っております。現実の問題として、これもはっきり申し上げた方がいいかもしれませんが、先ほどのお話の中に、生津小学校での学童保育を立ち上げることができなかったということなんかは、その典型的な例じゃないかと思えます。なぜかと言いますと、要するに一番初めのときには参画したいという方が10数名いらっしやいました。ところが、現実にはこれだけの費用負担という議論になりましたときに、それ

だけの負担をしてなら嫌だということで、結局でき上がらなかったという一つの経緯があるわけでございます。そうすると、本当に必要なら私はそれだけ負担してでもやりたいという答えになってこなければさうだというふうに思います。そういう点から見て、ただ単に 337人の御要望があるから、それがすべてニーズだというふうにはちょっととらえにくい点があると思います。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷君。

5 番（熊谷祐子君） それはおかしいと思います。生津小のお母さんたちが負担があるからやめたという理由ではないと思います。

では、ほかのまちではそのようなことまで精査して学童保育を立ち上げる、立ち上げないを検討しているのでしょうか。ほかのまちでは、ほとんどすべて周辺では公営でやっているわけですので、その言い分はおかしいと思います。

もう一つありましたが、時間不足ですので、これで終わります。

議長（土屋勝義君） ここで議事の都合により、休憩をいたします。

午後 1 時30分より再開をいたします。

休憩 午後 0 時15分

再開 午後 1 時33分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

8 番 堀 孝正君の発言を許します。

堀 孝正君。

8 番（堀 孝正君） 8 番 堀 孝正でございます。

私は今回の 3 月定例会に当たりまして、二つの点につきまして一般質問をさせていただきたいと思います。

まず第 1 点目でございますが、17年度の予算におきます土地取得事業についてということでございます。この中におきまして、三つほどに分けて質問をさせていただきます。

さて、この日本の経済がバブルとして崩壊をいたしまして、日本の神話の一つでありました土地神話、いわゆる狭い日本、土地は製造することができません。土地は未来永劫に絶対に下がらない、こういった土地神話があったわけでございます。土地さえ持っていれば、いわゆる政治も、金融機関も初めとしまして企業、国民がやはりこの土地神話に酔いしれておりました。だれも予期し得なかったこの土地神話も見事に崩壊をしたわけでございます。以来10年来、この土地価格は低迷し、また下落し、バブル崩壊以前の水準よりも下がりがちで、ようやくにしまして価格も定着の兆しが見えてきた、こんなところであろうかと思うわけでございます。そのような中にありまして、瑞穂市の将来の基礎、基盤固めを考えますと、財政の許す限り必要

不可欠な社会資本のための土地取得は、私はすべきだと思っておるところでございます。

そこで、今定例会に提案をされております3件の土地取得についてお尋ねをしてみたいと思います。

その第1点目といたしまして、本田地区コミュニティーセンター用地についてであります。ここの提案を見ておられますと、約1万2,000平米の取得と聞きますが、ここにコミュニティーセンターと何を計画されておられますか。簡単に、まずもってお尋ねをしたいと思えます。お答えをいただきたいと思えます。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今、本田コミュニティーセンター建設についての用地の取得についての御意見でございます。私どもも何とかできるだけ本当は広い土地が欲しいのでございますが、本田地区の区長さん、自治会長さん、みんなで御協議をいただきました。要するに、場所ということであの場所を選定させていただきました。大体あの地域もお隣にも既に人家が建ってきておまして、大体この今計画しておる面積が結局最大限の取得面積ということになりますので、あれ以上の取得はちょっと難しいかと、こんなふうに思っております。ただ限られた面積ですけれど、できるだけ有効に使うことを考えていきたいというふうに思えます。

〔8番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 私は昨年の6月の定例会におきまして、瑞穂市内、特に旧穂積町地内には、生津地域を除きまして都市公園がない。本田地域、また牛牧、穂積地区の緑の住空間をとり、市民の憩いの場、触れ合いの場づくりを考えるべきと提案、質問させていただきました。その中におきまして、市長は公園は考えていない。公園は、いわゆる犀川の改修の、そこに河川公園をと、親水公園をとという御答弁でございました。そこに管理公園をつくって、そこへどうして子供やお年寄りが行くかということでございます。

この瑞穂市内、特に本田、牛牧、穂積地域、人口密度が他の市町村に比べまして非常に高いところでございます。地区の一つぐらいまとまった緑の住空間が私は必要であると思えます。昔の集落には各家庭の周りには、大木が繁茂しておりました。それも、現在ではほとんどが伐採されました。家の建てかえとかそういったときにおきまして、そういった集落が少なくなりました。その昔の面影は全くありません。6月の議会に申し上げました、こういった緑の住空間が、これから20年、30年先、この市のゆとり、豊かさが問われる、いかにその町に緑の住空間があるかないかによって判断がされる、評価される、そういう時代が来ると思っております。

これは、行政が取り組まなかったらできない課題でございます。そんなところから、本田のコミュニティーセンター建設の予定地、今、市長からございました住宅も大分建ってきておることとここでここにということでございますが、コミュニティーセンターの周辺を、やはり市民の生涯学習を初めとしまして、寄り、集う、こういった周辺を公園化して、さらには地域防

災、いわゆる震度7強ぐらいの地震があった場合は、多くの家が倒壊するとかいろいろ想定されます。そういった避難所。さらには倒れた場合の仮設住宅、こういったものを建設するような場所。だから、私はコミュニティーの周辺を公園化しながら、そういう地域の防災の場にもしなくてはいけない。やはり後からやることはできません。ですから、できれば手戻りのしないように、こういったやるときにこそ、私は一緒に整備をすべきではないかと思います。そうしますと、現在計画をされております1万2,000平米弱の土地では、私、ここの現場へ実は3回行きました。そして私はじっと眺めて考えましたけれども、土地がこれでは狭うございます。やるんでしたら、今申し上げましたコミュニティー、さらには周辺を公園化して、そして防災の拠点のため、なぜかといいますと、この市のど真ん中に一つであります、地区にも一つずつぐらいのこういった防災の拠点をつくりたい。これを行政が真剣に考えなければいけない。

そんなところから、私は、このコミュニティーセンター構想は賛成でございますが、今申し上げましたように、この市民が安全で安心で、またゆとりと豊かさを感じる、そういった総合した場所にしていきたい。そんなところから、ぜひとももう少し事業を大きく考えて、先を考えて、取り組んでいただきたい。これを私は提案をさせていただき、御質問をさせていただき、市長の御答弁をいただきたい。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） もっと大きい規模でやれないかという御指摘でございますが、特に穂積地区の実情というのは、1カ所に大きな面積の土地をまとめるのは非常に難しい状況にあるのは堀議員も御存じのとおりでございます。それで、私が本田地区で今考えていますことは、1カ所に集められないけれども、やはり今御指摘の公園的な緑の空間とか、そういう機能を持たせるスペースというものが、どこかにないだろうかということもあわせて検討しております。今、これは教育委員会が関係しておりますけれども、その北中学の南の方といいますか、糸貫川でいいますと下流部分の方のテニスコートとかそういうことで使っておりました土地が使い切れなくて、放置されている状態になっている場所があります。これを何かひとつ、これと並行したような形で、機能を持たせるような形で整備ができないかなということもあわせて検討しておきたいと、そんなふうに思っております。御指摘のとおり、確かにこれからのことを考えますと、それなりの空間というもの、スペースを持っているということは、何かあったときにどうしても必要なわけですので、大事にしていかなければいかんと思っております。今この本田のコミセンの敷地内の用地につきましては、私どもとしては気楽に使っていただける、公園というところちょっと大げさになりますので、広場的な機能は十分持たせておく必要があるかと、こんなふうに思っております。

〔8番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番(堀 孝正君) 実は先ほど、私、現場へ3回行ったと言いました。ちょうど予定をされておりますその北側は、まるきりまだあいております。ここで軽スポーツを初めとしまして、いろんなことをするにもやはり駐車場も必要でございます。そういったことを考えますと、絶対にこの敷地では狭い。本当に今の教育委員会の関係、いろんな関係、総合的に含めまして、各担当課が寄って、本当にこれからこういったところを何ヵ所かつくらないかん。そのモデルになるように真剣に、慌ててたたとやるのではなく、じっくり考えて、そしてやるときにはぜひともこういった設計のコンペ、要するに数社の、設計料は5万円か10万円出せば、今だれでもコンペをやります。コンペに出して、そしてそれを見ながら、執行部、議会、そして地域の代表者、これをあわせて、そしてよりよい施設といえますか、よりよいそういったことを、ひとつ総合的に考えていただきたい。そんなところから、しっかりとそのことを頭に置いて事業推進をしていただきたいことを特にお願いをしまいたい。まずこの点が第1点でございます。

第2点目の土地取得事業、いわゆる別府の保育園の用地取得でございます。この別府の保育園の用地取得につきましては、この保育園はマンモス化しておりますし、また建物も老朽化をしております。そんなところから、新しく土地を買って、そこに園舎を建て、また子育て支援もいろんな関係もございませう。そういったいろんなことを解決したいと、こういうあれでございます。ところが、この計画をだれかれに聞いてみますと、園舎と運動場を分離させるというような、こんなことを聞きました。聞きましたので、まずもって聞きたいのは、現在の保育園の用地の面積、いわゆる東西南北の距離、そして今回買収しようとしているところの土地の総合の面積、これも南北の長さ、もう一つにおきましては、現在、国道157といえますか、北方・多度線、この道路の地下道でございます。これがどのようにあるか、このことについて所管のところからお答えをいただきたい。

議長(土屋勝義君) 松野市長。

市長(松野幸信君) 面積を今ちょっとチェックしますので、しばらくお待ちいただきたい。

私どもが思っておりますのは、西側に保育所の機能を持たせたいなど。そして、瑞穂市の場合には保育所がみんな自由保育ということで、好きに遊ばせておりますけれども、そういうようなことをするぐらいの広場というか、スペースは西でも取れると思っております。ですから、クラスみんなが行って、運動会というのは変ですけど、みんなで遊ぶというようなときに、東を公園化しておきまして、それを使うということにしていったからどうかと、こんなふうに思っています。そこには幸い地下道ができておりますので、北方・多度線の行き来は地下道を使えば大丈夫なんですけど、ただ階段の問題とか、そういうこともありますので、もう少し地下道へ行き来しやすいように、階段の部分とか、そういうところは多少直さなければいけないかと、こんなふうに思っております。

どちらにいたしましても、この別府保育所というのは、就学前の子供たちの、子育てに対するキーになります保育所ですので、ただ単に子供を預かるということだけではなくて、子育てをするお母さん方の交流、触れ合いの場所、あるいはいろんなことがあったときの相談ができる場所というような機能もあわせて持たせた形で、総合的に子育てに対してのサポートができる機能を持たせたいなど、こんなふうに思っております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8 番（堀 孝正君） こういう御計画ですので、皆さんによくわかるように、現在の土地の形態、面積、そして新しい取得しようとする用地の面積、また土地の形態を、少なくともこういう計画があったら、こういう質問があるわけですので、さっとお答えをいただけるような、それぐらいの考えを持っておってほしいなど。

私、ここも何人かの方と 2 回行きまして、そして私一人で行って、じっと立ってここで見て、いろいろ考えたわけでございます。

なぜ私、今地下道のことを話をしたか申しますと、大きな運動場は向こうにするということでございます。こちらに建てて、あの幼児を、一般の市道へ出て、あの地下道は一般の市道の北の方にあるんですね。私は、てっきりこの用地を取得するところに地下道がついて向こうへあると思ったんですね。やはり 3 歳から 6 歳までの、あの幼児を引率して向こうへ渡る。一般のところを横断して、そして地下道を通っていく。あの先生の気配りをしなくちゃいけない、これを日常茶飯事にやるような、もちろんそんなことはないと思いますけども、やはりそういうことを何回かやらんならん。それは往復になります、はっきり言いまして。だから、私は絶対にこのやり方によって、やはり土地は、東の現在のところが広いと思います。ですから、建てかえを計画的にやったらきちっとしたものができる。私は現場の意見も、ちょっと行って聞いてまいりました。こういった事業を進めるには、やはり現場はどう考えておるか、こういったこともよく聞いてやる。そしてもちろん執行部の中で、そして議会ともよく相談をして、最もいい形で、やはり事業推進をしなくてははいけない。

私は土地を買うなということは申し上げておりません。どうかひとつまだこれからのあれでございませぬ。そのことをよくみんな現場にも立ちながら、しっかりと、やはり大事業をやるわけですので、話し合っただけで進めてほしい。それを申し上げたくてこの問題を取り上げた。ですから、市長一人のお考えだけではなく、本当に執行部としても知恵を絞って、議会とも相談をして、あるいは意見を聞いて、ああいいものができたなどと言われるように、こういう施設づくりをやってほしい。それがためにこの問題を取り上げました。私は、土地の取得については何も言いません。そのことを私は申し上げるために、この問題を取り上げてみたわけですね。どうかひとつ、そのことを確約をしていただきたい。市長に御答弁をいただきたい。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 土地の面積は、御指摘のように東の方が若干ですけど広いんです。東側が約 5,000平米です。西が、今度取得しようと考えております面積が 4,400でございます。この5反を有機的にうまくつなげば、要する約 9,400という面積がありますので、かなりの機能的なことができると思います。今御指摘の、行き来する場合の安全性という問題。これについてはまた十分配慮しながらいろんな対策を立てていきたいとこのように思います。

それで今の御指摘のとおりでございまして、1番目の本田地区のコミュニティセンターについても同じことなんですけど、私どもとしましては、コンペ形式ということで基本的に考えております。ただ、コンペに出します前に、どんなコンセプトでやるのかということをもとまず決めなきゃいけません。そのコンセプトをどうするかという問題については、本田の場合ですと地域住民の方、あるいはこれを利用する可能性のあるPTAとか、そういうようないろんな団体の方なんかの意見も聞きながら一つのコンセプトをつくりたいと思いますし、別府保育所の問題につきましても、やはり同じような手法を使って、しっかりとしたコンセプトをまず確認し合う。そして、それに基づいて設計コンペをかけると、そんなふう考えております。設計コンペの結果について、どれがいいかということにつきましても、今までも「つどいの泉」なんかでもそうですけれども、議会の皆さん方に見ていただきまして、どれにするかということを決めていただいておりますけれども、私どもとしてはそんな考え方で進めていこうと、こう思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） ありがとうございます。実は、土地の面積も書いていただきましたが、やはり旧の方がちょっと広い。私も実際歩きましたはかってみましたら、東西なんかにおきましては、現在の方が大体89メートル、東西でございます。こちらは新しく83メートルぐらいだと思っております。そういうことも私、自分で現場に、やはり質問する以上はと思ひまして、行かせていただきました。どうかそんな意味合いも御理解をいただきまして、本当に今お話しございましたように、事業推進に当たっては、本当にみんなで英知を結集して最もいい形でできるように、事業推進を図っていただきますことを、今、お約束いただきましたので、よろしくお願いを申し上げたいと思っておりますのでございます。

それでは、この件につきましてはこちら辺にとどめまして、それでは、土地取得事業の3点目の、今回特別会計におきます堀越紡績所有地の土地の取得についてでございます。

この土地の取得の大きな目的は、給食センターの統合を図り、給食センターの建設を目的とし、さらにハリヨの池の保存と、周辺の公園化、そして一部企業誘致と聞いております。この土地は、いわゆる土地改良事業に合わせまして、農村工業導入法に基づきました農村工業導入

地域でございます。なぜこの土地に給食センターの建設か、私は疑問に思うわけでございます。給食センターならば、市の事業でございます。給食センターを統合云々は今回は省きますが、農振地域内におきましても、調整区域内においても、幾らでも土地取得は可能でございますし、できるわけです。また、農振とか調整区域でございますと土地の単価としてももっと安く取得ができるわけでございますと、私は、ここでまず、なぜここで給食センターかをお尋ねをしたい。よろしく。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 堀越紡績の跡地を利用して給食センターの統合をということで、どうしてあの場所を考えておるかということですが、堀越の土地とかそういう視点じゃなしに見ていただきたいんですけれども、要するにセンターであれしますと各学校へ給食を配送しなければなりません。そういう点から考えまして、やはり各学校への、できるだけ至近距離の配送距離というものをセットしていく必要があるのではないかと。それと瑞穂市の中心的なポジション、場所ということになります。たまたま堀越さんの用地が、要するに御商売をおやめになって譲渡したいというお話がございましたので、位置的に見ましても、そういう意味では非常に適地であるというか、場所として非常に条件に恵まれておると判断のもとに、ここでやったらどうだろうかと考えた次第でございます。

それから、もっと安い地価の土地があるから、そういうところを使ったらどうだという御指摘でございますけれども、私どもといたしましては、やはり瑞穂市全体のまちづくりということで都市計画を打っておるわけでございますので、できる限りその都市計画で色分けをした用途に合わせた形で、土地の利用をしていきたいと。御指摘のように行政の立場でございますから、色分けとはまた別の時点で利用することもできるわけでございますけれども、皆さんにそういう色分けの中での土地の利用というものをお願いしております立場から言いますと、そのあたりは、やはり大切にしていかないと、全体のまちづくりという問題に対しても、計画がきちっとした体制というものがとりづらいのではないだろうか、こんな思いも実はしております。

それから、農村工業導入地域としてこの土地を使ったらいいんじゃないかというお話でございますけれども、私どもとしては、これだけの面積の中で、要するに今申し上げましたハリヨ公園と給食センター用地だけでは、これだけの大きな土地は不必要だと思っております。そういう意味で進出を御検討いただける企業があれば、十分に受け入れていきたいと、こんな考え方をしております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8 番（堀 孝正君） 給食センターの統合もいいあれでございまして、その中で1カ所から配

送という、これもよく私は理解しております。ところが、先ほども申し上げたように、ここは農村工業導入法に基づいて、せっきくの工業導入をした地域でございます。給食センターでございましたら、はっきり申し上げまして、この瑞穂市の面積 28.18平方キロ、北と南の端っこでなかったら、本当にどこからでも近い距離なんですね。よその市に比べましたら、こんな便利のいい地域はない。ですから幾らでも、調整区域の中でも農振の中でも、こんな給食センターぐらいの用地の確保は可能でありますので、なぜここで、単価がある程度するところでやられるのか。やはり皆さんの血税ですべて行うわけありますから、なぜということをお聞きをしておるわけでございます。その点につきまして重ねて、ほかで幾らでもできるわけでございます。

私の考えといたしましては、本当にこの土地を取得したいのであれば、せっきくの工業導入地域でございます。今後、瑞穂市におきまして、どこの町村でもございますが、やはり民生費、いわゆる福祉の関係が年々増加してくることはもう間違いないわけでございます。その財源確保のために、また雇用の創出を図るためにも、市の活性化のためにも、私は企業誘致はやはり進めていかななくてはいけない、こういうふう思うわけでございます。

御案内のように、今、どこの議会もやっております。この企業誘致をいろんな市の議会におきまして取り上げております。それぞれ市の執行部がこたえております。プロジェクトチームをつくって企業誘致に取り組む。羽島も岐阜も、ほとんどの市がこの問題をやっておるわけございまして、この市におきましても今申し上げました農村工業導入法という工業導入地域あります。やはり企業の話があったときに、それじゃあどこにするかということで、土地を確保しようとしても確保できるものじゃございません。だから、市として土地を持って、あったときには即対応する。ここですとそういうことができるわけです、はっきり申し上げて。ところが仮に企業誘致のいい話が来たとしても、それじゃあどこでどうやって、それからまとめて、これは企業誘致ですから、農振除外なり調整区域、そういった外したりしても時間が相当かかる。そのうち企業が行ってしまうのが現実でございます。だから私は、こんなところに給食センターを建てなくても、給食センターは調整地でも、市街化でも、市がやればできるんです。だから市として企業誘致、そういうために確保しておく、こういうことならば私は理解もできるわけでございます。

そこで、そういった企業誘致をするには、この土地の中に、御案内のとおりハリヨの池がございます。ここは毎秒何トンというくらいの湧水がある、ちょっと他にはないハリヨの池があるわけでございます。この周辺を整備し、公園を整備し、環境を整備する。そして、市民が来て憩えるような、また、この企業、今現在あそこに畑屋さんとサンアッドさんがございますし、日通さんがございます。またここへ企業を誘致する、そういった企業誘致をしたその社員等々がその周辺を散策できるような、そういう環境を整える。いわゆる大垣にソフトピアジャパン

がでございます。ああいった周り、本当に環境を整えて誘致をしておるわけでございますが、そのミニチュア版ではございません。そういう整備をし、環境を整えて、瑞穂市は企業誘致をしておりますよと、こういう形での誘致だったら、来る企業も多いのではないかと。私も業界のいろんな人つき合いがでございます。今求めておるのは、やはり 1,500坪から 2,000坪ぐらいまでで、それ以上大きいのはほとんどないのが現状でございます。ですから、こういう中で内容のいいのを、そういうふうにといいのなら話はわかりませんが、ここの中に給食センターをつくるからこの土地を買うというのは、私はいかがかと思うわけでございます。

そして、この取得価格、現在出されております単価が大体10万と聞いております。この価格はどういうふうで御決定をされたか。この話をしておられます担当のどなたでもよろしゅうございますが、どういうあれで価格設定と申しますか、予算の計上に、もちろん契約はされておられませんから、細かいあれはないと思っておりますけど、大体どういうわけでこういう単価を設定されたか、そのことについてお尋ねをしたい。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 堀議員の御指摘のとおり、町の力をつけるために企業誘致というのは非常に重要な要素でございます。現実、私がこの瑞穂市の市長を担当させていただきまして、まだわずか2年でございますけど、その間にも数件、瑞穂市へ行きたいけれどもこれぐらいの適当な土地はないだろうかという御照会を受けたことがあります。ですけど、残念ながら、それを即答できない。逆に端的なことを申し上げまして、6ヵ月ぐらい待っていただければ何とか対応することを考えてみましょうと申し上げると、それだけは待てんというような話で、まともななかったというようなケースがありまして、現実にはほぞをかんでおります。御指摘のとおりでございます。

その点も考えて、現在、市の持っております市有地で特別に利用していない状態にある土地ということで、将来とも市が必要であるのかどうかということも検討させております。そして、もしそういうお話があったときに、そういうところで利用していただけるものであれば、市の土地をお譲りするというようなことも当然視野の中に入れておいてもいいんじゃないかと、こんなことも考えております。

この堀越さんの土地を取得した後に給食センターを、私どもは給食センターそのものを、ここに特にこだわっておるわけではございません。これははっきりと申し上げます。ただ、今給食センターをつくらうと考えた場合にどこがいいだろうかということを見ると、先ほども申し上げましたように、各学校への便利さというものを最重点に考えますと、この場所が結構いい場所だなという認識を持っておりまして、いろいろと考えていく中で、給食センターをここでやろうかと、非常に漠然とした形ですけど、考え方をしておるということでございますので、また、詰めていく段階ではいろいろとまた御意見をちょうだいできればありがたいと、こ

のように思っております。

それから、金額の設定の問題はちょっと担当の方から説明します。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） あそこの土地の評価でございますけれども、あそこの固定資産税評価とか相続税評価等を勘案しまして、簡易的な見積鑑定をとりまして算出した金額でございます。時点修正とか、あと細かいことになると、あそこら辺の売買実例とかいろいろ出てきますけれども、まだそこまでやっておりません。本当の簡易的な、いわゆる固定資産税評価やら相続税評価からしたものでございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8 番（堀 孝正君） 今、価格の問題をお聞きしましたら、不動産の鑑定評価等々ということでございます。どうもお隣の企業でございます畑屋さんが、南側の大体六千七、八百平米でございますが、千何百坪を取得されております。これが大体10万と、そういうことも参考にされておるのではないかと思うわけでございますけれども、実はこの畑屋さん、ちょうど私、巢南の責任者をやっておりますときに企業でお入りをいただいたところでございますが、一番高いときに、名古屋市内の方でございますので安いと思って買ったんですが、一番高いときの27万であるの工場の土地を買っておられます。そういうあれからいきますと、幾らバブルであるということで、10万なら隣の土地でありますから、安いという思いで買われたと思います。御案内のように、隣の土地は昔から倍出しても買えということでございます。はっきり申し上げて、現在、あれだけの3万 8,000平米の土地を坪10万円出して買う企業は一社もないと、いろんなところからお尋ねをしてみましたが、ないと思います。

価格としましては、鑑定評価がという今お話でございました。私も、この堀越さんはよく知っておるわけでありましたが、今申し上げました、私は給食センターはここにいうのであれば、もう少し安く取得する。そして、仮に8万円ぐらいなら8万とします。そして企業誘致をする場合、その8万円を買ったのを7万円でもいいから、この瑞穂市で用意しておりますよと、こういう形で大きくPRする。特に今度の岐阜県の古田知事は経済産業省の出身でございます。特に岐阜県を活性化させるために、こういう大きなあれも掲げております。瑞穂市はこういうふうで準備をしておりますよというような形でやっていったら早くできるのではないかと、私はそのようにも思うわけでございます。ここの価格につきましては、鑑定評価云々ではなしに、これだけの土地を一度に取得できる業者はおりません。ですから、もう少し十分な単価交渉をしてやられるのであればいい。今の原価が出ております、これでという話ではちょっといかがかと思っておりますので、そのこのところも十分頭に置いていただきたいと思っております。

先ほども言いましたように、この周辺、本当に環境を整えて、そして雇用の創出、あるいは

これから増大してまいります民生費、いわゆる福祉の關係の財源に充てるためにも、私はそういうことも必至でありますから考えていかなければならないと、そのくらいのことは思っております。単価の問題でございますので、そこら辺も十分心して、ひとつ御相談をよく議会ともいただいて、お願いを申し上げたいと思っております。

この点につきましては、あと時間もございません。時間が切れてまいりますので、次の問題に行きます。

大きな二つ目でございますが、県道・市道・幹線道路の歩道の整備についてでございます。交通弱者、いわゆる子供、お年寄り、また歩く人、自転車、こういった人の本当の意味でのことを考えておるかということですね。そこで市道・県道・幹線道路に歩道がついております。ところがその歩道もマウンドアップになっておりまして、狭いがために上りおりの坂がついております。実際、交通弱者が通っておるわけです。私もこういった面、特に一例を挙げますと、旭化成の北側の穂積・巢南線ですね。あの道路なんかでもアベリアが入っておりまして、実際通る道はこのくらいですね。こんなところを雨降りでも、自転車で傘差して、アベリアが延びてまいりますと、もう本当にあれであります。こんなところを弱者が通っておるわけですね。ですから私は何が言いたいかといいますと、やはりあの道路も、まだ、田んぼ道がたくさんある、県道に昇格しましたかどうか知りませんが、そういった田んぼ道、県道でありまして、市としてもう1メートルか2メートル、もう現在の用地確保はそんなに難しくありません。地権者に御無理を言って、そうして自転車が対面通行できるような、バリアフリーで、車道と歩道の段差がない形の、マウンドがない形での、本当に弱者に優しいそういうのをまず私は考えていくべきではないかと。

先ほど松野議員が、ウォーキングコースについてというお話がございました。私はこういったことにつきましても、ウォーキングコースをつくりまして、今の長良川の堤防、そこへ何で行くんやと、車で行くんか、車の駐車場はあるか。そこまで行って歩かなくてはいかん。ですから、私はこの歩道のことに関係をして言うわけですが、実際住んでおりますそれぞれの自治会、住まいの周辺、そこから安心して歩いているんな施設、今のコミュニティーセンターつくります。そこへ歩いて行ける。安心して行ける。そういう歩道をつくる。それも新しくつくれじゃなくて、ある道路の一部、旧穂積におきますと8メートルになっております。その東西線がたくさんございます。途中の1本か2本置きぐらいでよろしゅうございます。南側の2メートルぐらい、これをグリーンベルトにして、まだ6メートル残ります。その道路の南側にやはり街路樹を植えてグリーンベルトにして、夜は防犯灯をつけて、そして集落の実際の住んでおる住まいのどこからそこを歩いてそういう施設へと。こういう新しい道路をつくれと言っておりません。そういうのも、そんなに予算をかけなくてもできるわけです。これを市内のいろんなところにつくっていただく、ここに緑があります。やはり先ほど申しました大きな住空間、

そして途中にも安全で安心して通れるような、こういう道路をぜひとも考えていただきたい。そういうことで、この問題を取り上げさせていただきました。このことについて少しお考えを。

もうちょっとその前にプロムナード事業もございます。それもやっておられますが、こういった特定のところではなく、どこの集落、どこの自治会でも考えられます。ある道路を利用してやるんですから、そういう街路樹を入れまして、その街路樹に、オーナー制にして名前をつけて、そしてその人に管理をしていただく、その地域の人に。そうしてやった後はお金をかけない。こういう形のを市内全域にやりましたら、本当に瑞穂市、面積の小さいが、どこの市よりも環境のいい、安全で安心な、それを松野市長の手でぜひともお考えをいただきたい。そういうことで質問させていただきました。どうかひとつお答えいただきますように。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今までの道路の建設というのは、どちらかといいますと車優先で、歩行者とか自転車とか交通弱者的な立場に対しての対策というものが不十分であったというのは御指摘のとおりでございます。やはり十分に考えていかなければいけないことだと思っております。

現在、私どもとして、今の御質問に対してお答えしたいと思っておりますのが二つあります。

まず県道・市道、市道の中でも生活道路と幹線になる道路とがあるわけございまして、それぞれの持っている道路によって整備をしていく、考え方、姿勢を、差をつけようと。差をつけると言うと変ですけど、生活道路で集落の中のせこの中のような道なんかをしなくても、その辺はまた逆に、火事か何かあったときに消防自動車が入れるとか、それぐらいのスペースは必要ですけども、適当なところですりかわりをしながらでも、要するに自由に通らなくても、そうやっていくことでできるんじゃないだろうか。こんなことも思いますし、また幹線になります道路につきましては、今の御指摘のように交通弱者対策というものが十分はでないということは、おっしゃるとおりでございます。だからその辺を私どもとしては、今の道路で拡幅の余地のある地域は、今の御指摘のような物の考え方ができるだろうと思っております。

ところが、一方で、駅の周辺とか、この地域では住宅がしっかり建っておりまして、現在の道路での歩道の拡幅というのは現実問題として非常に難しい状況にあります。そういうところは逆に交通弱者専用の道路を、広い道路の裏側と言うとちょっと語弊がありますが、横に1本抜いていくというやり方をしたらどうだろうか、こんなことを考えておりまして、その点で、どういうふうに抜いていくかということも、コミュニティ道路で市内全域にネットワークを張るということで、プロジェクトチームでいろいろと検討をさせたりなんかもしてきたわけでございます。

今、喫緊の課題だろうと思っておりますのは、今の旭化成のところの例をお挙げになりましたけれども、あそこでテスト的にやってみるということで、旭化成側で何十メートルかアベリ

アをとっちゃいまして、要するにガードレールだけにしたんですね。そうするとアベリアの植え込みの部分だけ通行が楽になりましたので、あれが非常に調子がいいということで、むしろわずかな区間なんですけども、結果について地元の皆さんから御好評をいただいております。ですから、何でも植え込みをするんだという、あんまりそういう形式にはこだわらないで、こういう形が一番使いいいだろうかということで考えながらやってみたらどうかと。これは思いつきみたいなことで、十分検討しないと、これが市道じゃございませんのであれなんです、今の駅前のカラーの歩道なんかも、要するに植え込みがありまして、あんだだけ道路が狭くなっていますけど、あれをいっぱい歩道との境のところにガードロープなり何なりを張って、そしてあれを幅員いっぱい使えるようにすれば、随分状況が変わってくるだろうと。こんなことも考えられます。いろんな点で、やはり交通弱者に対してのそれなりに配慮をした要するに道づくりというのは大切だと思っております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8 番（堀 孝正君） 今、旭化成のところをアベリアをとって、これも存じております。特にあそこの両方の道路は特に狭い、ましてや雨降りに傘を差して自転車に乗っていくなんていうのはとてもじゃないですね。若い人ならだけど、お年寄りだととてもできるものではありません、実際、自分で現場に出て、自分で傘を差して乗ってみて、そういったことをしながら、このことにつきましては、議会の方に公共交通対策特別委員会と、こういうところでもしっかりとそういった検討をして、方向づけをして、また御提案を申し上げていきたい、このように思っています。

先ほどのコミュニティーにあわせました防災も、やはりコミュニティーとあわせて、これも地域防災対策特別委員会、そういう意味で議会の方に特別委員会をつくらせていただいております。ですから、今後十分、そういう検討もしてまいりたいと思っております。

土地の問題だとか、いろいろ申し上げました。いずれにしましても、私ども、やはりこうした方がいいと、今後どんどんと議会から前向きな提案をさせていただき、それを謙虚に受けとめていただきまして、私どもは一緒になっていい瑞穂市を建設していきたい、そういう気持ちでいっぱいでございますので、どうかひとつ聞く耳を十分持って行政推進に取り組んでいただきますことを、お願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（土屋勝義君） 19番 西岡一成君の発言を許します。

西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私は、別府1182番地の1の土地について、2点にわたり質問をさせていただきます。

まず第1点目であります。昨年12月定例議会で松野市長は、同土地の固定資産税未納問題に対する私の質問に対し、次のような趣旨の答弁をされておられます。「手続がされていないケースにおいては、当然課税をすべきであると認識しております。どういうふうはこの問題について対応していくかということについては、私自身も非常に悩んでおります。現段階におきまして、どう対応するかということについての一つの考え方というのはまだ整理できておりませんので、その段階だということだけ申し上げます」。さらに私が、市長の給与カット10%、3ヵ月という問題と市長自身の未納問題との関係をただしたのに対して、松野市長は、「提案させていただきました議案は、条例どおりに職員が事務を執行していなかったという点につきましての監督責任という点で、あの提案を出させていただいたものでございまして、きちんと請求していなくて納めていなかった固定資産税について、どう取り扱うのが妥当であるかという問題とは別の問題でございます」、昨年の12月議会では、市長はこのように答弁されておられるわけでありましたが、その答弁を踏まえて質問をいたします。

先ほど関谷部長は、浅野議員の質問に対して、「市からは課税しておりません」と答弁をされておりましたけれども、12月議会以降、松野市長自身はどのような結論を出されたのでしょうか。市長の答弁を待って、一問一答を行いたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） この判断につきましては、私自身の問題でもありますし、むしろいろんな規則とか条例とか、そういうものに基づいて処理しなければならない事項だと考えておりますので、担当のところはどうしていくのがいいのかということで、判断をするように指示をいたしております。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ちんぷんかんぷん、わけがわかりません。私だけの受けとめ方ではないんですね、先ほど申しあげました内容というのは。

12月25日の中日新聞を読みますと、「松野市長は会期中、当然納税すべきだが対応に苦慮しているなどと答弁をしていた」、こう書かれております。同日の岐阜新聞は、「松野市長は、減免分の納税について、税ではなく任意で支払うと寄附行為に当たるなどの問題が絡んでくると、対応に苦慮している」、こういう記事がございました。私だけではなくて、新聞記者の皆さん方も松野市長の答弁を、支払う、けれども、どういうふう支払ったらいいんだらうと、その対応に苦慮しているというふうな受けとめ方になっておると思うわけでありましてけれども、もう一度答弁を求めます。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 私自身は、この問題については、支払ってもいいという考え方を持って

おります。ただ、税務の方で課税できるかどうかという問題が1点あります。そのあたりの判断につきましては、税務の方で十分に検討するように言っているわけです。それから、これを寄附でということになりますと、新聞の記事にもありますように、要するに公選法の問題が絡んでまいりますので、非常に難しいということで、要するに動きがとれないというのが現状でございます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 結局、動きがとれないということでありまして、何にもできないということですよ。払うべきであるというふうに思うけれども、動きがとれない。ということは、払わない現状を経過をしている。その時を追認をしていく。1年、2年、3年たってしまう、こういうことだろうと思うんですね。ということは、結果的には払わないということになるかと思うんです。これが、私は昨年9月議会から取り上げてもう6ヵ月もたった今日において、そういう態度を市長がとられるということは、先ほどの浅野議員の質問にもありましたけれども、全く議会というものに対して、眼中にない、そういうふうな言葉を発せざるを得ないわけでありまして。

先ほど関谷部長は、浅野議員の質問に対してこう言っております。「詳細な説明をしなかった。故意ではないから遡及課税はできない」、こういう答弁をされていますね。しかし、これは一般の地権者に対してならば当てはまる言葉だと思います。しかし、市長は最高責任者ではないでしょうか。自分が自分に対して説明をしなかったから課税しない、こういうことでは筋が通らないではありませんか。自分が自分に説明をしなかった責任は、自分以外のだれにあるというんでしょうか。それこそ、先ほどの関谷部長の言葉をかりれば、納税者の納得がいけない、こういうことではないんでしょうか。関谷部長、ちょっと答弁ください。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、私どもの事務的な瑕疵を原因といたしまして、遡及課税を行うかどうかという問題につきましては、地方税法第18条の規定によりまして、5年以前のものにつきましては、既に時効が成立いたしております。5年以前のものについては課税は不可能ということでございます。その課税が可能な5年間につきましても、税の公平性から考えますと、この事案以外にも同様の事例がございます。現に公共に用している実情を勘案いたしますと、課税すべきではないというふうに判断をいたしております。この租税を減免してきた課税庁側の瑕疵を納税者の責に帰して課税するということになりますと、何回も申し上げておりますけれども、納税者の信頼を裏切るという行為となりまして、とても納税者の理解が得られないというふうに考えております。御理解をお願いしたいと思います。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 同じような言葉をただ繰り返しておってはいけないですよ。9月議会から12月議会、そして今3月議会、6カ月間何の進歩もない。大変失礼だけれども、まことに思考停止的な言葉を繰り返しているだけ。そんなことではだめなんですよ。

先ほど申し上げたとおり、一般の納税者と市長という立場は違うという大前提が眼中にそれこそないじゃありませんか。市長みずからが地権者であり、市長みずからが最高責任者であります。先ほど申し上げたとおりであります。自分で自分に説明していない、だから課税はしない、こんな理屈が通るわけはありません。

要するに、私に言わせれば支払う気持ちがない、市長自身も、そういうことだと思います。

今、時効の問題が出されました。そこで私は未納の固定資産税を支払うべきである。そういう立場からお聞きをいたしますけれども、確かに地方税法の第18条第1項、消滅時効について規定をされております。ちょっと読んでみますと、「地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅する」、こういう規定であろうかと思えます。さらに同条第2項は、次のとおり規定しております。「前項の場合には、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする」、こういう規定になっております。要するに、5年間が過ぎれば絶対的に時効は成立する、こういう理解ではなかろうかというふうに思います。

しかし、一方では、時効の中断について、第18条2の第3項、「地方税の徴収権で、偽りその他不正の行為によりその全部もしくは一部の税額を免れ、またはその全部もしくは一部の税額の還付を受けた地方税に係るものの時効は、当該地方税の前条第1項に規定する法定納期限の翌日から起算して2年間は、進行しない」、こういう規定になっておるわけであります。

そこでまず関谷部長に確認をしておきたいのでありますけれども、今、私が引用いたしました条文と、その条文の内容の解釈について、私自身に誤りがあれば御指摘をいただきたいと思えます。まずその点を確認しておきます。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘をいただきましたとおりでございます。誤りはございません。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今の私の地方税法第18条1項、同条第2項、並びに18条の2の第3項を引用し、かつまた解釈をさせていただきましたけれども、それはまた、これから質問することに関連をいたしますので、頭の中に入れておいていただきたいと思えます。

そこで松野市長にお聞きをいたします。

市長は、地元町内会から別府1182番地1の土地を、不燃物、可燃物置き場の使用することに対して、何らかの金銭を受け取っておられましたでしょうか、お聞きをいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） どういう意味でのお尋ねか、ちょっと意味がよくとれませんので、きちっと御説明をお願いします。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 地元の町内会が、今までゲートボールとか、いろんなごみを出すときの用地として御利用をされておった、あるいは子供の遊び場として御利用されておった、こういうことでございますけれども、そういう中で、その使用に対して何らかの形で市長自身が地元からお金を受け取ったことがあるかないかということをお聞きしておる、確認をしておる。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 使用に対しての報酬というか、代償という形で受け取っておるといふことはございません。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ちょっと今、よく今聞こえなかったんでありますけれども、もう一度申しわけございませんが。

市長（松野幸信君） 使用の貸借、あるいは代償という形で受け取ったことはございません。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今、言葉を選ばれて答弁をされたと思いますけれども、代償として受け取ったことはない、こういう答弁でよろしゅうございますね。ちょっと私は耳が聞こえないものですから、誤解をすることもあろうかと思しますので、念を押しておいて質問をしないと失礼に当たりますので。

今、言葉を選ばれてと言ったのは、実は、私、手元に本町5組の平成15年度の会計報告を持っております。この中では、3月22日、不燃物、可燃物置き場御礼6,000円ということがございます。これが今、市長が答弁をされました代償として受け取ったことはない、こういう認識だけれども、6,000円を受け取っておる。こういうことは間違いはないですか。確認をしておきます。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 金銭で受け取ったということはないと思っております。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 不燃物、可燃物置き場という、この置き場の所有者は松野幸信市長であることは間違いありませんよね。

市長（松野幸信君） 先ほどの私の土地ですね。使っていただいております土地が対象ということであれば、要するに置き場であることは間違いないと思います。ただ、私どもとしては、町内会はそういう認識で収支報告にお書きになっているかもしれませんが、私どもとしては、不燃物、可燃物の置き場としてお貸ししたとか、そういう性格のものじゃないわけですので、そのあたりは記帳の問題というか、項目の問題だと思います。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） しかれば、市長はどういう認識で6,000円をお受け取りになっておられたんですか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） こうして土地をお貸ししてというか、使っていただいております関係から、恒例的な盆暮れの儀礼的なあいさつと、それと同じものだという性格で見ております。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 儀礼的なものであると、こういう認識を示されたわけでありませぬけれども、確かに金額的には大した額ではないと思います。しかしながら、問題はその金額の多寡にあるのではないと思っております。この町内会の報告にあるように、置き場のお礼であります。もっと言葉をつければ、お礼代であります。お礼代として6,000円を支払われておるといふふうに私は受けとめておるわけでありませぬ。そういう前提からすれば、そもそも条例上、減免手続きができていなかった、そういう問題どころか、固定資産税の減免の対象にならないんじゃないかといふふうに思うんですね。関谷部長、その点はどうですか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの件ですけれども、市長の申されたとおり、儀礼的なものという判断で、市長が申されたとおり儀礼的な判断という解釈で、私もそのように考えております。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 儀礼的な判断、儀礼的なということの中身が、問題だと思うんですね。それをもっと具体的に言えば、再度お聞きいたしますけれども、しかれば幾らまでが無償貸与ですか、幾らを超えれば有償貸与ですか。その基準についてちょっと教えてください。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） わかりません。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） わからなったら質問は続けられませんよ。重要な問題ですよ。儀礼であるかないか。儀礼でなかったら、先ほど申し上げたとおり減免の手続なんていう次元の問題じゃなくなるんですよ。減免手続が間違っていたから、あるいはそれは十分説明しなかったから、職員の監督がちゃんとできていなかったから10%の3ヵ月カット、こういう話では済まなくなるんですよ。違いますか。

議長（土屋勝義君） しばらく休憩をいたします。

休憩 午後2時49分

再開 午後3時04分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

関谷総務部長、回答をいただきます。

総務部長（関谷 巖君） 先ほど御指摘をいただきました件につきましては、先ほどもお答えをさせていただきましたとおり、儀礼的な範囲内であるという解釈、そしていろんなケースがあると思いますけれども、ケース・バイ・ケースということで、そのときそのときに判断をしていきたいというふうに考えております。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） これは、従来ずっと私も申し上げておりますけれども、特別職も含めた職員の倫理条例がないわけですが、市長という立場で、かつまた、減免の取り扱いをやっておるといふ立場を踏まえるならば、儀礼的であろうが、金額が6,000円という少額であろうが、私は政治的、道義的に受け取るべきではないというふうに思います。やはり一般人と比べて、とりわけその職務の公的性格、さらには公平性、そういうものに襟を正さなければならない。それがやはり政治家の務めであるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、きついことを言いますけれども、何だかんだ市長はうまい言葉で支払うかのような素振りを見せながら、実は全く支払う気持ちがないということだけ事実として後に残るわけであります。

結論を申し上げておきたいと思うんですけれども、先ほど私は地方税法の第18条の2の第3項を引用させていただきましたけれども、市長が6,000円をみずから受け取りながら減免を受け続けていたということは、私的に言えば、それはまさに偽り、その他不正の行為によりその全部の税額を免れたということになるわけですね。そのことを6,000円だから、儀礼的だから、

大したことではないんだという道德観、物差しが違うんですね、はっきり言って。そういうことから踏まえれば、偽り、その他不正の行為によりその全部の税額を免れた場合、時効は当該地方税の法定納期限の翌日から起算して2年間は進行しないという規定も先ほど申し上げましたけれども、先ほどの時効期間の5年と2年を合わせますと、7年分の固定資産税についてはお支払いをしていただきたい。これは遡及して支払っていただける法の範囲内の問題でありませぬ。公職選挙法なんか全く関係ありません。何にも関係ありません。さらに、残る3年分につきましては、固定資産税額にすると約300万円相当分だと思いますけれども、市長の残り在任期間、2年2ヵ月の間で毎月約11万5,000円ぐらいの給与カットを行っていただくとちょうど約1,000万近い固定資産税になるかと思うんであります。そういうふうには思っているわけでありませぬけれども、最後に、もう一度市長の今の私の質問に対する御答弁をお願いしたいと思います。その大前提は、本当に払う気があるのかないのか、法的にそれは可能なのか否かを踏まえてお答えをいただきたい。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 私が払うべきかどうかということは、税務の判断に任せませぬ。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） そういう問題じゃないと思うんですよね。自分自身が最高責任者であるという認識が全くないんですか。担当者を指揮・監督するのはだれですか。なぜ10%カット3ヵ月をやったんですか。そういうことの認識が全くない。そのことが問題なんですよ。

私はそのことを申し上げておきながら、時間もございませんので、2点目のこの土地の市の取得に係る経緯についてお聞きをしたいということで通告を出しておりますけれども、この点につきましては、若園議員の質問に対して青木公室長の方から答弁をされておられます。それを引用しながら、まず御質問を申し上げたいと思います。

ひどく渋滞、危険、現在でも飽和状態。それを緩和し、交通安全を図る、こういう旨の青木公室長の答弁であつたらうと思います。これまで198本、大野・穂積線が新たに30本で合計228本、新聞によりますと、広告が出ておりました。それを見ますと、平日が31本というふうになっておつたような気がするわけでありませぬ、いずれにいたしましても、コミバス以外は乗車と降車を別々にしようが、現在の駅ロータリーの空間に乗り入れるバス自体はふえるわけですね。その認識について、市長のお答えをお聞きしておきたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） ふえるということは間違いありません。大野町のバスが入ってくるだけはまず確実にふえます。ただ、駅の渋滞、混雑の問題は、あそこで出発までの時間、待機しているということが非常に大きな問題になっておる。だから乗降の時間は非常に限られておりま

すので、その辺がポイントになるかというふうに思っています。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） はい、西岡一成君。

19番（西岡一成君） じゃあ、逐次お聞きしていきます。

1月25日の産業建設常任委員の協議会の中で、大野町のコミバスの待機所にする、こういう説明があったそうでありますけれども、それが2月15日の全協では、瑞穂市のコミバス以外はここを乗り場とするとの説明に変わった、こういうことのようにありますけれども、それはどこでどのように、この1月25日の説明と変わっていったのか、その経緯について御報告をいただきたいと思えます。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 1月25日の産業建設委員会の協議会で、ターミナルで乗降すると言っておりましたけれども、そのときにもコミバスはそちらへ行かせたいと、あそこで発着という時間があまりございません。着いてすぐ出すということで、ピストンといいますか、送り出し、すぐやるということで、コミバスはそのようにしたいという考えで説明したかと思いません。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ちょっとよく聞こえなかったんですけども、どこの場で、その1月25日の大野町のコミバスの待機所にするという話がなぜ変わったのか、そういう議論はどこでなされたのか、それをお聞きしておるんですよ。

1月25日の産業建設の常任協議会の中で、大野町のコミバスの待機所にするというメインの話があったのがその話だとすると、そのほかは駅ということですよ、そのほかのバスは、町のコミバスも含めてね。それが1月25日の全員協議会の席では、瑞穂市のコミバス以外は元町長の土地を乗り場にする、こうなったわけですから、方針が変わったわけですよ、聞く側からすると。もともと変わっていませんでしたか。変わっていませんでしたけれども説明が不十分だったんですか。受けとめ方が違っておったんですか。ちょっとそれ言ってください。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 1月25日でございますが、あのときも市長がたしか出席しまして、コミバス以外は新しい方で乗車させるということで説明したと思えますが。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私は産業建設常任委員の議員から報告を受け、かつまた資料をいただいて御質問申し上げておるわけでありまして、その所属議員が、そういうことは聞いて

いないと、説明が変わったというふうに申しておるわけでありますから、私は執行部の今の答弁というものについて、この場でああそうですかと言うわけにはいかないわけであります。執行部の中で再度意思統一をして、答弁をいただきたいと思います。

議長（土屋勝義君） 議事の都合により暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3 時18分

再開 午後 3 時29分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

水野都市整備部長、西岡一成君の回答をいただきます。

都市整備部長（水野年彦君） 1月25日でございますが、バス停をつくるということで、協議会の議論の場で委員さんの方から、駅前是非常に混雑するというので、なるだけ待機させる時間を短くするというので、みずほバスだけはやむを得ないが、ほかのバスについては全部、乗車は待機場の方でということでお話ございまして、このように私の方も御説明をいたしました。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 産業建設の常任委員会の中できちっと意思統一されていなかったというふうな問題もあるかと思いますけれども、別にこのことでとりたてて、とやかく言うつもりももちろんございません。ただ、事実確認だけしっかり積み上げていかないと、その後のまた質問に関連いたしますから、ちょっとお聞きをした次第であります。

時間がありませんので残った時間の中で、用意した質問を聞けるところまでちょっとお聞きをしておきたいと思います。

1月25日の産業建設常任協議会の中で配付された、大野町JR穂積駅の時刻表、大野町案というふうにございますけれども、これは平成17年1月20日現在ということでございます。乗降客の予想は、朝が大野町発 100名、JR穂積発が 200名、夕方、今度は逆に大野町発が 200名、JR穂積発が 100名、合計 300名というふうになっておるわけでありましてけれども、朝は大野町から乗車される方につきましては、恐らく大野町を中心とした住民の皆さん方だと思われまますけれども、JR穂積駅から乗車される方はどういうふうな方たちなのでしょうか、その中身について教えていただきたいと思います。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 私の思っている範囲でございますけれども、ナショナルの方が大部分じゃないかなという感じはしております。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今、ナショナルの方が大部分ということでありますけれども、大野町や松下電器から岐阜バスに対して補助金は出されているのでしょうか。出されているとすればどの程度出されておるのかとか、そういう内容についておわかりになりますか。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） その点については一切聞いておりません。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 市長もいつも言われることでありますけれども、受益者負担ということをよく言われますね。もし受益者負担ということと言われるのであるならば、この大野、それから穂積線の中心的な受益者は、大野町の住民であったり、あるいはまた松下電器の人たちがほとんどであろうかと思うわけですね。そういたしますと、この土地の確保についても、具体的に600万の舗装代だとかということも、実際、市は出しているわけですが、こういうものに対して応分の負担というものをすべきであるというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。求めるべきだと思いますが。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） 基本的にバスを入れるということの根本的な計画といたしましては、大野町のバスを入れるという問題だけでとらえてはおりません。というよりも、瑞穂市のまちづくりの中で交通体系をどうあるべきかというところから考えていかなばならないという、たまたま今回は大野町のバスが入るということではありますが、将来のまちづくりの中でほかの地域からも入ってくる、要は瑞穂市へ寄ってこれるようなまちづくりを将来について考えていかなばならないというのが基本的なスタンスでありまして、部分的にそれをとらえて、大野町が入ってくるから大野町に対してという考え方から大野町、たまたまタイミングとしては大野町のタイミングになりましたし、私どもの瑞穂市としても国道21号、JRという流れの中の考えとしては、やはりこれから先々のまちづくりにとっては必要なことであるという観点から大野町が入る。その大野町から応分の負担を取るのが妥当ではないかということでありますけれども、基本的にはどれだけの金を取るかという問題もありますけれども、既得権のような形で金を取るよりも、長い10年、20年の先を考えた場合には、それを取らないでまちを発展させていくことをまず重要視すべきであるという観点から、それがひいては瑞穂市のまちづくりにつながっていくという観点から考えていく必要があると。だから、今回の場合、大野町だけを対象にしないで、まず私どもに基幹的な穂積駅というものを位置づけていく必要があるという観点から考えたということでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私は今の答弁を聞いて、また言葉が悪いですけども、よく言うよという話なんです。よく言うね、そういう答弁は。問題は、なぜ駅から南に350メートルも離れたところにロータリーをつくらなきゃいけないか。その原因はどこにあるか。その原因に対するしっかりした整備計画というものがなされていないから、離れたところにつくったんじゃないですか。それが今の助役の言葉でしたよ。まちづくりの中心に駅を考えて、何にもないじゃないですか。それは12月に私が質問したじゃないですか。どういう計画があるんですか、教えてくださいと、市長に答弁していただいたでしょう。

もう時間がないですから、ちなみにその答弁を言っておきますと、私は、今年の12月議会でも、21世紀の瑞穂市の表玄関としての駅の機能、町の機能とを総合的に考えると、市長の駅周辺整備の考え方は、長期的ビジョンとして非常に限界があるのではないかと、こういうふうに申し上げたわけですね。これに対して市長は、1万足らずの方が集まってくるだけ、経済ベースで見た場合には、可能なビジネスは非常に限られたものというか、規模の小さいものというふうに考えざるを得ない。だから、非常に大きな視点でとらえた場合、市役所の周辺に総合センターがあるし、市民センターがある。そのほかにいろんな施設をある程度までここへ集中していくような形で、カルチャーを中心にした町の顔にこのあたりをできないだろうか、こういう答弁をしておるんですよ。そしたら、具体的に、市長の答弁をされたカルチャーを中心としたというのであるならば、じゃあ、どんな規模のどのようなカルチャー的な施設なのか、何なのかを、駅周辺に集中するお考えですか。今、助役の答弁ですと、20年先、30年先のまちづくりを展望して、あそこはどういうまちづくりなんです。ちょっと市長が言いましたけど、代替地としてまた考えて議論をするならば云々ということをやちょっと聞いたわけですけども、そういうことも含めてのカルチャーの問題について、ちょっとお聞きしておきます。どういうものを駅に集中させようとされるんですか、市長。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 駅周辺を開発していくのにどういう手法がいいだろうかというお尋ねに対して申し上げたわけですけども、今のみんなの豊かな生活をしていくためのベースとしては、やっぱり文化というものが非常に大きな役割というか、重要なポジションだと、こういうふうに見ております。そういう意味で、自分たちが文化になじむ、それは見るだけじゃなしに自分たちも楽しめるというような形の機能を持たせていくような施設がこういうところにそれぞれ配置されていけばいいだろうと、こんな思いをしております。ただ、一言申し上げたいのは、そういうものはすべて公がやるという考え方は持っておりません。その形での誘導という問題は一つの重要な仕事であると。

それと同時に駅というのは、やはり人々が交流する、行き来するためのポイントですので、それに関連しての便利さというものを追求しておくというか、機能は十分に配慮しておく必要

があると、こう思っています。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） それ以上あまり具体的に詰めるつもりもありませんけれども、いずれにいたしましても、今の段階では漠とした文化的というふうな言葉のニュアンスで語られているということだろうと思うんですね。

なぜ受益者負担云々かんかんということを強調するかといいますと、これも全協かどこかで申し上げたとおりであります。瑞穂市民、つまり瑞穂市に税金を納めている市民が、駐輪場であるとか、駐車場であるとか、自分でお金を出してとめられたり、苦勞をされておられるわけですよ。ですから、そういう人たちに対して、例えば駐輪場をつくるときでも、無料という議論もさせていただいたわけではありますが、それはそうはならなかった、そういう現実がございます。という経過を踏まえれば、特に1億5,000万近い税金を使うわけですから、やはり住民が見て納得のいけるように、なるほど、そういう税金の使い方は納得できるよということであるならばいいんですけども、何だと。瑞穂市の市民の我々が税金を納めていながら、自分で用意しておるのに、片一方であんな南の方へロータリーをつくって、大野町や、それも特定の企業が圧倒的に多いところにお金を出すと、こういうふうなお金の使い方は公平なのかというような批判があるかと思うんですね。ですから、あえて強くそのことを申し上げておるわけなんです。だから、一切そのまちづくりの駅周辺の整備計画がちゃんと今現在あって、先ほどの助役の答弁を聞くならいいんですけども、それがまだこれからでしょう。立っていないんじゃないですか。今の文化ゾーン、ゾーンとは言っていませんけれども、文化的な施設を集中するという、コスト含めて。もう1回だけ確認しておきますけど、駅の整備計画は、具体的にいつからどういうふうにして立てられるんですか。今の状態のままでいいんでしょうか、駅の周辺の整備ですね。このことを再度、くどいほど市長に確認をしておきたいと、具体化についてですね。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） これからの検討課題だと思います。ですから、いつまでにどうというスケジュールということになりますと、やはりいろんな絡みがありますので、私は、この場合に一番考えなきゃならんのは、基礎的な調査をまずしてみる必要があるんじゃないかなと、こんなふうに思います。端的なことを申し上げて、どの土地とどの土地が使えるか、またそれぞれの方がどんなことをお思いになっているかということ、それがあって初めていろんな計画というか、検討ができるのではないかと、こんなことを思っています。そのあたりはそれなりに当たりを入れてみたいと、こんなふうに思っています。

19番（西岡一成君） 終わります。

議長（土屋勝義君） これで一般質問を終わります。

日程第2 議案第1号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第2、議案第1号岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後3時45分

再開 午後3時48分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第2号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第3、議案第2号岐阜県市町村会館組合同約の一部を改正する規約について議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第3号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第4、議案第3号岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を改正する規約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第4号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第5、議案第4号証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第5号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第6、議案第5号証明書の交付等の事務委託に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第6号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第7、議案第6号行政組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 11番 小寺君。

11番（小寺 徹君） この6号の職員の条例改正の中身を見てみますと、公営企業事務局部門の定数がゼロになって兼務という形になります。水道会計は企業会計ですので、企業会計の水道に従事する職員の人件費については、予算書を見ますと6人の計上がされておりますけれども、どのような形で計上をするのかということとはちょっと疑問として残りますので、それは地方公営企業法に基づく会計処理上いいのかどうかということも含めて御質問をしたいと思えます。

もう一つは、企業職員ですと、企業職員が労働組合をつくる場合は、地方公営企業関係労働法が適用をされるわけですね。これですと、定数上職員がいないということになると、もし職

員が労働組合をつくる場合は公営企業の適用は受けられないのかどうか。地方公営企業関係労働法の適用が受けられなくなってしまうのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

さらにもう1点、定数改正でございますので、議会側から議長を通じて市長に、議会事務局部門の定数をふやしてほしいという要望も出しておりますが、定数改正の中でも増員になっていないということでございます。議会側としては今後、議会として条例や政策を提言する、そういうようなことを強化していきたいということで、みんな一生懸命、今、頑張っておりますし、頑張っていく決意でございますので、そういう点で、議会事務局の定数増を考えているのかどうか、これは市長に答弁をお願いしたいと思います。以上です。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 企業会計の給与的なものでございますけれども、6名が公営企業に入っているということでございまして、ここに19名とございますけれども、実際の今いるのが15名でございます。そして、こっちの本庁舎の方で、いわゆる事務、お手伝いといえますかね、向こうとの連絡等をとったり会計事務をやったりする者がおりますので、4名採っておりますので19名にしているわけでございますけれども、企業会計の方で6名、予算を見ておりますけれども、現状に合わせまして、その予算というか人件費の割り振りをしているところでございます。

労働組合につきましては、まだちょっと私そこまで調べておりませんので、また調べていきたいと、このように思っています。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 議会事務局の定数のお話ですけれども、私としましては議会事務局の職員の事務の状況を見ながら、必要であれば増員するという考え方で、現在の段階においては、現在の4名でどうにかこなしているんじゃないかというふうに判断しております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 議会事務局の定数については、必要ならば増員をするという市長の答弁がありましたけれども、これは、もし必要な場合は定数を変更をして増員をするということに考えてみえるのか、必要ならば定数の関係なく人を1名配置するよと、そういう思いでみえるのか、そこら辺は、定数増をして1人ふやすという思いでみえるのか、そこら辺はどうかお尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 当然手続上は定数を修正しなければいけません。

議長（土屋勝義君） そのほか質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 8 議案第 7 号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第 8、議案第 7 号瑞穂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7 番（浅野楔雄君） この条例の第 4 条に公平委員会という条項がございますが、この公平委員会の構成人員、並びにどういう方がこの委員会に所属されているのか、御説明いただきたいと思います。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） この公平委員会につきましては、連合の方に事務委託をしております。したがって、ちょっと私の方で今ここに資料を持ってきておりませんので、どなたかということはありませんので、また後ほどお知らせしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7 番（浅野楔雄君） では、わかり次第ひとつ教えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。終わります。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 9 議案第 8 号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第 9、議案第 8 号瑞穂市法定外公共物管理条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第9号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第10、議案第9号瑞穂市土地取得事業特別会計条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） この条例制定案は、議案第36号の平成17年度の瑞穂市土地取得事業特別会計との関係がございますので、あわせて審議をできるようにしてほしいと思います。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

11番（小寺 徹君） それはどうされるんですか。あわせて審議してよろしいんですか。

議長（土屋勝義君） しばらくお待ち願います。

しばらく休憩をいたします。

休憩 午後4時01分

再開 午後4時28分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は18人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

小寺君から発言の要望がありますので、これを許します。

小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 先ほどの議事運営に対する動議については撤回をいたします。

議長（土屋勝義君） 日程第10、議案第9号瑞穂市土地取得事業特別会計条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 質疑の内容の後に、市長、公室長、都市整備部長に回答を願います。

今回の土地取得の堀越3万8,504平米だということに内容を確認していますが、2月15日の全協におきまして、一部工業誘致にするとということも市長から御答弁をいただいておりますが、

具体的に3万8,000平米の購入する、今言っている給食センター、ハリヨ、面積を大体どのような項目になるか回答を願います。市長、お願いします。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） いろんなデッサンといたしますか、絵はかいてみましたけれども、その面積を確定するまでにはまだ至っておりません。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） いろいろと質疑の中で言われていますように、給食センター、あるいはハリヨ、道路分、あるいは企業誘致ということを知っていますが、面積についてはまだ確定はしていないのでよろしいんですけども、今回、工業誘致になれば企業誘致条例があると思いますが、整備部長、条例ありますかどうですか。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 今のところ条例はございません。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 公室長に伺います。

今回取得する項目について事前に一般質問等、説明されている中で、行政財産と普通財産について回答をお願いしたいと思います。

行政財産につきましては、給食センター、あるいはハリヨということで指定になればなるかと思いますが、道路についても土地取得の事業特別会計に該当すると思いますが、今回、企業誘致の面積ですね、3万8,000平米ある中で目的がはっきりしていないというのは、まだこれからですけども、具体的に工業誘致する場合、普通財産か行政財産かどちらですか、回答を願います。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 一応企業を誘致するということになりますと、行政そのもの直接に対しての資産でございませんので、したがって普通財産になるという解釈でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 普通財産といたしますのは自治法の238条の第3項に規定しているわけですが、今回、普通財産である公共用地を買う場合、自治法の238条の5第1項の中に、普通財産の売り払い譲渡の場合、それで特定できるわけでございますけれども、普通財産の適正な対価なく譲渡する場合、買った場合、売る場合について、自治法237条第2項によりまして、条例の根拠または議会の個別議決が必要というふうに明文してあります。皆さん御存じのとおり、

行政財産といえますのは、給食センター、市役所、いろいろ公共に該当することが行政財産ですけれども、今言われている3万8,504平米の内訳を聞いていますと、一部そういう工業誘致をするということについては、土地取得事業特別会計のあり方と、あとは税務協議の事前協議、租税特別措置法に伴う減免の区分等、非常に難しくなると思いますが、公室長、答弁お願いします。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） いわゆる土地取得事業特別会計をつくるということは、目的がしっかりしておれば一般会計の方で買うことができます。ですけれども、目的が完全に明確でないということもありますので、この特別会計をつかってこちらで買っていくということになります。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 今、工業用地の一部取得については、普通財産の運用・処分に該当する行為でございまして、自治法96条第1項8号によりまして議会の議決要件になってまいります。もちろん今言っておる自治法の中の面積の2,000平米から5,000平米未満、金額にしては1億5,000未満ということですが、私個人的に計算しても1万平米というのは完全に面積を超えています。それはすべて議決要因になりますので、今のような議案で提出された場合、今度土地取得特別会計で取得した場合、一般会計のときにまた議会、執行部の中で疑問の中でされると大変なことになるとと思いますが、公室長、どうですか。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） その大変になるという意味がちょっと私ではわかりかねますけれども、土地取得に対して規定以上の面積、金額要件があれば、私どもも議会に諮ってやっていくつもりでございます。また、議決要件でなくても、皆さん方に対してこのようにやっていくというようなことは、また委員会等でお諮りしながら土地取得については進めていくつもりでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） もう一つ、その西側に県道が今走っていますけれども、その土地をつけかえることによって県の補助の、要するにいろいろと賠償補償費ですね、それもただけだと思うんですが、そこら辺も今後含めて、あの一帯をもし買う場合のその買い方、慌てて土地取得で買うんじゃないくて、ある程度の県道のつけかえによることによって県の補助がいただけるので、買う場合の会計の運用をお願いしたいと思います。

再度言いますけれども、今回、一部工業誘致で買うという目的は、普通財産であれば企業誘

致条例がなければいけないし、最終的には今度一般会計へ繰り入れるとき、どういう手法でどうするか、本来、公共団体がみんなの税金を使う中で経済的な価値を発揮するというに、あえて自治法の普通財産の処分・運用についてはっきり書いてございますので、そこら辺もしっかり精査していただくようお願いします。終わります。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） なぜこの土地取得事業特別会計を組むかということについてお尋ねしたいと思います。

予算書を見ますと、12億の土地取得の予算を組まれて、さらに償還金利子が1,200万円組んであります。利子は、この1,200万円全部が利子という形で理解していいのかどうかお尋ねしますし、さらにもう一つ、現在、公共施設整備基金というのが33億くらいあるかと思うんですね。そこで買えば利子は要らないわけですね。今、基金で12億、要するに貯金をしておったとしたら利子はどのくらいもらえるのか。借りた場合の利子の差額と、預けた場合のもらえるやつと、どちらが得かということもちょっと考えなあかんのじゃないかと思いますが、その辺はどうかということをお尋ねしたいと思います。

それと、私はこの特別会計を組まれるというのは、市長のねらいは、一般会計予算を組むと建設費というのは比率が上がると。市長はいつも、毎年毎年民生費が多くなっていくということで、困った困ったというような話をされるんですけども、要するに全体の予算の中での民生費の比率が、これを組むとまた変わってくるわけですね。建設費が上がるという中で全体にアピールするときは、一般会計の予算の組み替えでアピールして、特別会計というのはどっちかというよそへ行っちゃうというようなことで、こういう会計を組まれるんじゃないかなという私は気がしておるのが、これは考え過ぎかどうか、市長の考えはどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今のお尋ねは、会計の予算の中身についてのお尋ねのような感じがしますが、今は御質問でございますので答弁をさせていただきます。

私どもとしては、合併特例債が使いたいわけです。それにはきちっとした事業計画を整備して申請するという手続が要るわけです。ですから、それをしていくためにまず土地を取得する、だからワンステップ、この特別会計で取得しておいて、その土地の上にそういう全体の絵をかって特例債に切りかえていくと、こういう考え方でこの会計を使っておるわけでございます、むしろ私はこの手法の方がはるかに有効だろうと、ストレートに買いに行くということ、こういうふうに判断しております。

〔発言する者あり〕

市長（松野幸信君） 利子ですか、もちろん当然、今、国債にかなりシフトをさせておりますけれども、国債でも大体 0.1%です。この借入れの場合は少なくとも1%ぐらいは考えておかなきゃいかんと思うので、基金を使うのと、それからこういう形で借入れをしてやっていきますのとは、利子だけ見れば1割ぐらいは確実に違うだろうと、こう思います。ただ、要するに今の特例債を使えるか使えんかという問題が大きなポイントになると、こう思います。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 1件お伺い申し上げますが、この議案は、堀越紡績の土地の取得を目的とした関連の整備するための条例であります。実は、堀越紡績は、結局は簡単に言えばきれいな土地ではなくて問題のある土地だと。過去、生津のふれあい広場においても、これもシンコーホームの土地ということで、破綻した企業の問題の土地だと。この瑞穂市議会に入りましたも、その隣のタマコシの問題も破綻の処理の土地取得だと。それから駅前の松野市長の土地においてもそうした感じのする土地であると。特に堀越紡績の土地取得については、予算計上は概算12億やと。

そういう膨大なお金を問題がある土地取得になぜ急いで買おうと提案されるのか。給食センターの問題とか、ハリヨの問題もあるかもわかりません。給食センターはどこでも行政財産でございますから、きれいな土地、10億、12億も、坪単価10万円前後はかかるんやと。10万円で買うか買わないかは別として、そんな10万円も出すんだったら、調整区域、農振地域でも安いところは幾らでもあるんじゃないですか。こんな税収不足、財源不足だと。地方分権時代において交付金も来ないと。そういう時代において、非常に厳しい財政事情やということで、非常にサービス面においてもカットをされておる。そうであるならば、なぜ問題の土地、特に膨大なお金のかかる土地をなぜ買われるのか。合併特例債といういい手法があるのでという、究極はそこへ逃げていかれるような答弁になってくると。市民の税を使っていく以上、やはりどこからさしものを入れても、やっぱり公明正大な理由の通る予算編成をし、かつまた条例も整備をし、それが透明性の高い執行になるわけです。

今この堀越の土地の取得については、非常に市民感情から言って疑念を持っておられる。あちらもこちらも、ぶつぶつ話のうわさ。不明瞭なところは僕はないと思うんですけども、市民のそうした疑念というものは払拭しなければ、私はこの取得の問題については慎重に進めるべきだと思うわけです。市長にお伺いしますが、なぜこういう、私、土地の今関連の四つか五つ言いましたが、問題がある土地ばっか取得しようと考えられるのか、その点、ちょっと市長さんからお考えをお聞きしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） なぜこの土地を考えるかという御指摘でございますけれども、やはりこれだけの大きな面積、一発でまとまって購入するとか譲り受けるということは、こういう状況の土地でないと非常に難しいだろうというふうにもまず一つ考えております。

それと、今のお話のもっと安い土地があるじゃないかという御指摘でございますけど、これにつきましては、先ほど堀議員のときにもお答え申し上げましたように、市といたしましては全体の都市計画ということで、それぞれの地域を、この土地はこういうふうに使いたい、こういうふうに使おうじゃないかという形で設定しておるわけでございますので、ただ単純に安いとか高いとかいうことで何でも買いに來たりやめたというよりも、私どもは都市計画で引いた線引きの線というものは、それなりに行政としては大切に考えていかなければいけないという点もあるかと思っております。

それから、もう1点申し上げますと、合併特例債が使えるから買うということじゃないんですね。先ほど申し上げましたハリヨの池なんかでも、これが第三者に譲渡された場合には、まずなくなると思います。つぶれてなくなると思っております。

それから給食センターは、いずれにしても統合を考えなきゃならないというような課題も持っております。そういうことを考えていきますと、こういう土地がそういう事業のために使う場所としてはいいのじゃないかということで御提案を申し上げておるということでございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 市長の御答弁、確かに市長のお考えで提案をされておるとことはわかるんですけども、私は、この市の行政は市長のお考えで提案されることは御自由であります。片方の議会の権限というものは同格の権限があるものと私は思います。そうであるならば、議会がただいま重要案件として審議継続中という中において、あたかも市民に堀越紡績は今後取得するというような記事が載ったということについて、市民は、もう議会も通っちゃって何をやるんやなど。こんな不景気なときに12億前後もお金を投資して、金がない金がないとって何をやるんやなどということを言われました。一部は給食センターと、ハリヨの保護やと、3分の2ぐらいは未定やと、そういう不明瞭な形で先行的に報道が行き渡る。市長は、その関連でお尋ね申し上げますが、二元代表制についての御認識についてお尋ね申し上げます。市長にお答えいただきます。

議長（土屋勝義君） ここで皆様に報告いたします。本日の会議は、議事の都合により、あらかじめ延長をいたします。

松野市長。

市長（松野幸信君） 新聞には、そういうふうになぜ買っちゃったような、これは、私どもはこういうことを議会に御提案しているということで申し上げているわけですし、だから、これから議会で十分に御審議、御検討をいただきたいと、こういうことでございますので、議会を無視して私どもどんどん進めているとか、そういうことじゃございませんので、そのあたりはひとつ誤解のないようにしていただきたいと、このように思います。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 市長の御答弁は、まさしく賢明な御答弁と私は認識いたしますが、やっていることは疑問符がつけ加えられることが多いわけです。それであるならば、市民が一番信頼する新聞報道にコメントをされたところはどこでされたのでしょうか、お尋ね申し上げます。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 予算説明につきましては、市長公室の方でっております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 予算説明については、市長公室長でやっておるということでございますが、岐阜新聞にしても、中日新聞にしても、朝日新聞でも、過去、私は取材に見えたことがあるんですよ。何回もあります。ところが、私の言うことが事実だからそのとおり書いてもいいよと言っても、そのとおり書かないんですよ。裏を取りに行くんですよ、裏を。限りなく真実に近い新聞報道をするからこそ公的新聞は信頼があるわけですね。だから、その新聞に載った以上、純真な市民は、まさしくそのとおり、もう議会も決まっちゃってもう買うんやということに大半の人がそう思うんですよ。だから、行政当局が新聞にコメントされることはいかに重要かと。議員はみんなそれを承知してもう前へ進んでおるんやと、みんなが思われるわけですよ。それで私は市民から、すぐと明るる日に言われるんですが、まああんだ、金ない金ないと言っておいて土地をばんばん買うと。よその市町村へ行ってみやあと。貧しい市町村でもサービスはいいですよと、福祉サービスはいいですよと。

私、福祉というのは民生費だけ申し上げているわけじゃないんですね。市長も過去いつも言われておるように、福祉というのは、弱い人に補助金を与えたりするのが福祉ではない。それも一つの福祉かもわからんけれども、道路サービス、教育サービス、総合的な心のこもったサービスをするのが福祉だと言っておられました。私もまさしく福祉の象徴の言葉だと思うんです。そうであるならば、市民はいつも働いて、お金のない中で応分の負担がかかれば税を納められるわけですよ。納めなければ催促状、差し押さえまで行くわけですね。財産があれば差し押さえる。そこまで強権的な行政の執行権があって、それに従う。弱い中での血税をしのんで

税金を納められる。その税金の使い道の審査をしていくのが行政側のトップの市長権限、議会の権限やと思うんですよ、執行権を、まさしく適正か適正やないか、そのために議決権が与えられているわけですね。その点は市長さん、どういうお考えかお聞きしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） ですから、私はこの議会にこうして御提案を申し上げて、御審議をお願いしておるわけでございます。よく検討していただきまして、適切な御判断をいただければと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） やっぱり頭脳明晰であるので、もう少し心のこもった執行をしていただければ、そうした行き違いも解けるのではないかと思うわけですが、審議をしてあるんだと、まさしくそうだと。ところが審議の前に、市民はああいう新聞がどういう意味で、何でもかんでも全部ここで取材されるだけやないんですよ。確認しに見えと思うんですよ、いろんな問題について。そういうことをやられることについて、議会の権能はずばらしいから、それに付託をして審議していただいておりますと言われれば、その筋書きどおりならば、そういう疑念を持たれるような問題についてどう責任を持っていかれるのか、市長、お答えいただきたい。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今のお話は非常に私は難しい問題だと思いますよ。それぞれの記者が自分たちのいろんなあれで判断して、取材に回って、それを記事にしているわけですが、その記事を、困るとかどうとかということで介入するのも非常に逆に言うと難しいわけですし、それだとして各新聞社に一言も漏れないようにするというのも非常に難しい問題だと思います。特に今回の場合は、予算説明の中で事業としてこんなことも考えているんだということは当然説明をしておりますので、それに対していろいろと調査をして記事にされたということについて、これをコントロールするということにはどう考えておるかと言われても、はっきり申し上げて極めて難しい問題だと、どうするということもお答えしにくいと思っております。

20番（山田隆義君） 平行線になりますので、質問いたしません。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） この新聞では池がとても大きいように見えますが、実際にとても小さい池でびっくりしましたが、この新聞を見た市民から、この池にハリヨは何匹いるんでしょうかと聞かれたんですが。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 私も見てきましたけど、数えておりません。ただ、いることは確かです、現物を見ましたので。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） つまり給食センターは代替地があって、むしろほかのところの方がいいんじゃないかという議論があるわけですね。でもハリヨは、瑞穂市の中では多分ここしかいないんでしょうかね。で、新聞にもこう給食センターの……。

〔発言する者あり〕

5番（熊谷祐子君） いるんですか。そうですか。給食センターのための土地と書かないで、新聞も「ハリヨの池、瑞穂市が保存」と出たんだと思いますが、市民は「1匹1億円のハリヨなの」という言い方でしたのでお聞きしました。つまり、見たけれどわからないぐらいしかないというふうに市民には伝えればよろしいですね。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 1匹なんていう数ではないと思っております。相当おるだろうと思っています、私の目で何匹か見ましたので。ということは、多分たくさんいるだろうと思っています。それから、ハリヨはあそこだけではございません。ほかにもおりますので。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 失礼しました。巢南の方でハリヨを実際に見ましたので、今間違えました。穂積地区でという意味でした。失礼しました。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第10号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第11、議案第10号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第11号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第12、議案第11号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 全協でお願いしましたが、資料の方の母子自立支援員、家庭相談員、子育て相談員、地域児童指導員、教育相談員について、仕事の内容と、16年度、または15年度はだめですね、それから新しくする人もだめですけど、今までの実態の資料をつくるということでしたが、できていますでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） まだ取りまとめて一覧表にしてございませんので、取りまとめて報告させていただきます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第12号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第13、議案第12号瑞穂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第13号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第14、議案第13号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第14号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第15、議案第14号瑞穂市文化財保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第15号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第16、議案第15号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第16号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第17、議案第16号瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第17号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第18、議案第17号瑞穂市自転車駐車場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 第2と第3駐輪場は駅から遠いんですが、幾らか安くするという案は考えているのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 今のところは考えてございません。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 今のところですね。採決までに考えるということは。つまり、常任委員会があるわけですね。それまでにはいかがですか。

議長（土屋勝義君） 要望でいいの。質問でしたね。

5番（熊谷祐子君） じゃあ質問の形変えます。答えにくかったら。

同じ質問なんですけど、つまり反対側から質問すると、なぜ安くしないんですか。安くしない理由をじゃあ教えてください。同じ質問なんですけど。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 駅周辺ということで、あまり距離がございませんのでということでございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 関連するんですけども、ちょっとお尋ねしますが、非常に第1駐輪場、1階が混雑するから緩和するということですが、ここに出ているのも、定期利用の一月利用、3ヵ月利用、違うわけですが、ここには第1駐輪場が載っていないんですけど、どちらもちょっと計算してみると1.4倍くらいしているわけですね。ちなみに1階で第1駐輪場は一月利用で2,200円、三月利用で6,400円、約1.4倍近いわけです。ちなみに、還付の例は少ないと思うんですけども、還付の場合の1日、いわゆる瑞穂市自転車駐車場条例施行規則というものがあるんですが、それは第1駐輪場の場合、自転車1階で70円、第2駐輪場と第3は1階の場合50円、2階の場合40円、あまり例はないと思いますが、そういう差がついているんですけど、全く同じというのも整合性がないように思うんですけども、その理由を、関連はし

ているんですが、お答えください。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 今回は第1の緩和を目的でやっていますので、そこまでは考えておりません。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 緩和だったら少し差をつけていかないと緩和にならない。だれでも近いところで同じ値段なら行きたいと思うし、先ほど言いました一月、三月の方が一緒ならまだしも、先ほど言いました施行規則もそんなに、還付の場合は差があるということについて整合性がないように思いますので、そういうことで執行部の方がということなら委員会の方でまたいろいろ検討していただけたらと思います。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第18号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第19、議案第18号瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第19号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第20、議案第19号瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第20号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第21、議案第20号瑞穂市普通河川等取締条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝好君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第22 議案第21号について（質疑）

議長（土屋勝好君） 日程第22、議案第21号瑞穂市営土地改良事業の賦課の基準等の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第23 議案第22号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第23、議案第22号平成16年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） ちょっと聞きたいんですけども、今回の補正額の中で一番歳出が出ておるのは、財政調整基金3億1,000万、そして減債基金積立金が4億3,000万ということで、今現在起債残高が73億5,024万ですけども、今回そういう基金を積み上げますとトータル的に82億という基金残高になってくると思いますが、基金の運用の仕方について繰り上げ償還等の考えはなかったのかどうかお伺いします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、基金の残高でございます

ね。今、想定をいたしておりますのが、平成16年度末の基金の残高でございますけれども、76億 555万 8,000円でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 今回補正が通れば、補正額が今回財政と減債基金、両方たしますと7億 4,000万ですので、そこへ足せば83億という基金トータルになるか。補正後の金額ですか、76億というのは。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 含んでおります。財調の積み立てと減債基金は76億 500万の額に含んでおります。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 収入役、お願いします。運用について。

議長（土屋勝義君） 河合収入役。

収入役（河合和義君） 私の手元にありますのは、一般会計、それから国保を含めた基金の残高ですけど、今回の補正を含めると83億 5,285万 7,000円という予算上の数値になります。決算については利息等がありますので、若干ふえることになろうかと思えます。全会計含めてということをお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 収入役の方が答えが合っていて、それはいいにしても、資金運用のことで、前回私が一般質問した中で、縁故債の繰り上げ償還ということになってはいますが、今回そういう配慮ができなかったかどうか、そのできなかった根拠について御説明願います。

議長（土屋勝義君） 河合収入役。

収入役（河合和義君） 予算書を見ていただきますとわかりますように、まず公共施設の整備基金の戻し等々がありまして、今回も歳出の基金に償還をしております。公債費、31ページ、繰り上げ償還をしております。1億 1,904万円これを一部繰り上げ償還をさせていただいております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 今回繰り上げ償還についての起債名と、どこの銀行かどうか、確認をお願いします。以上です。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 予定しておりますのは、平成４年に借り上げております駅前広場整備事業、そして平成６年に借り上げております総合センター建設事業、そして平成11年に借り上げております中ふれあい広場整備事業、そして平成12年度に借り上げております南ふれあい広場整備事業、そして平成13年に借り上げております防災行政無線の整備事業、そして平成13年南ふれあい広場整備事業、この６本を予定しております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

３番（若園五郎君） 今、言われました具体的な事業名ですけれども、金額もわかればお願いします。これで終わります。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 繰り上げ償還額でございますけれども、まず駅前広場が 1,500万円でございます。そして総合センターが 4,640万円、そして中ふれあい広場が 3,437万円、そして南ふれあい広場が 800万円、防災行政無線が 405万円、南ふれあい広場が 900万円ということになっております。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

１１番（小寺 徹君） この補正予算で、歳入の部で、市税が３億 7,400万円、増収になっておりますね。その理由をお尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） これにつきましては、実績に基づいて、法人税、そして法人税の伸び、固定資産税の伸びがあったということでございます。なぜかと言われますと、ちょっとあれですけれども。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

１１番（小寺 徹君） 固定資産税は大体ずっとわかるんで、要するに法人税がふえ、個人で納める市民税もふえて、若干読みと違ったということの理解でいいのかどうか。そうですか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） はい。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

１１番（小寺 徹君） 先ほど若園議員も質問されました、基金の問題について質問したいと思います。

財政調整基金ですけれども、当初予算に5億円繰り入れられていますね。12月に2億円減額されて、12月の補正予算で。今回の補正予算で3億円減額されて、財調は全然16年度では使わなかったということですね。それから公共施設整備基金、当初予算では7億円繰り入れが計上されております。しかし、これも9月の補正予算で1億4,900万円減額、12月で1億700万円減額、今回3月で4億4,400万円減額、合わせて7億円ということで、使用しないということですね。今回新たに減債基金ということで4億3,000万円積み立てるということですから、基金の勘定からいきますと4億3,000万円ふえるということになります。

それから、収支計算をしますと1億8,870万円余りますね、補正予算の結果を見ても。そうすると、合わせると6億1,870万円が見込み決算でいきますと不用額になると。要するに使わなかったと。さらにまた精査して、決算ではまた人件費なんかも精算されるともうちょっとふえるかもしれませんが、こういうような形で16年度の予算執行に当たっては、基金は全然使わなかったと、さらに余ったやつを減債基金に積み立てると、そういう執行状況になっておるといことで理解をしていいのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） おおむね、今、御指摘がございましたとおりでございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 収入欄で、県の補助金で、ミニ児童クラブサポート事業県補助金が45万5,000円入っていますが、一般質問で指摘しましたように、校下によって非常に不均衡な学童保育になっていますが、これ県から45万5,000円入ったものはどのように使われているのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） ミニ児童クラブサポート事業、県補助金の45万5,000円ですが、これ放課後児童クラブで駅西会館の関係と、北部防災、就業センターのミニ児童クラブサポートということで県から補助金をいただいておりますので、その事業の中から支出の方ではそれにかかわる人件費とかいろんなところへの財源充当として使わせていただいております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） そうすると、2名指導員がいて1人は親が雇っているわけですが、もう1人市が雇っている指導員の賃金にこれが回されているわけですか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 市の財源に充当しておりますので、結果的にそういうふうになるう

かと思えます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第24 議案第23号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第24、議案第23号平成16年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第25 議案第24号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第25、議案第24号平成16年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第26 議案第25号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第26、議案第25号平成16年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます

これで質疑を終わります。

日程第27 議案第26号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第27、議案第26号平成16年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第28 議案第27号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第28、議案第27号平成16年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラン）事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第29 議案第28号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第29、議案第28号平成16年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第30 議案第29号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第30、議案第29号平成17年度瑞穂市一般会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 桜木ゆう子君。

9番（桜木ゆう子君） 項目が違うんですけど、1点ずつやればいいですか。

それではまず公共施設の料金についてですけど、教育長さんにちょっとお尋ねします。文化協会なんかの団体の中で施設を使う場合、無料と有料とあるのかないのかお尋ねします。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 施設に係りましての条例と要綱で、料金の規定とか全部あります。その中で減免の規定もございます。そういったことで、全部この要綱の中に規定されております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 桜木ゆう子君。

9番（桜木ゆう子君） あるということですので、そのある団体名は公表できますか。なぜその団体だけが減免といいますが、無料になっているのかということは聞けますか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 減免等に係りましては、今度は手続の書類があるんです。それに従って、それを認めるか認めないかということで当然違いが出てくる。例えば、ちょっと今、条例の法規の文章がさっと出てきませんけれど、例えば児童・生徒が使う場合には減免規定がございますし、そういったこともこの規定の中に書いてございます。

〔挙手する者あり〕

教育長（土屋勝義君） 桜木ゆう子君。

9番（桜木ゆう子君） すみません。実は有料で払っている団体の方から、なぜそういう差があるのかと聞かれたんです。自分たちは払って、全く同じ団体、違う部門じゃなくて、流派が違うということで減免を受けているという、市民がそこをわかっていないんじゃないかなと。私も、どうして一方だけ無料で、ある人だけが払っているのか、そこが答えられないんです。ですから、そういったことは誤解を招くもとであって、やはり減免するということはちょっと市民に対して不公平なように思いますので、なるべくなら全部の練習の時間を無料ということはおかしいんじゃないかなと思うんですけどいかがですか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 体育施設関係でございまして、まず10条で使用料、体育施設を利用しようとする者は別途に定める使用料を納入しなければならない。11条、使用料の減免。教育委員会は公益上特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、または免除することができる。それで今度は、規則の方でこれを詳しく定めております。条例第11条の規定により、使用料を免除する範囲は次のとおりとするで、(1) (2) (3) (4) (5) まであります。ここで一応こういった基準が全部これに定められております。ですから、この条例及び施行規則に従って減免、あるいは免除をするということになります。ちなみに免除する範囲は次のとおりとする。(1) 市及び市議会が構成員である団体または特別地方公共団体がその行政目的に使用

する場合、(2) 教育委員会、私立学校、私立幼稚園及び教育委員会。私立学校・私立幼稚園が構成員である団体がその教育目的のために利用する場合、(3) 市または教育委員会が行政目的または教育目的のため、共同主催もしくは後援となり利用する場合、(4) 市域で構成される社会教育団体、文化芸術団体、社会福祉団体及びその他公共的団体がその目的のために利用する場合、(5) 各号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認めた場合、そういった規定がございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 桜木ゆう子君。

9番（桜木ゆう子君） 確かに文言にあると思うんですけども、そういったほかの団体も市の行事に参加するから無料にしてくれというふうに言われると思うんですけども、だから、私が思うには、何年間も無料で免除でやっているということが妥当なのかどうか。例えば、市の行事に参加する1ヵ月前、2ヵ月前ぐらいから、練習に当たっては減免なり免除なりというのはいいですけども、1年間はすべて無料というのは、ちょっと市民の感情を損なうじゃないかなと思うんです。幾らかでももらっているよということ、どれだけ使ってもいいということで、その辺がちょっと感情が、やはり隣同士でやっていますので、そういったことが起きるんじゃないかなと思うんですけども。私たちも、どうしてなのと聞かれても、返答に困るんですけど、その辺は考えて、ひとつどういうふうになるのか、今ここで答えは無理だと思いますけれども、一応今後のことも考えていただきたいなと思います。答弁は結構です。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） こういったことは情の世界ではなかなかできない。すなわち、まさに日本はそうですし、この瑞穂市においても法令主義といいますか、文書主義といいますか、ですからこの条例、それから施行規則等で定められたそういった姿の中で私たちは実際の仕事をしていくということですので、情の世界だけで判断しかねる、すなわち書かれている内容をきちっとした実際に執行していくと、そういったことがどうしても基本になると思います。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 桜木ゆう子君。

9番（桜木ゆう子君） はい、ちょっと納得はできませんけれども、終わります。

もう1点ですけども、ごみ袋についてです。以前、青いごみ袋、今も青も使っているんですけども、今ほとんどが白になっていると思うんですが、最近テレビの特集でやっていたけれども、カラス対策で黄色のごみ袋が非常によく効くと。私も実は、猫がいるもんですから、自分のとこの猫じゃないんですけど、よその猫が食べに来るので、いつもブルーの器だったんです、プラスチックの。それに入れて外に置くと、帰ってくるといつも道路に落ちているんですね、そのプラスチックの容器が。風が吹いて道路に飛んでしまったのかなと思ったら、

カラスが持っていくんですね、器ごと。それで最近黄色にしたんです。そしたら全然、黄色だとカラスがえさに来ないんですね。やはり、これは本当かなあと。これは今、研究段階だということですが、ある東京の一部の都市ではモデル的にその黄色のごみ袋を使っているということですので、いずれは当市においてもそういったことを考えていけば、少しでもカラス対策、ごみを散らさない、ネットをかけることも大事ですが、黄色はカラスだけじゃない、猫とか犬とかの予防にもなりますので、ネットはもちろんやるのはいいんですけど、やはり黄色いごみ袋というのも考えていただきたいなと思います。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 98ページの体育施設費の中で、工事請負費1億5,120万円が計上されております。予算概要を見ますと、14ページに仮称ということで大月運動公園整備事業、生津ふれあい広場事業ということで説明が載っておりますが、これ一般質問でもございましたけれども、この施設をどのようにつくるかということが、一般質問の中でもまだはっきりしておりませんでした。それで、どういう施設をつくる場合には、市民が今どういうスポーツの要求があり、どういう施設をつくってほしいという要望があるかというところから出発して施設を考えていくということが必要だと思うんですね。面積が非常に広いので、いろんなことが考えられるわけでありまして。そういう点で今、瑞穂市の市民がどのようなスポーツをやりたいかと、そのためにはどのような施設を欲しいと思っているのか、そこら辺のことをどのようにつかんでみえるかお聞きしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 今お尋ねの件は今後の進め方のことですね。どちらにしても大きな施設ですし、市全体といいますか、市の中の生津にしても大月にしても大きな施設ですので、早急にできるということではありませんので、今後、関係の皆さんの御意見を聞きながら進めていきたいと思っております。

ただ、今何をするかということは特に考えておりません。当面、多目的な広場ということで。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 意見等を聞く場合、関係団体の意見を聞いてということですが、もう少し広範に今の市民のスポーツに対する要求の声を吸い上げるということで、考えて意見集約し、その要望にこたえる施設をどうつくっていくかということで、つくるまでのプロセスを具体化してほしいということを思います。

それで私は、一般質問の中でこの予算というのは駐車場の整備とかそういうようなことだということをお聞きしておるんですが、大月の運動場というのは今の図書館と健康センターのところの駐車場整備ということですから、これは独自の大月整備の大きな中の特に一部ということで、あれはスポーツの運動場とは関係なしに、事業名で見ると、あそこのずうっと中のものですけど、単独の事業だという認識をする必要があるかなあということを考えておるんですが、そういうことでいいのかどうか。しかし 9,400万円というのはどんな駐車場になるのかちょっとイメージがわかんのですが、随分べらぼうな工事が組んであるんですけども、そこら辺をちょっと事業計画を出してもらわんと、うんと言えないような状況ですね、駐車場設備というだけでは、と思います。

それから生津ふれあい広場については、この間、買ったところですけども、海のものとも山のものともわからんところに駐車場だけつくっちゃうと、あとそれが支障になってしまわないかと、どういうものをつくるかというときにですね。6,000万円もつぎ込むと、それがまた駐車場がないということになってくるときに、壊さないかんということになって6,000万円がむだになるということが起きないかどうかということですね。便所とか何か、倉庫とかということも言ってましたけれども、そういう点ではもっと総合的な何を建てるかということが決まってから整備工事をやるべきであって、むだにならないかということをおもうんですが、その辺はどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 生津の方からまずお答えしたいと思いますんですが、生津で実は大会をやったときに、北側に 200台少しの駐車場があります。トイレもあるわけですが、女性が1の身障者用が1、男子が大1小2で小さいわけですね。駐車場もそうです、あれだけの面積で、何かちょっと大き目の大会をやるには、駐車場も少ないですし、それからトイレも少ないということで、当面、形で使っていくにしても駐車場は少な過ぎる、それからトイレも少な過ぎる。それから後、やっぱり荷物を、道具を一回一回運ぶ必要があるということですので、あそこで使う分のテントといす・机が入るような倉庫を予定したいということですし、それから一方、大月の方の話ですが福祉センターの前の駐車場と、それから県道際の方ですね、植栽、県道の方に今歩道があるわけですが、あそこに搬入路をつくりたいですね。駐車場より搬入路、それから駐車場。それから一部水路の方の植栽、結構面積があります、ちょっと扁平な形ですが、8,000ぐらいでしたかね。面積的には細長い形でずうっとありますので、あそこの分の整備ということでこの金額を計上させてもらっております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） もうちょっと具体的に事業計画を図面を出して、面積がどのくらいあ

って、どのようなものをつくってということを出していただかないと、どうも理解ができませんので、ぜひひとつその辺を早く出してほしいと。議会採決する前までにぜひひとつ出してほしいと思います。そうしないと、いいかどうか採決ができませんよね。と思いますので、ぜひひとつよろしくお願ひしたいと思います。どうですか。出せるかどうか、お尋ねしたいと思いますが。

議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 生津の方は今設計中として、ポンチ絵みたいな形の絵なら出せますが、正式な絵といえますか、正式書類は今現在積み上げている段階です。そんなことですが、どの程度の資料が必要なのでしょうか。今のところはまだ正式な書類としては上がっておりません。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 普通、予算を組むときは、どういう規模で、どういう工事をやって、積算も根拠を示して説明書を出すというのが我々の要望なんです。けども、何にもわからずにどっぷりで書いてあるということ自体が予算提案の点では不備だと思うんですね。そういう点で、今後、予算を提案するときには、そういう積算根拠まで示した内容の説明書をつけながら予算提案をするということをぜひやってほしいし、まずそれに近づけるためにはどんな面積があって、どのようなものが建つのかということくらいは出してほしいと思うんですね。そういう点で、できる範囲の内容を出してほしいということを要望しておきます。要望ですから、それくらいのものだなということに理解しますし、いいです。

次、51ページですけれども、民生費、児童福祉費に保育所建設補助金2億1,921万円、予算概要書には11ページに清流みずほ保育所建設補助金2億3,762万円が組んであります。説明の中では未満児保育所を建設したいという要望があったと。そういう点で、定数60人規模の保育園をつくるということで、それに対する補助金だということですが、一般質問でもありましたけれども、補助要綱もはっきりしない、そういう中でこの補助金というのは本当に妥当な額なのかどうかというのが議会として判断ができないんですね、全然材料がないですから。そういう点で、何を基準に議会側はこれがいいかということに判断をするのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 小寺議員さんの保育所建設補助金2億1,921万2,000円、これは民生費の方で計上してございます。そのほかにですが、大型公共施設木造化支援事業補助金ということで、木造を、県内産のを使用するということで1,841万ということで計上してございます。それで現在ですが、総事業費3億1,682万9,000円ということでの、清流みずほさんの

総事業費に対して、従来、施設整備ですと、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1負担ということで決まっておりましたが、補助金制度がなくなりましたので、従来の国・県の相当分4分の3以内ということで予算を計上させていただいております。これからどう基準を決めていくかということですが、清流みずほさんも詳細設計等に入ってみえないですので、その辺の補助単価を見きわめながら、また私どもの補助金交付要綱を策定しながら実施していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） このような予算を計上するということになりますと、約3億2,000万の建設事業だということの中で、瑞穂市はこれだけ組んであるということ、それだけなべに入れてしまうということ、そこら辺の話になっていくわけですね。補助要綱もその内容になった補助要綱をつくって、ずっと合わせていくということになってしまわへんかという気が私はするわけでありまして。そういう点では、しっかりと補助要綱をつくって、そしてその中から予算を割り出していくという方向にしていく必要があるのではないかと思います。

それからもう一つ、今、瑞穂市の保育園の状況を見ますと、先般の一般質問でも生津地域に保育園がないと、ぜひ建ててほしいという要望が出ております。そういう点では、そういう要望を受けて、公的な保育園を建設していくということを要望を聞きながら、さらに足らんとところは民間にお願いをします。そういうのが、私は筋道だと思います。そういう点で、今後の保育園の政策ですか、保育園の政策が必要だと思うんですね、今後の子供の状況を見ながら。ぜひひとつ生津に建設をして、そういうことでやっていくという方向での考えはないのかどうか、その辺は市長に答弁をお願いしたいと思っております。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） この幼稚園、保育園関係というのは幼保統一という問題で今検討してまますけど、それとは別に、この経営をどう考えるかということですが、私自身としてはできるだけ民へシフトしていきたい、こういう考え方でおります。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 未満児の保育園ですから、当然共稼ぎの方が預けたいという場合については、やっぱり家の近くの保育園に預けて勤めに出たいということが、預ける方からの要望だと思うんですね。そういう点では、各地域の施設に未満児を保育する受け皿をつくって、そして今待機者の受け皿を考えていくというのが私は基本だと思うんですね。そういう点で、新たにつくりながら未満児の定数を確保して要望にこたえていくと、そういうことが必要だと思うんですね。それでは安易に60人、未満児の待機者がおるからすぐに民間へそれをばいっと委

託するための保育園ということではいかなのじゃないかと思しますので、私の見解はそういうことでございます。

最後の質問ですけれども、敬老会の助成金が 300万ちょっと含まれておりますが、この敬老会の助成金の経緯についてお尋ねします。

巢南町と穂積町の合併する前の14年度は、敬老会の助成金としてどのくらい実績でやられておるのか。15年度、16年度の実績は幾らかということをお尋ねしたいと思えます。さらに、合併協議会の際の協議の調整では、敬老会助成事業についてはどういう確認がされているのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 敬老会の関係でございますが、これは何回も御質問いただいております、平成14年度の敬老会、旧穂積・巢南の経費ということでございますが、旧穂積の方は 233万円、これは敬老祝賀会の実績額ですね。巢南地区には 590万 8,000円、平成15年度の敬老祝賀会といたしましては 138万円ちょっとだったかと思えます。それから、そのほかに敬老祝い金ですね。これは敬老祝賀会の経費ということでございますが、敬老祝い金の実績ということで、平成14年度は旧穂積地区では 655万円、旧巢南では 140万円、平成15年度につきましては 1,151万円、平成16年度では 768万円ということで、敬老祝賀会の経費以外で敬老祝い金を支出しております。

敬老会のことでの合併協議会でどういうふうに調整されていったかということですが、小寺議員さんも合併協の委員さんでよく御存じかと思えますが、これはAランクになっておったかと思えますが、調整方針といたしましては、小学校・中学校区単位での地域開催型の敬老会に移行し、現行の予算額内で実施するということでの調整方針になっていたかと思えます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

1 1 番（小寺 徹君） それで合併協議会の調整方針でいきますと、14年度の実績ということで約 820万円程度の予算というのは妥当だということになるのではないかと思います。そういう点では、今回の助成金の予算額が少ないということをおもいます。そういう点では、この協定の調整方針を踏まえた助成金にしていく必要があると思えますので、ぜひひとつ検討お願いしたいということをお望みして質問を終わります。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3 番（若園五朗君） 103ページの職員の時間外の件でございますが、三つ質問します。

職員の時間外手当ですけれども、前年度対比 3,900万減になっておりますが、すばらしい金額

ですが、その根拠なり、どういうあれでこうなったか回答願います。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） この金額につきましては、今年度の実績を踏まえて減額をいたしております。特に内容を充実した勤務を行うようということで、職員を指導しておるといところでございます。基本的には実績に基づいてということになります。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） わかりました。

2点目にしまして、31ページの交通安全対策費の件ですが、信号機の設置計画の件ですけれども、実際には公安の方で協議するかと思っておりますが、今現在の設置計画、あるいは16年度の実績で北方警察署ではワースト10はすべて8件について瑞穂市になっていますが、今どのような計画でなっているか、回答願います。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 信号機の設置計画でございますけれども、今年度、昨年夏ごろでございますけれども、北方警察署の方で検討委員会がございますして、その検討委員会で作られました優先順位でございますけれども、まず1番目が朝日大学の前、学生が横断をすることで、これは中川の橋が開通するという前提におきまして、朝日大学の前が優先順位1位というのが今ついております。これは点滅信号ということでございます。押しボタン式ということになります。そして、2番目は北方・多度線のバイパスでございますけれども、祖父江地内中川の橋の西側の交差点が一応2番目ということでなっております。そして3番目は、巢南のデイサービスセンターの西のT字路でございますけれども、非常に交通量が多くて危険であるというようなことで、そこが3番目というふう聞いております。とりあえず3番までということをお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 次に、110ページ、助役にお伺いしたいんですが、公共地の取得費、一番下の段でございますが17年度、別府と本田コミュニティーということで6億7,500万、平成17年度から18年ということで土地開発公社で取得するわけでございますけれども、巢南のときにも土地開発公社の農振区域を取得する場合、本来宅地をもって一般会計に入れなければならないのが、現在でも普通財産になっております。今回の土地開発公社、市街化区域の場合、どのような地目でどのような形で一般会計へ繰り入れるか。あとは最終的には合併債に乗せるということですので、その場合、現況で一般会計に入れるのか、造成費が含まれている金額かお尋ねいたします。以上。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） もともと土地開発公社で買おうというのは、その年度内に事業がうまく土地が買えるかどうかという問題も含めてございますので、要は土地開発公社で買って、そしてコミュニティセンターとかいうのも起こしていこうという、そういう基本的なスタンスであるから、土地開発公社というものをうまく利用していこうという考え方が基本となっております。そういうことです。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 助役さんに聞きますが、土地開発公社のあくまでも取得する目的がしっかりして、それに対して最終的には同じような一般会計へ繰り入れるということですので、その対応をきちっとお願いしたいと思います。最終的に、本来土地の目的は、それなりの公共用地の目的があるということが原則ですので、理事長でもありますので、そこら辺きちっと対応を今後お願いしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） 先ほどから質問がありましたように、コミュニティセンターをやって広場をきちっとつくっていく、そういう筋でございます。ですから、それに向かって土地開発公社を使って土地をまず取得していこうという計画でございます。それで事業を起こすということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 回答は要りませんが、実際、旧巢南の土地開発公社から合併して、今現在一般会計へ入っておる土地が農地になっているわけございまして、今後、運用等きちっとしないと、ただ執行部提案に対して議決してくる要件で、あくまでも詳細についてそういう法的な手続をとってきちっとやることについて、土地開発公社が取得して、地目変更きちっとしないような形で、今後とも、理事長ですのでお願いします。以上。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） まず清流みずほに建設資金を2億2,000万円市から出すという件についてですが、保育所を民営化したいという流れで出されることは伺いましたが、現在の公立保育園の入所率は調べた上でしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 瑞穂市立の保育所の入所状況ということでございます。当然私ども

3歳・4歳・5歳の入園申し込みの状況、あるいはゼロ歳、10ヵ月以上ですが、1歳、2歳の入園申し込み状況等検討し、未満児につきましては入園申し込みがありまして、なお順番待ちということで、48名の待機者があるという状況の中で、清流みずほさんの補助ということで今回提案させていただいておるものでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 私も調べさせていただきました。入所率はただいま、3歳未満児と3歳以上児、すべて合わせて89.6%、つまり90%でゆとりが100人あるわけですね。この各園を見ますと、穂積保育所は定員が丸々60人いて、実際3歳以上児しか預かっていなくて42人しかいないと。ですから、例えば穂積保育所を赤ちゃん保育にすれば現在の施設が丸々使えることになるわけですね。それから、お母さんたちからは、なるべく公立で、しかもお母さんたちも友達同士になりたいから近くでしてほしいというのがあるわけですが、本田保育所でも、これは全部3歳以上児ですけど43人にゆとりがあり、牛牧第2でも21人あり、中保育教育センターでも20人余りがあると。ですから、2億2,000万円私立にお金を上げるならば、これを公立に使えばもっと安く、お母さんたちも喜んで近くでできるわけですが、ひたすら民営化路線でこういうことは考えないのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 今お尋ねの穂積保育所の関係で、例えば穂積保育所は定員60名で現在は42名ということですが、これはそれぞれ国の方にこの保育所の定員は報告してございますので、現時点で穂積保育所を希望してみえますのが42名ということですが、余裕があるということでの御質問かと思いますが、今私立の幼稚園へ行ってみえる方もありますので、私立の幼稚園へ行ってみえますのは、大体市内の対象児の約3割ぐらいは私立の幼稚園等も行ってみえますので、例えば穂積保育所が未満児保育ということになりますと、施設改修とか、またその該当児が戻ってみえたときの余裕、また施設改修というようなことが起きる可能性がございますので、それぞれ3歳・4歳・5歳については1クラス30名ということでの定員で配置をしておりますので、年度によって増減等がありますので、一概にこの年この年ということでの施設改修というわけにはいかないのではないのかなということを思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） ですから、2億2,000万円使うんなら施設改修も十分できるという意味でお尋ねしました。

いまひとつこの件で、現場の先生方の御意見というのは何も聞かないのでしょうか。聞いてあつての上の結論なののでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 現場の先生方の御意見と言われると、ちょっと私の方質問の趣旨が、例えば現場の保育園の先生方はどう思っているかということでございますか。今回の清流みずほさんの補助金を出すことについては、現場の先生方の意見は特に拝聴しておりません。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 質疑ですので、要望はなしで質問だけいきます。

次に二つ目、児童クラブの事業委託料というのが230万円計上されていますが、これをどこに幾ら払って委託しているのか知りたいと思って担当課へ行きましたが、議員は節・目については知る必要はないと言われて教えてもらえませんでした。ここで、このように皆さん長時間にわたって全部事細かに聞くのはとても大変だと思うんですが、教えていただけませんでしたので、よろしくお願いします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 業務委託料の児童クラブ事業委託料の関係かと思えます。私の方が予定しておりますのは、本田小校区の誠心児童館と放課後児童クラブということで予定をしております。これは、いずれも国の基準ということで200日以上、20名以上ということでの規定ですが、この辺の金額等については、これからまた内部について検討させていただきますが、国の基準での積算ということで御理解を賜りたいと思えます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 積算を教えてくださいたいと思えます。これ積算根拠があってここに出ているわけですね、合計のイコールで。窓口に行っても聞けないし、ここでも聞けないというのはどういうことでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 本田小校区の誠心児童館といたしましては、現時点の予算の積算の内容では約153万円、それから放課後児童クラブの関係ですが、77万5,000円を計上してございます。実際交付する時点では、これは予算でございますので、また変更があるということだけ御承知おき願いたいと思えます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） はいわかりました。

三つ目に、補助金というのがたくさんあるわけですが、ちょっと幾つか取り上げさせていただきますが、例えば今、各自治会で総会が開かれていますが、自治会には交付金というのが自

治会長ではなくて団体に2種類交付されていますね。ある自治会で市から幾らもらってるのかという疑問を抱かれて書類をとったところ、市に提出している戸数と大幅に、本当は少なかったわけですね、市へ出しているのが非常に多かったという事実がありまして、指摘したところが、多ければ多い方がいいだろうというのが役員さんのお答えだったそうですが、この補助金を渡したところに、その団体の中で何軒分幾らもらっているということを決算報告書に書くべきだという指導はあるのでしょうか。

2点目、市に対して補助金をどのように使ったかというのを、領収証つきで報告の義務というのではないのでしょうか。これが二つ目です。

三つ目、例えば自治会なんかの公に対する補助金については、広報とかで、年間このように補助金が出ていますということを市民に知らせたことがあるのでしょうか。あるとすれば、最近ではいつでしょうか。3点お聞きいたします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 自治会での関係でのお尋ねかと思いますが、自治会活動振興交付金ということで、たまたまここでは負担金補助及び交付金ということで計上してございますが、自治会の活動振興交付金ですので、私の方から自治会活動の事業に使っていただくということで交付ですので、使途についての報告はいただいておりません。

それからほかに、当然自治会の公民館の補助金関係もありますし、それから事務取扱交付金という名前も載っていますが、これは自治会の広報の配付手数料ということ交付をさせていただいております。いずれも、自治会長さんから交付の配付手数料とかそれから自治会の加入世帯ということで報告をいただいて、補助金、あるいは事務取扱交付金ということで出させていただきます。

補助金につきましては、補助金交付規則にのっとりまして、当然実績報告等をいただいてそれぞれ事業の内容等を確認しておりますが、自治会活動振興交付金とか自治事務取扱交付金は私から一方的に交付するということから、報告は求めておりません。

それから広報に出したかということですが、どれだけ自治会に金額をそれぞれ交付、あるいは補助金を出したという自治会ごとのことは、特に広報等ではお示ししたことはないかと思っております。ただ、毎年、自治会の新しい自治会長さんが見えたり何かするときには、市から依頼する事業の内容、それからそれぞれ活動内容についてはこういうことで交付をさせていただくということで、毎年4月か5月ごろの新しい自治会長さんにお示ししていますので、それ以後の、例えば各自治会で総会にどうのとかいろんなことについては、私どもは特に指導したことはございませんが、自治会にお任せしておるということでございますので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） そうしますと、先ほどちょっと例に挙げましたように、不正があった場合、実際の戸数の2倍、市に届け出があって、2倍分もらっているわけですが、市が一切チェックできないということになりますよね、そういう不正を。それが1点です。それから、一番身近な公金だと思うんですが、市民も、その人は疑問を持たれたからわかったわけですが、市民も一番身近な公金をチェックできないということになります、今後、今のようやり方を改めるといことは考えませんか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 要は自治会の加入の世帯数の確認方法のお尋ねかと思いますが、私の方、自治会長さんから広報の配付世帯、その辺とか、実際の世帯数ですね、自治会の加入率ということですが、それぞれの自治会によってばらつきがございますので、例えば自治会の予算・決算等の提出を求めて、その会費を納めているかどうかということのチェックは可能かと思いますが、自治会の予算・決算を出しなさいというようなことは、今のところうちの方から自治会に対しての補助金ということではございませんので求めておりませんが、極力チェックできるものはなるべくしていきたいとは思っておりますが、事務手続上、なかなか難しいかなあとっております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） ですからチェックできるように、積算根拠をきちんと市民に知らせることと、または自治会長に指導するとか、決算報告を求めるとか、それを考えないんですかとお聞きしたわけです。今後、ぜひそのようにした方がいいんじゃないかと思いますが。

四つ目に移ります。この中に本田コミュニティーに2,353万という予算が計上されていますが、学童保育関係でいいますと、本田校下は誠心寮が今やっていますね。牛牧校下につきましてはコミュニティーセンターでやっていますね。市長の考えは、各地区にコミュニティーセンターをつくって、そこで子供の居場所づくりと同時に学童をやっていきたいというお考えだと今まで伺っておりますが、この本田コミュニティーに関してはそこでもやるとなると本田地区には二つできる、生津地区には全く学童がないという状態になりますが、この本田コミュニティーの中で学童のことを考えるのかどうか、生津地区のお母さんから聞いてくれと要望が出ていますので、お尋ねいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 本田のコミュニティーセンターでは、学童保育というか、児童クラブを考えます。それから生津がないじゃないかという御指摘ですけど、実は生津のすぐ横に資料館がございまして、私ども資料館をもう少し有効に使えないかということをいろいろと考えてい

るんですけども、ずばり申し上げまして、児童クラブをつくった場合にどの程度の方が利用しただけかということがつかみ切れてないというのが今までの一つのおくれている経緯でございます。ですから、先ほど一般質問のときもお話しありましたように、児童クラブのやり方の問題を早くしっかりした形で考え方を整理して、できれば資料館で立ち上げることができればいいなと、こんなふうに思っていますけど。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 先ほど生津地区のお母さんが傍聴に見えていまして、怒って帰られましたが、生津地区の学童保育が立ち上がらなかったのは、資料館がまさに地域の方に借りられなかった、それから学童保育はそこではとても無理だという結論だったからであって、市長さんの答弁ではないということで怒って帰られましたが、そうすると考えているということでしたら、本田地区には誠心児童館とコミュニティーと2カ所できるということですか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 誠心児童館は、私ども考えております児童クラブとはちょっと性格が違いますので、そのあたりをひとつ理解していただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 私もそう思いますが、子育て世代次世代の策定計画では人数が立派に織り込まれておりますので、市の姿勢としては織り込んでいるわけです。

次の質問に移りますが、別府保育園の土地を買って、西側に、新しく買った方に保育園を建てる計画がありますが、これは別府保育園の先生たちには、現場が一番よくわかるわけですね。園長先生を初め、意見はお聞きした上での計画でしょうか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 別府保育園の園長さんとか、そういう方に保育園としての機能はどうあるべきかということについては意見をいろいろと聞いております。ただ、どういう形の建物にするかということは議論を全然しておりませんけれども、どういう機能を持たせるべきかということについては十分に現場の意見を聞いております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） ぜひ、これは保育園の計画だけではありませんが、現場の方々というのは現場が一番知っているわけで、新しいのをつくっても現状でも、とにかく現場の方たちの意見をやっぱり聞くべきではないかと思います。

最後に、駅周辺整備に2,358万円計上されていまして、委託料と駅周辺の整備となっていま

すが、駅周辺がしてないじゃないかという声がありましたが、この積算根拠をお尋ねいたします。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 委託料は 100万程度でございまして、予備費的なものでございます。あとバス停ですね。今度のバス待機所ですが、その周辺整備の事業費と通常の維持管理費でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 確認いたします。委託料が 100万くらいですか。それから周辺対策工事で 2,250万くらいかかるということですね、あのバス停で。よろしいですか、それで。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） バス停の工事は 1,200万円くらいですね。あと通常維持工事とか、そういう駅周辺の維持管理工事を全部含めますので、総額で 2,300万ですね。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 95ページ、総合センター費のところですか。委託料 6,540万。そのうちの清掃委託料が 1,500万、それから空調保守管理委託料 950万、それから舞台保守管理委託料 930万、同じく舞台・照明・音響設備保守管理委託料 580万、それから一番最後に施設管理委託料で 2,000万と、これ一体、例えば舞台二つ委託料を別々に出して約 1,500万、それから空調設備保守管理料 950万。例えば空調設備保守管理料、修理料も入っているのか、ただ点検するだけで 950万かかっているのか。それから清掃委託料の 1,500万、これ、いわゆる外のガラスふきとか、そういうものをすべて入れての値段なのか。そうすると、施設管理委託料の中に清掃、当然、施設を管理するというのであれば入ってくると思いますが、この予算の仕分け方、非常に疑惑を持たれる仕分けの方法ではないかと疑問に思うんです。もう一番おもしろいのは舞台のところは二つあると。それ合計しますと 1,500万になるんですね。こういうふうに市民から疑惑を持たれる項目、これ順番に私やりますとあすの朝までかかりますので、一応総合センター費のところだけで一遍お尋ねしたいと思いますが、いかがですか。

議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 清掃委託料ですね、施設の中の清掃です。常駐の人がいて常に清掃をしていてくれるものですし、また空調設備の保守が 946万、全体の空調設備の保守点検です。修繕料等は、細かい消耗品については入っておりますが、大きな修理費は別でかかってきます。それから 100万単位のエレベーターもしかりですし、舞台の保守管理と照明・音響設備ですが、

1人常駐で入っておりますので、金額の大きい方ですね、929万の方が舞台を使うときに、専門の職員の派遣を受けて入っております。人件費も含んでおりますので、920万の方ですね。片一方の方は単純に保守点検だけです。

あと一番最後の施設管理公社へ委託しております2,050万、これは受付事務を含めてやっていただいております。一番最後の2,000万ですね。常に常駐3人程度ですかね。あそこの受付事務、それから貸し出しとか、それから巡回とかのもので、別でございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） はい、わかりました。いろいろと苦しい答弁もございましょうし、これ以上深くは追及しませんが、やはり市民が予算書を見たときに、こうやって同じ舞台保守管理、舞台照明・音響、まして舞台とか音響ね、1週間丸々使っているわけじゃないですから、そういう点から考えれば、非常に疑惑を持たれる可能性がありますし、空調設備の950万も、5日か1週間のうちの月曜日から金曜日までずうっと全部、全館が作動しているわけじゃないですから、なるべくこういう疑惑を持たれるところ、明確に今後変えていただいて、これとこれはここというふうに今後書いていただくとありがたいと思います。終わります。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 具体的な金額ではないんですが、予算概要のところでは教育委員会から答弁をいただきたいと思ひまして、御質問をいたします。

予算概要の13ページ、このページから教育委員会所管の事業が始まっておるわけでありまして、その中の市民文化・市民スポーツの振興という項目の中で、具体的に言ってしまうと、いわゆる瑞穂演劇祭というのがことしの2月まで行われて、旧穂積町の時代から5回にわたりまして行われてきたわけでありまして、それが具体的な形では上がってきていないということでありまして、当該事業につきましては、これは確実にという証拠をつかんでおられませんけれども、来年度以降、岐阜市へ移るといような話が一つうわさとして出ているわけでありまして、ここに出ていないということは、それが事実であったというふうにこれは認識していいのか。これまで事業として行ってきたものが、ここで消えてしまったということについての教育委員会側の考え方とか理由、そういったことがわかればということで質問をさせていただきます。お答えをいただけますでしょうか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 瑞穂演劇祭にかかわってですが、ここには項目だけでは出ておりませんが、生涯学習センター自主事業の中に予算立てで入れております。昨年と同額で、一応

これは入っております。それから演劇の、何か高校とか、あれのことですか、どこかへ行くという話は。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 高校の件についてではなくて、具体的に言いますと、今年の1月の終わりから2月14日まで行われました催しですね。いわゆる複数の演劇団体が集まりまして、総合センターで行った例の事業であります。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） そのことについては、私たちは全く何も聞いておりません。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） ちょっと今の質問は私もそこに関係をしておりますので、なかなか質問しづらいことではあるんですけども、今お話ししましたよううわさというのは出ておりますと同時に、隣町の岐阜市が、その催しをぜひともうちへ誘致したいという意向があるということを知っておるわけですね。ということは、隣町が欲しがるような事業を企画しておいて、みすみす持っていかれるということも、あまりよろしいことではないんじゃないかということで、こういう質問をさせていただきました。

以上、私の伺いたいことはわかりましたので、ここで質問を終わります。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） まず1点、先ほど桜木議員が教育長に質問されたことについての答弁で、ちょっと私と認識が違うところがあるもので、あえて議場の中で記録を残しておかないかんじゃないかなと、まず思ったもので、発言をさせていただきます。減免団体の取り扱いについては、いろいろあるかと思いますが、子ども会、PTA等は別ですけど、例えばスポーツ団体、文化団体等で減免、あるいはそういう猶予を受けようとする団体は、まずもって2月の会議、総会等に出てこない、それ以降にもし立ち上げて認めないよということを過去に言ってみえたような記憶がございます。違っておるのであれば、違っておると後で言ってください。記録に残しておきたいもので、あえてしゃべっておりますので、よろしく願いいたします。

それと予算概要書の方なんですが、9ページを見たときに、社会福祉事業ということで、瑞穂市社会福祉協議会運営事業補助金ということで約5,100万円見えてあるわけなんですけれど、これについての積算根拠をというようなことを言いますとまた長い話になりますので、この福

祉協議会の会長を助役が兼務してみえるというのは間違いなかったでしょうか。その2点をよろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 施設の使用にかかわりましては、実は、いろんな話を僕も聞いております。そういったこともあって、先般の2月20幾日でしたか、2日間にわたってそういった施設の使用にかかわる説明会を開催いたしました。実は、さまざまな話を聞いておりましたので、生涯学習課の課長以下担当者も全部そろって、私と教育次長もあわさって、ずうっと一文一文見ながら課題を整理し、また確かめるところは確かめていくと、そういったような動きを今年度やりました。そのときに、その会議に出てこなかったら、あとは借りることができませんよというそういう話は、私は聞いておりません。ただ、借りる場合には、

〔発言する者あり〕

教育長（今井恭博君） 減免ですか。私もそこには出ておりませんので、そういう説明をしていったかどうかは、ちょっとわかりかねますが、それは私の感じから言えば、言ってみれば、まさに先ほど申し上げた規定に従ってやることですので、ちょっと趣旨が違う、もしそういう言い方をしているとすればね。それは検討しなければならんことだと思います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 今は助役が兼務しております。社協の会長は助役が兼務ということ です。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） まず教育長の方から、どうも回答ありがとうございました。ややもすると、教育行政全般にかかわって広いもので、御存じのない部分もあろうかと思しますので、私も勘違いがあるかもしれませんが、先ほど桜木議員が言われた、また今、議員の顔を見ているとそうやそうやというふうにならずにうなずいてもらえるということは、僕の言っていることがまず間違っておらんのやないかなというふうに思っておりますし、一般市民の中のとらえは、あの2月の段階で、施設利用にかかわって説明会に出ておらないと減免の団体とは認定されないよというのは、まことしやかに言われておるのか、事実なのか、一度確認された方がいいと思います。といいますのは、先ほど言いましたように、年度途中からその団体が立ち上がったときには、翌年2月のその会議で次年度の4月以降じゃないと減免等が受けられないというふうに認識しておりますので、一度そこら辺は御確認ください。よろしく願いいたします。

それと今、松尾市民部長の方からありました瑞穂市社会福祉協議会の会長が助役であられるということで、予算の方5,100万円、また、それ以外にも多々、ほかのページ等をめくっていきますと、社協のやつに関しては本当に目をあけてきちっとした予算が組んであるということ

で、これはまさしく福祉に優しいまちということで喜ばしいことじゃないかと思うんですが、各種団体にかかわって、補助金要綱等ということが議員の中からありましたけれど、瑞穂市の条例に従って補助金が決まっている団体は多々あるわけなんです。それでも、今まで補助金要綱の中に「市長の裁量による」という一言により、その補助金が、例えば上限 100万であっても 110万出していただいていた団体とか、いろんな団体があるわけなんですけれど、それを今年度からぴたっと切って条例に合わせてある団体もあるわけなんですけれど、そういう団体に対して、例えば教育委員会なら教育委員会が中身をきちっと精査されてそのようになったのか、ただ、やっぱりこれは条例に従ってだめだからすぱっと切られたのか、どういう考え方でやられたのか、教育長、よろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 今の話の団体は、具体的にわかっております。一応まずは教育に係る補助金要綱がございますね。これどういうわけかわからんけれど、今年度の執行分がそれよりも高い金になっているんですね。一応は、やっぱり要綱に合わせるということを一つは考えました。それから具体的な中身等については、まだ私の方で実績報告書をいただかないと、具体的な中身のことはわかりません。ただ、事業計画書は当初にいただいておりますので、そういった立場から申しわけないですけど、やっぱり要綱にある金額できちっとという、そんな立場で考えたところでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） ありがとうございます。今教育長、団体がわかると言われましたので、あえて言っておきますけれど、PTA連合会でございます。58万円が50万円になっておる。私もこの職に入る前に連合会の会長を長く務めさせていただいておったんですけど、事前の問い合わせは一度もございませんでした。そして、今現在においても、きっと今年度の決算報告書はできてないと思います。その中であって何でなったのか。これは自分の所属団体であったのでいうということじゃなしに、先ほど言いましたように、例えば社会福祉協議会、助役さんの会長であられる会であると。そこが中がどうなっておるか、すみません、精査しておりません。けど、ぱっと見たときには、目を開けてみえるなど。だけどそこに顔がないと、ひょっとしたら寂しいのかなというふうに思われることもあるかと思いますので、せんだってから若園議員が言ってみえますように、補助金要綱をきちっとつくっていただいて、そこらの各種団体に対してはきちり説明をして、市民の理解を得るようにしてからやっていかないとなかなか厳しいところも、本当にきつい声も聞こえてこようかと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。

引き続いて、予算説明書の方なんですけれど、103ページを見ましたときに一般職員の職員

手当、給与を見たときに、本年度と前年度を比べたときに、今職員数が4名ということで削減効果が6,700万というふうに出ておるんですが、これ来年度から株式会社ができたときに、株式会社で事務の効率化を図るということで、こちら辺の削減効果がもっとあらわれてきておるのかな、積算見積もりしてあるのかなと思っておったんですけど、なかなかそれがあらわれておらん。ややもすると、先ほど議員の質問に、関谷部長だったと思うんですけど、答えられた残業が、来年は厳しく見てあったというのは、こういう株式会社ができて委託業務が始まるもので、そちらの方で効率が出るんやよという御答弁があろうかと思ったんですけど、どうもそうじゃなかったんですけど、であるとするのであれば、株式会社をつくった効果というのは予算の中のどこに反映されるんでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 株式会社を設立しての効果というのは、むしろこれからは出てくる問題ですし、また一気にには出てこないと思っております。なぜかといいますと、やはり職員が、そういう表現が悪いかもしれませんが、順番に定年退職で減していきます。その後の補充の体制とこれとの絡みで出てくるわけですので、だから株式会社をつくりましても、要するにここへ委託していきますというか、ここに分担させます事務というのはそれにあわせて徐々に持っていくという形で、すぐに株式会社ができたから何千万出てくるという性格のものではないということだけ御理解いただきたいと思えます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） ありがとうございます。ということは、来年度の予算にはなかなかすぐには反映できないよということで認識はしておきます。

これにかかわって、関連で質問をしていくとちょっとずるい話になるかと思うので、議長にお願いなんですけれど、議案を終わってから、その後にその他の項目を設けていただいて総括をやらせてもらえないでしょうか、お尋ねです。

議長（土屋勝義君） 議案についての総括質疑になっておりますので、篠田君に申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） じゃあすみません、今の発言は不適切ということで議長権限で記録から削除いただけたらありがたいかと思えます。

先ほどの質問に関連してなんですけれど、みずほ公共サービス株式会社、すぐには経済効果が出ないよというふうに、今市長の方から御答弁あったんですけど、きょう議員ポストの中に定款等が入っておりまして、これを見ていくと本当にすぐに効果の出せるような定款内容が多々あるわけなんです。例えば掲示物設置及び除去等環境美化業務、この掲示物設置というの

は、私の推測するに、例えば選挙ポスター等、選挙があればそういうのをここに委託するということじゃないかと思うんですけど、こういうのなんかでもすぐ出てくると思いますし、あるいは道路補修及び水路清掃業務なんかというやつでも、やっていけば本当に水路補修、水路清掃ですね。今、某会社でバキューム清掃等やっておろうかと思うんですけど、そういうやつなんかでも本当に株式会社でやっていけばすぐ効果が出る、あるいは道路補修という部分でやっていけば効果が出るんじゃないかと思うんですけど、これを考えますと、この間うち、市長のお言葉の中にありました民間圧迫はしないよと言っておったやつが、ややもすると圧迫をするんじゃないかなというふうに想像されますし、給食の調理及び配送に関する業務というのもあります。これを考えますと、今度新しくつくると言っておる給食センターの業務を公設民営という考え方になるというふうに方向が見えてくるような気がするんですけど、それについてのお考えを、よろしかったら答弁をお願いいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 定款に書いてある目的の事業がそのままずばりすぐに動くということはちょっと難しいかと思っております。ですけど、前段にお話の業務につきましては、現在施設管理公社に出しております業務が非常に多いわけで、もう既にアウトソーシングしている性格のものもかなりあるわけでございます。それで、前に議論をさせていただいたときに、なぜ施設管理公社があるのに株式会社をつくるかというお話の中で、施設管理公社という形で受託するには、不適切な業務がその中にも含まれておるので、そういうものを整理していきたいという一つのねらいもお話し申し上げたかと思えます。そのあたりをまず整理することから順番に始めていきたいと、こんなふうに思います。そうすれば、株式会社へ出すか施設管理公社へ出すかということだけですので、市の会計面におきましては、まだすぐには効果は出てこないということかと思えます。

今の給食センターの調理業務をここに書いておりますけれども、これもどういうスタイルに持っていくかということの一つの課題の中で、この株式会社で受託するという道も残しておいた方がいいんじゃないかということで、定款の目的の中に入れておるということで、必ずしもやるということではございませんので、そのあたりは御理解いただいております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） ありがとうございます。今、施設管理公社にやっている業務であるというふうに聞いて胸をほっとなでおろしたのか、やっぱり危機感を持って、来年はあれですけど、2年、3年後にはだんだんだんだん侵食されていくんやなというふうに、本当に業者も競争していかないのかなというふうに思ったかは、そのとった人の考え方と思うんですけど、いずれにいたしましても、この間の一般質問でもさせてもらいましたように、発注者と受

注者が一緒というのはあまり適切じゃないと思いますので、そこら辺をきっちり精査するにはどうしたらいいか、また行政側の方から議会に対して提案が欲しいと思います。

最後に一点は、新会社の社長ということをごく言うておったんですけど、あまり同じことばかり言うておっても、どんな人なのかと思われるかもしれませんけれど、世間のうわさでは行政を退職された方がやるんじゃないかとか、いろんなことを言うてみえますが、またこれがややもすると職員の方の天下り先ではないのかという声がございまして、そこら辺の市民の疑念を払拭させるためには、やっぱり市長のお言葉をいただくと、その言葉を我々議員は、議会の広報マンの一員として皆さんに伝える義務があると思いますので、市長の口から御発言をいただくと大変ありがたいんですけど、どうぞよろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） この株式会社の社長につきましては、いつも私申し上げておりますように、外部からというのを基本的な考え方として持っております。ただ、立ち上げていく段階では、はっきり申し上げまして十分に報酬をお支払いするだけの収益がこの株式会社では出ませんもんですから、その間、どういうふうにしてつないでいくかという、そのの形ができ上がっていくまでのつなぎの問題については、もう一工夫要るのかなと、こんなことも実は思っております。けれど、将来、基本的には社長は外部。それから、これは天下りの場所ではないということは明確に申し上げておきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） ありがとうございます。株式会社の質問については、それで終わらせていただきます。

先ほどの予算概要書の方にありました社会福祉協議会の方に戻るんですけど、これの間も社会福祉協議会の会長が助役ではおかしいよということで、県の上部団体の方から絶えず指導を受けておるということを福祉協議会の中で意見があったわけなんですけれど、それについて助役、あるいは総括課長、どうお考えか、御回答をよろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） おかしいよとかいう話は何もやってないんですけども、私の方としては、どういう意味合いか。ただ、会長を行政がやっておるかという中身ですか。それはいろいろ地域によって違いますし、全く行政はやっていないというところもございまして、現在は、そんなことを言うてはなんですけど、この辺の地域では行政がやっておるところが多いかなというふうに思いますけど。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 議論がかみ合わないような話ですと私も恥ずかしいですので、松尾市民部長、これについてはよく御存じかと思うんですけど、関係上部団体からどのように指導を受けておるか、市民部長の方からよろしくお願いします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 篠田議員さんの御質問の趣旨は助役が兼ねておることの中身ですが、実は地域福祉活動策定委員会の中で、そういう事務局が説明した経緯がございます。ただし、実際にそういう書類的なことは私の方では確認しておりませんが、策定委員会の中で出て、なおかつ理事の互選であるということで、たまたま理事の助役が会長を兼ねておることでの答弁があったかということを確認しております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） ありがとうございます。福野助役におかれましては、合併以前の巢南町長を経験してみえるときに、中小学校のすみれ園等を本当にきちっと立ち上げられて、そこら辺には造詣の深い明るい方やというふうに認識しておりますので、その方が会長をやっていただけておるといのは大変喜ばしいことかと思いますが、ややもすると先ほどの質問にもさせてもらいましたように、これもマッチポンプの部分じゃないかなと。横並びの団体であって、そこに行政の三役の方がかかわってみえるもんで、ここの予算はというふうに勘違いをされるというような部分から、そういう上部団体からの御指導があるということにも、松尾部長もうんうんとうなずいてみえるんですけど、そういうことじゃないかと思しますので、本当に市民の方に疑念や疑惑を持たれないような組織づくりも大事かと思しますので、また、そこら辺について御配慮をいただけるといいことだと思しますので、よろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後 6 時59分

再開 午後 7 時08分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は18人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第31 議案第30号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第31、議案第30号平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算

を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第32 議案第31号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第32、議案第31号平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第33 議案第32号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第33、議案第32号平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第34 議案第33号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第34、議案第33号平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第35 議案第34号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第35、議案第34号平成17年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第36 議案第35号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第36、議案第35号平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラン）事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第37 議案第36号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第37、議案第36号平成17年度瑞穂市土地取得事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） この予算案は、堀越紡績の跡地を購入するということでの予算であります。堀越紡績からいつの時点で購入の申し入れがあったのか、お伺いをしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） ちょっと予定表もございませんので、ちょっとわかりませんが、ひょっとして1年ぐらい前じゃないかなという感じはしております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 合併以前、巢南町時代にも堀越からこういうような申し入れが巢南町

にあったというようなことを、ちらっとお伺いしておるんですが、その辺は福野助役さんの町長時代にあったのかどうかお尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） 正式にそういう話というものは、買ってくださいとかいう話はございませんでした。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 給食センターの建設を予定する以前から、堀越は買ってほしいということで、巢南町時代、穂積町時代にあったということ判断しておるわけです。そういう点では、私はこの予算案というのは堀越の土地を買ってほしいというのが最初にあったんじゃないかということを感じるわけであります。

もう一つお尋ねしますが、この堀越の現在の土地は銀行の抵当に入っているのかどうか。どの銀行の抵当に入っているのか。その辺はできる範囲でお答えをお願いしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 買収をするというか、譲渡を受けるということは、堀越ありきではなくて、堀越さんからこの土地を市で使えないかという話がありましたので、私どもとしては何とか合併の経緯とかいろんなことを考えていくと、あれだけまとまった土地というのはそう簡単に手に入りませんし、また位置的にもちょうど町のセンターになりますので、いろんなことに使えないかなということを考えてみたということではあるわけですね。だから極端なことを申し上げますと、今申し上げましたように堀越ありきということじゃなくて、市として利用できない土地であれば、購入する意思は私自身は毛頭ありません。市としてそういう市全体をつくっていく事業計画の中で、あの土地を活用できると、そういう方法としていろいろ御説明申し上げておりますような考え方というのは市にとってもいいんじゃないだろうかということで、要するに取得する方向で検討したと。こういうことでございます。

それから、あの土地が抵当に入っているかどうか、どこの銀行に入っているかということは、正直申し上げましてつかんでおりません。ただ、お仕事をやめになった一つの経緯から見まして、あの土地を処分されたお金は、そういういろんな形の精算に使われる可能性はあるんじゃないかと、こんなふうに思います。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） この土地を購入するに当たっての予算が12億ということで、坪単価に換算すると約10万円ということになっております。今、十八条地域の農地の最近の売買価格を調べられて、どれくらいかという認識はされておるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 農地と比べて幾らということでありますけれども、私どもそこら辺の換算はしておりません。西岡議員の質問であったように、いわゆる相続税評価とか、固定資産税評価を参考にさせていただいて予算をつくったと。ただ予算のためのこちらは大体の評価でございますので、実際、正式鑑定していただけるともっと安くなるかもわかりません。一応私どもは大体そこら辺だったらいけるだろうということで、予算をとにかく上げたということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 議案9号の土地取得事業の特別会計、先ほど質問したんですが、青木室長にお尋ねするんですけれども、3万8,000平米の中で1万平米は給食センター、そしてハリヨとか道路等の関係で一部企業誘致ということを全協で言われた経緯があるんですが、先ほどから言っていますように、市が買って、また企業にそのまま流すことについて、法的にどういう手続でどうかということについて、本来、私は企業誘致条例で設定し、その分は次に移さなければならぬと思ひます。本来、給食センター等については行政財産であり、今回買う分については普通財産の運用になるかと思ひますが、そこらの仕分け等、再度確認します。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 企業誘致するのかどうかということは、これからまだ検討の段階でありまして、新しい企業を誘致するということは、まだ今の段階で申し上げるわけにはまいりません。既存の市内の業者の中で、ちょっと事業を拡大したいからどうだという話もあるかもしれませんが、そんなこともいろいろ考えますと、新しい企業を誘致するという方向性はまだ出しておりません。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 本来、土地を買うについては目的があると思ひます。そういう今の回答を聞いていますと非常に不鮮明ですので、そういう内容については継続をかけてしっかりと論議していかなくゃいけないと思ひます。本来提案されたなら、それなりの目的があり、どうかという面積の裏づけが必要であり、しっかりと議会の方で回答をいただきたいと思ひましたので、今後その内容について総務委員会等に諮っていかれるので、最終的にどういう結論が出るかわかりませんが、今の答弁では目的がない土地を買うについてはいかがかなと私は思ひます。

以上で終わります。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第38 議案第37号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第38、議案第37号平成17年度瑞穂市水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第39 議案第38号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第39、議案第38号市道路線の認定についてを議題とします。これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第1号から議案第38号までについて（委員会付託）

議長（土屋勝義君） 議案第1号から議案第38号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

散会の宣告

議長（土屋勝義君） 本日はこれで散会いたします。長時間御苦労さまでした。

散会 午後7時22分

